

# 新型コロナウイルス感染症への 対応の記録

～ その時、山形県はいかに対応したか ～

〔 令和2年1月～令和5年5月 〕



山 形 県



## はじめに



令和2年3月31日、県内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから、3年以上が経過しました。この間、次々と特性の異なる新たな変異株があらわれ、何度も感染拡大を繰り返し、県民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしました。

このため、県では、新型コロナを未曾有の大災害であると捉え、県民の皆様への命と健康を守るため、その時々での感染状況や変異株の特性にあわせ、医療専門家や関係団体等の御意見も伺いながら、全庁を挙げて、保健医療体制の確保やワクチン接種の推進、まん延防止等重点措置などの感染拡大防止策に取り組んできたところです。

このような中、政府は、本年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、季節性インフルエンザと同等の5類感染症に見直しました。

県では、新型コロナウイルス感染症への対応が大きな転機を迎えたことを契機とし、今般の新型コロナ対応の経験を集積し、経済対策を含め、5類感染症移行までの様々な取り組みを振り返り、市町村や医療専門家等の御意見も伺いながら、その成果と課題を整理することで、次の感染症危機に備えることとしました。

最後に、今回の新型コロナウイルス感染症への対応にあたり幾度となく貴重な御意見を賜りました医療専門家の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、本県の感染拡大防止に向けた各種取り組みに御理解と御協力をいただきました県民や事業者の皆様、医療現場の最前線で御尽力いただいた医療従事者をはじめ関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

令和5年12月

山形県知事 吉村美栄子



# 新型コロナ克服に向けた主な山形県独自の取組み



R2.4 県境を越えて県内に移動する方々への啓発活動及び検温の実施（山形蔵王PA）



R2.5 新型コロナ克服・創造山形県民会議を設置（県庁502会議室）



R2.12 「コロナ差別ノー！宣言」県民運動キックオフイベント（県庁講堂）



R5.4 福祉マスクドライブ（県庁ロビー）



R2.5 「県民総活躍で愛のマスク運動」で寄贈された手作りマスク



R2.6 「新・生活様式」啓発ノボリ旗



R3.4 山形県新型コロナ対策認証制度を創設（写真は認証ステッカー交付式）



R4.5 大型連休における啓発活動（山形県総合運動公園）



**融資制度**

R2.2~ 地域経済変動対策資金（全国的にも例を見ない無利子・無保証料の融資制度、無利子はR2.3.16~R2.8.31までに認定したものに限定。）

R4.4~ ウィズコロナ対応借換資金（第1号：R4.4~、第2号：R5.4~）

**消費喚起**

R2.5~ 県民泊まって応援キャンペーン(R2.5~R3.12)、県民県内お出かけキャンペーン(R2.5~R3.12)、県民泊まってお出かけキャンペーン(R3.4~R4.10)、やまがた旅割キャンペーン(R4.10~R5.6)等

R2.4~ がんばる商店街緊急応援事業(R2.4~R3.2)、山形県プレミアム付きクーポン券（第1弾：R2.10~R3.9、第2弾：R3.10~R4.3）、地域消費喚起推進事業、中心市街地・商店街活性化支援事業(R4.4~R5.2)等



# 目次

はじめに

新型コロナ克服に向けた主な山形県独自の取り組み

第1章	これまでの取り組みの概要	1
1	初動対応（令和2年1月～3月）	1
（1）	県対策本部の設置	1
（2）	地域ごとの検査・医療体制の整備	1
（3）	小・中・高等学校及び特別支援学校の一斉休業	2
（4）	県主催イベント等に関する対応	2
（5）	県内第1例の確認	2
2	県内第1波以降（令和2年4月～11月）	2
（1）	県民総活躍で愛のマスク運動等の展開	2
（2）	全国を対象とした緊急事態宣言の発令	3
（3）	高齢者施設内の集団感染への対応	3
（4）	知事と医療専門家との意見交換会の開催	4
（5）	県域を越えて県内に移動する方々への啓発活動及び検温の実施	4
（6）	新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部の設置	5
（7）	新型コロナからみんなを守る県民リレー	5
（8）	感染者や医療従事者に対する偏見や差別防止の協力要請	5
（9）	イベント等の開催に関する基本方針の策定	5
（10）	山形県新型コロナ対策応援金の設置	5
（11）	山形県総合文化芸術館の開館	6
（12）	新型コロナ克服・創造山形県民会議の設置	6
（13）	県独自の注意・警戒レベルの運用開始	7
（14）	山形県「新・生活様式」宣言の推進	7
（15）	感染症専門班の設置	7
（16）	新型コロナ安心お知らせシステムの運用開始	8
3	県内第2波以降（令和2年12月～令和3年2月）	8
（1）	病院内の集団感染への対応	8
（2）	県独自の注意・警戒レベルの引上げ	8
（3）	消費喚起キャンペーン等の一時停止	8
（4）	「コロナ差別ノー！宣言」県民運動（あったかハートリレープロジェクト）	9
（5）	新型コロナワクチン接種総合本部の設置	9
（6）	県立学校における卒業式等の実施	9
4	県内第3波以降（令和3年3月～令和3年4月）	10
（1）	県と山形市による緊急事態宣言の発出	10

(2) 県と寒河江市による緊急事態宣言の発出.....	11
(3) 山形県新型コロナ対策認証制度の創設.....	11
(4) 県と鶴岡市の合同要請.....	12
5 県内第4波以降（令和3年5月～令和3年6月、アルファ株の流行）.....	12
(1) 知事と医療関係者による緊急メッセージ.....	12
(2) 県と南陽市の合同要請.....	12
6 県内第5波以降（令和3年7月～令和3年12月、デルタ株の流行）.....	13
(1) 夏休みやお盆期間における感染防止対策の呼びかけ.....	13
(2) 県独自の注意・警戒レベルの引上げ.....	13
(3) 感染拡大防止特別集中期間の設定.....	13
(4) 新型コロナの経口治療薬対応薬局の整備.....	14
(5) 新たな「注意・警戒レベル」の設定.....	14
(6) 次の感染拡大に備えた医療提供体制の確保.....	14
(7) 年末年始の感染拡大防止に向けた取組み.....	14
7 県内第6波以降（令和4年1月～令和4年6月、オミクロン株の流行）.....	15
(1) 無料検査の実施.....	15
(2) 県独自の注意・警戒レベルの引上げ.....	15
(3) まん延防止等重点措置の実施.....	15
(4) 再拡大（リバウンド）防止特別対策期間の設定.....	15
(5) クラスタ抑制重点対策の実施.....	16
(6) 平時への移行期間.....	16
(7) オミクロン株 BA.2 系統への対応.....	16
8 県内第7波以降（令和4年7月～令和4年10月）.....	17
(1) オミクロン株 BA.5 系統への対応.....	17
(2) 発生届の限定化.....	17
(3) 県独自の注意・警戒レベルの見直し.....	18
9 県内第8波以降（令和4年11月～令和5年1月）.....	18
(1) 感染再拡大への対応.....	18
(2) 年末年始の医療ひっ迫回避に向けた対応.....	18
10 5類感染症への移行期間（令和5年1月～令和5年5月）.....	19
(1) マスク着用に係る取扱いの見直し.....	19
(2) 福祉マスクドライブの実施.....	19
(3) 感染症法上の位置づけ変更に伴う対応.....	20
(4) 県対策本部の廃止.....	20



第2章 取り組みの成果と課題	21
1 県対策本部の運営、組織体制	21
(1) 県対策本部の運営	21
(2) 組織体制	21
2 感染拡大防止対策等	21
(1) 県民・事業者等への協力要請等	21
(2) 感染急拡大時の緊急対策	22
(3) 県対策等の周知	23
(4) 県有施設の利用制限	23
(5) 山形県新型コロナ対策認証制度	23
(6) 高齢者施設・障がい者施設等における感染対策	24
(7) 保育施設等における感染対策	24
(8) 学校における感染対策	25
(9) 感染者数等の公表	26
3 医療提供体制等	27
(1) 相談体制の整備	27
(2) 外来受診体制の整備	28
(3) 検査体制の拡充	28
(4) 患者受入体制の整備	29
(5) 救急搬送体制の確保	30
(6) 宿泊療養施設の確保	30
(7) 自宅療養者への支援	30
(8) 医療用物資等の確保	31
(9) コロナ後遺症への対応	31
4 保健所業務	32
(1) 相談体制	32
(2) 積極的疫学調査	32
(3) 自宅療養者の支援	33
(4) 入院調整・移送	34
(5) 感染管理指導	34
(6) 文書事務	35
(7) デジタル化、DX（デジタルトランスフォーメーション）等	35
5 県立病院における対応	36
(1) 山形県病院事業局新型コロナウイルス感染症対策本部の設置	36
(2) 新型コロナウイルス感染症患者受入病床の確保	36
(3) 外来患者への対応及び「山形県PCR自主検査」センターの運営	36
(4) 院内へのウイルス侵入リスク低減対策の実施	37
(5) 医療機器及び医療資材の確保	38

(6) 医療スタッフの確保及び育成.....	38
6 ワクチン接種の推進.....	38
(1) 新型コロナワクチン接種の枠組み.....	38
(2) 県におけるワクチン接種促進の取組み.....	39
(3) 県において実施したワクチン接種事業.....	39
7 市町村、関係機関との連携.....	40
(1) 市町村対策本部との連携.....	40
(2) 市町村保健福祉部門との連携.....	41
(3) 東北6県及び新潟県、政令指定都市との連携.....	42
(4) 関係団体等との意見交換.....	43
8 新型コロナの影響を受ける県民、事業者等への支援.....	43
(1) 営業自粛（休業）・営業時間短縮の要請に係る協力金.....	43
(2) 10年間無利子・無保証料の融資制度の創設をはじめとした県内中小事業者等への支援.....	44
(3) 県内経済の消費喚起策.....	47
(4) 県民（学生、ひとり親家庭、新型コロナ対応従事者）への支援.....	50
第3章 山形県議会における対応.....	51
第4章 新型コロナ対応に関する医療専門家の意見.....	55
第5章 新型コロナ対応にあたり（寄稿）.....	57
第6章 新たな感染症危機に向けて.....	65
資料編	
資料1 県内における新型コロナウイルス感染症の状況	
資料2 新規感染者数と確保病床使用率の推移	
資料3 県内における新型コロナウイルス関連死亡者数の推移	
資料4 コロナワクチン接種の進捗状況	
資料5 政府の動向と県の対応の経過	
資料6 山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部組織体制図	
資料7 新型コロナウイルス感染症に係る会議の開催状況	
資料8 山形県における新型コロナ対応の目安（注意・警戒レベル）	
資料9 緊急対策等における協力要請	
資料10 全国知事会を通じた政府への要望状況	
資料11 新型コロナ対応関連予算の推移	

# 本 編

# 第1章 これまでの取組みの概要

## 1 初動対応（令和2年1月～3月）

### （1）県対策本部の設置

政府では、令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」 という。）の患者が確認されたことから、対策を総合的かつ強力に推進するため、閣議決定に基づき新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置した。3月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が改正され、新型コロナが特措法の適用対象とされたことから、3月26日には特措法に基づく政府対策本部が設置され、28日には今後講じるべき対策を整理した新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）が決定された。

県では、1月24日に県庁・各保健所に電話相談窓口を設置したほか、2月7日に県危機管理要綱に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、3月26日には特措法及び山形県新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部（以下「県対策本部」という。）に移行した。令和5年4月20日までに本部員会議を69回開催し、新型コロナの発生状況やワクチン接種の進捗状況、ウイルスの感染力や病原性、首都圏や近隣県の状況などを分析し、医療専門家の意見も踏まえながら、感染対策等の協議・決定を行った。（組織体制図は資料6、開催状況は資料7参照）



【山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部 本部員会議（県庁 502 会議室）】

### （2）地域ごとの検査・医療体制の整備

保健所においては、県庁と連携しつつ、感染の疑いのある人等の検査を行う帰国者・接触者外来の設置や、陽性者が確認された場合の入院について、地域内の感染症指定医

療機関との調整を行った。また、検体採取から衛生研究所への搬入、入院勧告までの一連の流れを医師会等に周知し、地域ごとの検査・医療体制を整備していった。

こうした体制整備を進める中、全国で徐々に感染者が発生し始めたことから、報道等で不安を感じた住民や医療機関からの相談が保健所に多数寄せられることとなった。こうした相談に対して、保健所では24時間体制で対応しつつ、相談の中から感染が疑われる方については、検査誘導を行った。

### (3) 小・中・高等学校及び特別支援学校の一斉休業

2月28日、知事が臨時記者会見を開き、小・中・高等学校及び特別支援学校について、3月2日から春休みまでの間、全国一斉に臨時休業するよう文部科学省から要請があったことを受け、県立学校に対し3月2日から春休みまでを臨時休業とすることを指示し、市町村教育委員会及び各私立学校に同様の対応をするよう要請したことを発表した。

また、3月12日、県教育委員会では、県立学校に対し、臨時休業に引き続き春休み（学年末休業・学年始休業）とし、当面の間、これまでと同様に生徒は登校せず、講習や部活動も行わないことを指示し、市町村立学校についても同様の対応とすることを市町村教育委員会に依頼した。

新学期については、文部科学省の教育活動の再開等に関する通知等を踏まえ、本県の状況を勘案し総合的に判断し、基本的な感染防止対策の徹底やクラスター発生防止対策を講じながら、学校教育活動を再開する方針とした。

### (4) 県主催イベント等に関する対応

県では、3月22日、県が主催する不特定多数の者が参加するイベント、特に、全国的又は県外からの参加者を見込むイベント等については、当面、中止又は延期とし、それ以外のイベントについては、換気や身体的距離の確保などの感染拡大防止対策の徹底や、県外からの来場自粛、来場者の連絡先の把握等の環境を整え、各部局の判断で開催するとの方針とした。

### (5) 県内第1例の確認

3月31日、県内第1例となる新型コロナウイルスの感染者が確認された。これを受け、県対策本部会議を開催し、知事から①積極的疫学調査の確実な実施、②類似事案での感染予防の徹底、③正確な情報提供、県民への感染予防策の徹底周知が指示された。

## 2 県内第1波以降（令和2年4月～11月）

---

### (1) 県民総活躍で愛のマスク運動等の展開

県では、全国的にマスクの供給不足が続いていることから、県内の縫製事業者やニット事業者等約20社が生産する布製マスク約20万枚を県が全量購入し、県内の福祉施設、児童関係施設、学校等へ配布した。

また、市町村や関係機関と連携し、慢性的なマスク不足の中、手作りマスクを作製し寄贈する活動「愛のマスク運動」を県民総活躍で支援し、県内全域で支え合い・思いやりの輪を広げていく取組みを展開した。



【山形県婦人連盟より手作りマスクの寄贈】



【寄贈された手作りマスク】

## （２）全国を対象とした緊急事態宣言の発令

政府は、４月７日から７都府県を対象に緊急事態宣言を発令することを決定し、その後、４月１６日から対象区域を全国に拡大することを決定した。その後、５月１４日から段階的に解除され、全ての都道府県で緊急事態措置が終了したのは５月２５日となった。

県では、本県が４月１６日から５月１４日まで緊急事態措置地域となったことから、県民に対して、不要不急の外出自粛や県境をまたいだ往來の自粛等の要請を行うとともに、３密が起きやすい業態（飲食店や遊興施設、映画館等）や県外からの人の移動・県民の県内外の往來に関する業態（宿泊施設、観光地・温泉地にある店舗、立寄施設等）に対して、４月２５日から５月１０日までの間（接待を伴う飲食店等は５月１４日まで）、営業自粛（休業）又は営業時間の短縮を要請した。

県立学校では、県内の感染状況や医療専門家の意見も踏まえ、引き続き感染防止対策を講じながら段階的に学校指導を再開することとし、５月１８日から１週間程度の準備期間を経て、２５日から本格的に学校を再開した。

## （３）高齢者施設内の集団感染への対応

令和２年４月に最上保健所管内の高齢者施設において、県内で最初のクラスター（感染者８名）が発生した。最初の感染者の確認（４月１日）以降、最上保健所職員を中心として、利用者・職員等の検査、現地での感染対策指導、個人用防護具（以下「PPE」という。）の補充や電話相談への対応などに当たった。県内初のクラスター事案という手探りの状況の中、最後の集団検査を４月３０日に実施し、全員陰性から２週間が経過し収束を確認するに至るまで、およそ１か月半にわたる対応を要した。

#### (4) 知事と医療専門家との意見交換会の開催

県では、新型コロナ対策として講じるべき対策に関し、医療の専門的な観点から意見をいただくため、知事と医療専門家との意見交換会を開催し、科学的知見に基づく助言をいただいた。意見交換会は、令和2年4月15日から令和3年8月19日までに8回開催した。(開催状況は資料7参照。8月19日以降は、会議方式に代え、文書照会により助言をいただいた。)



【知事と医療専門家の意見交換会(県庁 502 会議室)】

#### (5) 県域を越えて県内に移動する方々への啓発活動及び検温の実施

県では、緊急事態宣言下において人の移動による感染拡大を防止するため、市町村や関係機関と連携し、4月18日から5月10日までの間、高速道路や鉄道、空港、都市間バスを利用し、県域を越えて県内に移動する方々に対して、パーキングエリアや空港、駅などにおいて、啓発チラシの配布や任意による検温などの啓発活動を実施した。

《活動実績》 ※4月18日～4月23日は試行期間として実施

4月18日～4月23日	啓発対象者	1,131人	うちチラシ受取人数	952人
	検温対象(道路・空港)	467人	うち検温実施人数	388人
4月25日～5月10日	啓発対象者	6,209人	うちチラシ受取人数	5,466人
	検温対象	6,209人	うち検温実施人数	5,861人



【啓発活動(山形蔵王 PA)】



【啓発活動(山形駅)】

## (6) 新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部の設置

県では、感染症患者の感染症指定医療機関への入院調整や重症患者の受入調整を円滑に行うため、4月23日に県健康福祉部、各保健所長、受入医療機関の長等で構成する新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部（以下「受入調整本部」という。）を設置した。受入調整本部では、感染者の入院調整や重症患者の受入調整のほか、病床や人工呼吸器等の稼働状況、患者受入に伴う透析医療や周産期医療の提供体制の確保、広域的な患者搬送体制の調整、PCR等検査の実施体制の把握・調整、不足する医療資器材の確保などに広範囲にわたる情報共有と調整を行った。

## (7) 新型コロナからみんなを守る県民リレー

県では、市町村や関係機関と連携し、「#（ハッシュタグ）あなたとあなたの大切な人をまもるために」の活用により、感染拡大防止のために、今していることや、今だからできること等のメッセージを県民みんなでつないでいく「県民リレー」運動を展開した。

また、高校生が考える「感染拡大防止のために私ができること」のメッセージカードの作成や、若者によるオンラインテーマサロンの開催などにより、若者世代に対し感染対策の徹底を呼びかけた。

## (8) 感染者や医療従事者に対する偏見や差別防止の協力要請

県では、医療現場の最前線で懸命に治療等に当たる医療従事者に敬意を表するとともに、感染者や医療従事者の家族が謂れのない差別や偏見に晒されることがないように、県民に対して、感染症に関する正しい知識を持つことや、互いに思いやり、一致団結して、コロナ禍を乗り越えていくことを要請した。

保健所では、陽性者の健康観察を通して、不安等の訴えを傾聴し、学校・職場等への調査等を通じて、偏見や差別等が起きないように丁寧な説明に努めた。

## (9) イベント等の開催に関する基本方針の策定

県では、5月8日に基本的対処方針を踏まえ、県が主催するイベント等の開催の判断基準や規模要件、講じるべき感染対策等を定めた「イベント等の開催に関する基本方針」を策定し、県以外の者が主催するイベント等に対しても同様の対応を要請することを決定した。イベント等の開催に関する基本方針については、基本的対処方針の見直しや県内の感染状況も踏まえ、適宜、見直しを行った。

## (10) 山形県新型コロナ対策応援金の設置

県では、医療の最前線で活躍する医療従事者や県内の中小事業者を支援するため、5月8日に県民や県内企業・団体、県外の方から善意の寄付金を募る「山形県新型コロナ対策応援金」を設置した。令和3年3月31日までに8,184万4,399円（個人の方2,324万6,917円、企業・団体の方5,859万7,482円）の寄附を受け、医療従事者へ感謝の気持ちを伝える活動や、生活困窮者に対する県産米の提供、新型コロナの影響により解雇や雇止めされた方への支援などに活用した。



《主な活用事業》

事業内容	決算額(千円)
新型コロナの影響による生活困窮者を支援するため、生活福祉資金の特例貸付を受けた世帯に対し、県産米（60kg）を提供	24,317
新型コロナの影響により解雇や雇止めされた労働者への支援	36,250
難病患者への県産マスクの提供	12,923
医療従事者への応援と感謝の気持ちを伝えるための活動（公共施設のライトアップ、チラシ等の設置）や音楽の力で癒しと活力を届ける出張演奏（山形交響楽団）の実施	5,873
新型コロナの影響により増加している生活困窮者等に対し、食料を提供するフードバンク活動へのモデル的支援	2,000

(11) 山形県総合文化芸術館の開館

山形県総合文化芸術館は、3月29日にグランドオープンを予定していたが、全国的な感染拡大の影響を受け、開館記念式典等を延期し、5月13日に全面オープンした。

県産業科学館や県立図書館などの不特定多数が集まる県有施設についても、感染対策を講じながら5月13日（県立図書館は12日、県立博物館及び県立うきたむ風土記の丘考古資料館は15日）から施設利用を再開した。

(12) 新型コロナ克服・創造山形県民会議の設置

県では、新型コロナの感染拡大により県民生活や産業経済に深刻な影響が生じる中、県民の力を結集して、様々な課題を克服し、新たな地域社会を創り上げていくことを目的とし、5月13日に国会議員や県議会議員、知事、市町村長、経済・福祉・医療分野の代表者などで構成する「新型コロナ克服・創造山形県民会議」を設置し、今後の感染対策や地域経済回復に向けた様々なご意見をいただいた。県民会議は、令和4年4月14日までに12回開催した。（開催状況は資料7参照）



【新型コロナ克服・創造山形県民会議（県庁 502 会議室）】

#### 《新型コロナ克服・創造山形県民会議の構成団体》

山形県選出国會議員、山形県、山形県議会、山形県市長会、山形県町村会、一般社団法人山形県経営者協会、山形県経済同友会、山形県商工会議所連合会、山形県商工会連合会、山形県中小企業団体中央会、山形県工業会、公益社団法人山形県観光物産協会、山形県旅館ホテル生活衛生協同組合、一般社団法人山形県銀行協会、日本労働組合総連合会山形県連合会、山形県農業協同組合中央会、社会福祉法人山形県社会福祉協議会、一般社団法人山形県老人福祉施設協議会、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会、国立大学法人山形大学、一般社団法人県医師会、公益社団法人山形県看護協会

#### (13) 県独自の注意・警戒レベルの運用開始

県では、本県における新型コロナ対応の目安として4段階の注意・警戒レベルを設定し、5月26日から運用を開始した。7月29日にはレベル分類を5段階に見直すとともに、その後も、政府のレベル判断の指標やレベル分類の考え方等を踏まえ、適宜、注意・警戒レベルの見直しを行った。(各レベルの目安等は資料8参照)

#### (14) 山形県「新・生活様式」宣言の推進

6月2日の知事定例記者会見において、身体的距離の確保、マスク着用、換気の励行、手指衛生、三つの密の回避など「新しい生活様式」の定着を促進しながら、感染対策と社会経済活動の両立を目指す山形県「新・生活様式」宣言を発表した。

山形県「新・生活様式」宣言では、市町村や関係機関と連携し、ノボリ旗の掲示や新型コロナ対策宣言店の拡大などの感染対策の周知啓発に取り組むとともに、県内の飲食店や宿泊施設で利用できるクーポン券発行や、バス・タクシーを利用したツアー商品の販売支援などの地域経済の消費喚起に取り組んだ。



【「新・生活様式」啓発ノボリ旗】

#### (15) 感染症専門班の設置

9月10日、感染症対策に精通した県内の医師や看護師等により、受入調整本部の傘下に「感染症専門班」を組織した。感染症専門班では、県内保健所等の地域での病院や福祉施設等に対する感染症対策活動に対して、平時及びクラスター発生時において、受入調整本部総括コーディネーターの指示により、感染管理に関する専門的視点からの助言を行うこととし、感染症に精通した医師や感染管理認定看護師ら20名程度のコアメンバーを中心に活動を開始した。

感染症専門班は、医療機関や高齢者施設等のハイリスク施設でのクラスターが発生し

た際の現地指導や、コロナ患者の専用病床を確保するためのゾーニング現場指導などの場面において、保健所と連携して県内各地で活動を行った。

#### (16) 新型コロナ安心お知らせシステムの運用開始

県では、安心して県内の店舗やイベント等を利用してもらうため、令和2年11月10日から県のLINE公式アカウント「山形県—新型コロナ対策パーソナルサポート」を活用した新型コロナ安心お知らせシステム※の運用を開始した。

※ 事業者の申請に基づいて発行する各店舗等のポスターの施設QRコードを読み取っていただくことで、LINEのIDで利用履歴が記録され、万が一、登録店舗等を介した感染が発生した場合、濃厚接触が疑われる方に対して、県から迅速に連絡を行うもの

### 3 県内第2波以降（令和2年12月～令和3年2月）

---

#### (1) 病院内の集団感染への対応

庄内地域の病院において、県内では初となる病院内の集団感染が発生したことを受け、県では、12月4日に庄内保健所長を本部長とする感染対策本部を設置し、酒田市や酒田地区医師会、日本海総合病院等と連携し、新型コロナ感染者や入院患者、病院職員等の状況把握、円滑なPCR検査実施に向けた調整、PPEの提供などの対応にあたった。また、感染症専門班の現地活動として、県内の感染症専門医や感染管理認定看護師等を施設に派遣し、感染対策の支援にあたった。

その後、庄内地域の別の病院でも集団感染が発生したため、12月8日に感染対策本部を拡大し、鶴岡市や三川町、鶴岡地区医師会と連携し、新型コロナ感染者への対応に加え、職員等の臨時的な宿泊先の確保や、病院への応援・感謝のメッセージの募集等にも取り組んだ。

#### (2) 県独自の注意・警戒レベルの引上げ

県では、飲食店や病院内での集団感染の発生等により、入院患者数が急増しており、感染地域も拡大していることなどから、県全体として感染拡大傾向にある状態と判断し、12月11日に注意・警戒レベルをレベル4（特別警戒）に引き上げた。

また、年末年始における基本的な感染防止対策の徹底、慎重な県外との往来、政府が示す「感染リスクが高まる5つの場面」に留意した忘年会・新年会の開催などについて、県民に対し注意喚起を行った。

その後、感染経路不明者数や新規感染者数が減少傾向にあることなどから、3月7日に注意・警戒レベルをレベル3（警戒）へ引き下げた。（各レベルの目安等は資料8参照）

#### (3) 消費喚起キャンペーン等の一時停止

県では、農林水産省からのGoToEatの利用自粛要請を受け、県独自のプレミアム付きクーポン券及び県民泊まって元気キャンペーン、県民泊まって応援キャンペーン、「バス・タク旅」やまがた巡り事業についても、12月28日から1月11日までの間、一時利用を停止

した。

その後、首都圏を中心に緊急事態宣言が発令されたため、利用停止期間を1月25日まで延長したうえで、一人又は普段一緒にいる人と利用していただくこと、アルコールを伴う飲食での利用は控えること、「新しい旅のエチケット」等の感染対策を徹底することなどを条件とし、26日から利用を再開した。

#### (4) 「コロナ差別ノー！宣言」県民運動（あったかハートリレープロジェクト）

県では、12月24日に「コロナ差別ノー！宣言」県民運動のキックオフイベントを開催し、県として新型コロナ感染者等への差別を行わない決意を表明するとともに、医療従事者や福祉サービス従事者などに感謝の思いを伝える「コロナ差別ノー！宣言」を行った。県民運動については、多くの県民や企業・団体の方にご理解いただき、令和4年5月25日までに賛同企業・団体は263企業・団体となった。



【「コロナ差別ノー！宣言」県民運動キックオフイベント(県庁講堂)】

#### (5) 新型コロナワクチン接種総合本部の設置

県では、市町村や関係機関と連携し、ワクチン接種を迅速かつ適切に推進するため、1月19日に知事を本部長とする新型コロナワクチン接種総合本部と、健康福祉部長を本部長とする新型コロナワクチン接種実施本部を設置した。

総合本部及び実施本部では、ワクチン接種の執行計画の作成・接種医療機関の確保、複数の市町村をまたぐ接種の広域調整、医療従事者等の優先接種に向けた関係機関との調整、ワクチン流通調整、接種対象者への周知啓発等の業務を担った。

#### (6) 県立学校における卒業式等の実施

県では、2月17日に県立学校の卒業式・入学式等の儀式的行事については、教育的意義を踏まえながら、3密対策を行ったうえで、適切に実施する方針を決定した。

また、謝恩会等については、飲食を伴わない開催を検討し、飲食を伴う場合は、なる

べく普段一緒にいる人と少人数で開催することなどの政府が示す「忘年会・新年会の開催の工夫」に留意するよう呼びかけを行った。

## 4 県内第3波以降（令和3年3月～令和3年4月）

### （1）県と山形市による緊急事態宣言の発出

県では、飲食店での集団感染の発生等により、山形市を中心とする村山地域で感染が急拡大したことから、3月22日に村山地域の注意・警戒レベルをレベル4（特別警戒）、山形市をレベル5（非常事態）に引き上げるとともに、山形市と連携し、県独自の緊急事態宣言（協力要請の内容は資料9参照）を発出した。

県独自の緊急事態宣言では、山形市全域での不要不急の外出自粛、多人数での旅行や集会・イベントの自粛・延期等の協力要請を行うとともに、27日からは接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店に対して、午前5時から午後9時までの営業時間短縮の要請を行った。

また、感染状況の改善が見られないことから、4月5日に知事と山形市長、山形商工会議所会頭、山形市医師会長が共同記者会見を行い、新型コロナの感染症対策の徹底した取組みに向けた共同宣言を発出した。

その後、実施期間を2週間延長し、山形市の新規感染者数や感染経路不明者数が減少し、県全体の病床使用率も改善傾向にあることなどから、山形市の注意・警戒レベルをレベル4（特別警戒）に引き下げることとし、4月25日で県独自の緊急事態宣言を終了した。



【知事と山形市長による共同記者会見（県庁 502 会議室）】

## (2) 県と寒河江市による緊急事態宣言の発出

県では、飲食店での集団感染の発生等により寒河江市の新規感染者数が急増したことから、3月27日に寒河江市の注意・警戒レベルをレベル5（非常事態）に引き上げるとともに、寒河江市と連携し、県独自の緊急事態宣言（協力要請の内容は資料9参照）を発出した。

県独自の緊急事態宣言では、寒河江市全域での不要不急の外出自粛、多人数での旅行や集会・イベントの自粛・延期等の協力要請、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請を行った。

その後、寒河江市の新規感染者数が大幅に減少し、全体として緊急対策の効果が見られたことから、寒河江市の注意・警戒レベルをレベル4（特別警戒）に引き下げることとし、4月11日で県独自の緊急事態宣言を終了した。



【知事と寒河江市長による共同記者会見（県庁 502 会議室）】

## (3) 山形県新型コロナ対策認証制度の創設

県では、県内外の方が安心して飲食や宿泊できる環境を整備することにより、深刻な影響を受けている県内の飲食業及び宿泊業の振興を図り県内経済の再生に寄与するため、認証申請に基づき現地確認を行ったうえで、事業者が取り組むべき感染予防対策に係る基準（認証基準）に基づき適切な対応を講じている施設を「新型コロナ対策認証施設」として認証する新たな制度を創設した（4月26日から申請受付開始）。



【山形県新型コロナ対策認証制度認証ステッカー】

また、より適切な感染防止対策が講じられるよう、中小・小規模の飲食業者及び宿泊業者が行う設備投資に対する支援制度を創設した。

#### (4) 県と鶴岡市の合同要請

県では、鶴岡市内の高校で発生したクラスター等により、新規感染者が急激に増加し、医療提供体制のひっ迫が懸念される状況になったことから、鶴岡市と連携し、4月26日に知事と鶴岡市長が共同記者会見を開き、県と鶴岡市の合同要請を行った。

合同要請では、基本的な感染防止対策の再徹底、鶴岡市全域での不要不急の外出自粛、部活動等での他校との交流や合宿等宿泊を伴う活動の自粛、県境をまたぐ帰省や法事等の自粛などの呼びかけを行った。(協力要請の内容は資料9参照)

その後、新規感染者数が減少し、感染経路不明者がいないことや、高校で発生したクラスターについても、家庭内での感染や地域への感染可能性が低くなったことから、5月12日で合同要請を終了した。

## 5 県内第4波以降(令和3年5月～令和3年6月、アルファ株の流行)

---

#### (1) 知事と医療関係者による緊急メッセージ

県では、県外からの帰省などの県境をまたぐ往来に関連する感染事例や、高校の部活動、カラオケ設備のある飲食店、高齢者施設に起因するクラスターの発生などにより、新規感染者数が高い水準にあることや、県内でもN501Y変異株への置き換わりが進んでおり、通常の医療はもとより救急医療も制限される医療崩壊を招きかねない状況であることから、5月20日に知事と医療関係者が共同記者会見を開催し、改めて基本的な感染防止対策の徹底、部活動や大会における感染防止対策の徹底、感染が多い地域との往来の自粛等の緊急メッセージを発表した。

#### (2) 県と南陽市の合同要請

県では、南陽市内の飲食店で発生したクラスター等により、南陽市及び近隣市町における新規感染者数が急増し、医療提供体制のひっ迫が懸念されたことから、南陽市と連携し、5月22日に知事と南陽市長が共同記者会見を開催し、県と南陽市の合同要請を行った。

合同要請では、南陽市全域での不要不急の外出自粛、基本的な感染防止対策の再徹底、飲食店における業種別ガイドライン遵守の徹底、飲食店を利用する際の留意事項などの呼びかけを行った。(協力要請の内容は資料9参照)

また、南陽市では、市独自に飲食店に対する営業時間の短縮要請を行うとともに、市民を対象とした無料PCR検査を実施した。

その後、対象期間を1週間延長し、南陽市の直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が減少したことや、公立置賜総合病院や県全体の病床使用率が大幅に改善したことから、6月10日で合同要請を終了した。

## 6 県内第5波以降（令和3年7月～令和3年12月、デルタ株の流行）

### （1）夏休みやお盆期間における感染防止対策の呼びかけ

県では、7月下旬から新規感染者数が増加傾向にあることや、お盆期間の接触機会の増加による感染再拡大が懸念されることから、市町村と連携し、8月6日に知事と市町村長との共同メッセージを発出し、基本的な感染防止対策の再徹底を呼びかけるとともに、8月12日から14日の間、山形駅などでチラシ配布等の啓発活動を行った。

また、感染急拡大を踏まえ、県医師会や県薬剤師会と連携し、体調不良時に電話診察を行う協力医や、薬の調剤・配達を行う協力薬局の確保・拡充など、自宅や宿泊療養施設で療養する新型コロナ感染者への支援体制を強化した。

### （2）県独自の注意・警戒レベルの引上げ

県では、デルタ株への置き換わりが進み、集団感染が立て続けに発生し、県内全域に感染が拡大するなど歯止めがかからない状況となっており、感染経路不明者数と重症入院患者数がレベル4（特別警戒）の判断基準を上回ったことなどから、8月12日に県全体の注意・警戒レベルをレベル4（特別警戒）に引き上げた。

その後、感染経路不明者数や新規感染者数が減少傾向になり、病床使用率が改善したことや、全国的にも感染状況が落ち着いていることなどから、10月9日に注意・警戒レベルをレベル3（警戒）に引き下げ、10月26日にはレベル2（注意）に引き下げた。（各レベルの目安等は資料8参照）

### （3）感染拡大防止特別集中期間の設定

県では、夏休み期間における県外との往来に起因する新規感染者が急激に増加し、病床使用率が50%を超えるなど医療提供体制の崩壊も懸念されたことから、8月20日から9月12日までを「県全体の1日あたりの新規感染者数1桁」を目標とする感染拡大防止特別集中期間（協力要請の内容は資料9参照）に設定し、県民を挙げて集中的に感染拡大防止に取り組んだ。

特別集中期間では、県外との不要不急の往来の自粛、外出機会や県外出張の半減、部活動や文化祭、体育祭での他校との交流の自粛等の協力要請を行うとともに、保健所内の療養支援チームと協力医・協力薬局の連携による自宅・宿泊療養者への支援体制の強化、小中学校の教職員向けの抗原検査キットの配布、子育て世代を含めた若い世代へのワクチン接種の啓発事業などを行った。

その後、直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が政府のステージⅢの指標（15人以上）を下回り、病床使用率が低下するなど医療のひっ迫具合が改善されたものの、感染者数の減少傾向を確かなものとするため、3日間期間を延長したうえで、9月15日で特別集中期間を終了した。





【特別集中期間啓発チラシ(蔵王みはらしの丘はらっぱ館)】



【いも煮会の注意事項(馬見ヶ崎川河川公園)】

#### (4) 新型コロナの経口治療薬対応薬局の整備

新型コロナの経口治療薬が国内で実用化された場合、新たな治療の選択肢が増えることが期待されたが、供給量が限られる場合は、安定的な供給が可能となるまでの間は一般流通を行わず、厚生労働省が所有し、配分することとされた。県では、厚生労働省の方針を踏まえ、対応薬局をリスト化し治療薬を配備する体制を構築した。

12月24日に経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル(販売名:ラゲブリオ)」が新型コロナの治療薬として初めて特例承認されたことを踏まえ、対応薬局及び医療機関に周知した。

#### (5) 新たな「注意・警戒レベル」の設定

県では、政府から従来のステージ分類よりも医療のひっ迫状況に重点を置いた新たなレベル分類が示されたことや、ワクチン接種率の向上等により重症者の割合が低下していることなどを踏まえ、従来の県独自の注意・警戒レベルを廃止し、政府の方針に基づく新たな注意・警戒レベルを設定し、12月17日から運用を開始した。(各レベルの目安等は資料8参照)

#### (6) 次の感染拡大に備えた医療提供体制の確保

県では、令和3年夏の感染ピーク時の実績をもとに最大療養者数と最大必要病床数を試算し、緊急フェーズにおける病床の追加や、宿泊療養施設の確保、協力医や協力薬局の拡充などを定めた保健・医療提供体制確保計画を策定し、次の感染拡大に備えた医療提供体制の確保を進めた。

#### (7) 年末年始の感染拡大防止に向けた取組み

年末年始を迎え、普段以上に人流や人との接触機会が増えることから、県では市町村と連携し、県民や帰省者に対し、改めて基本的な感染防止対策に努め、「うつさない」、「うつらない」行動を徹底するよう呼びかけるとともに、12月28日から30日までの間、山形駅や山形空港、庄内空港で啓発チラシや抗原検査キットの配布などの啓発活動を行った。

## 7 県内第6波以降（令和4年1月～令和4年6月、オミクロン株の流行）

### （1）無料検査の実施

県では、県内で初めてオミクロン株の陽性者が確認されたことを受け、陽性者の早期発見と感染拡大防止を図るため、1月5日から感染不安のある方に対する無料検査を開始した。無料検査の検査拠点は、県薬剤師会や民間事業者の協力のもとに順次拡充し、131か所で無料検査が可能となった。

### （2）県独自の注意・警戒レベルの引上げ

県では、年明けからの県外との往来に起因する感染事例の増加や、集団感染の発生等により感染の拡大傾向が続いており、病床使用率及び直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数がレベル2（警戒）の目安に該当することや、全国の直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が1週間で約4倍になるなど、これまでに経験したことのない速さで感染が急拡大していることなどを踏まえ、1月19日に県全体の注意・警戒レベルをレベル1（注意）からレベル2（警戒）に引き上げた。

### （3）まん延防止等重点措置の実施

県では、オミクロン株の急拡大により、病床使用率が徐々に上昇し、宿泊療養者や自宅療養者も急増、重症化リスクの高い高齢者にも感染が広がりつつあるなど、医療提供体制に対する負荷が大きくなり、医療のひっ迫を招くおそれがあることから、1月24日、政府に対して、本県にまん延防止等重点措置を適用するよう要請し、1月27日から本県に同措置が適用された。

まん延防止等重点措置（協力要請の内容は資料9参照）が適用される重点措置区域は、山形市と庄内地域（鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町）から始まり、2月3日に米沢市と高畠町、2月9日に天童市を追加し、最終的に5市4町となった。

重点措置では、重点措置区域全域での不要不急の外出自粛、県外との往来自粛、会食時の人数制限の協力要請、飲食店等に対する営業時間短縮の要請、学校・保育施設や高齢者施設における感染対策の徹底などの要請を行った。

重点措置適用後、60歳以上の入院患者の増加したため、病床使用率は40%台で推移しているものの、県全体の新規陽性者数が減少傾向となり、引き続き医療提供体制のひっ迫度合いが改善される見込みとなったことから、2月16日に政府に対してまん延防止等重点措置の終了を要請し、2月20日で本県における同措置の適用は終了した。

### （4）再拡大（リバウンド）防止特別対策期間の設定

県では、重点措置終了後も、新規感染者数の減少傾向を確かなものにするため、2月21日から3月6日までを再拡大（リバウンド）防止特別対策期間（協力要請の内容は資料8参照）と設定し、オミクロン株の特徴を踏まえた感染拡大防止対策の徹底や、ワクチン接種の推進、県内全域で集団感染が多数確認された保育施設や学校、高齢者施設における対策の強化に取り組んだ。

その後、新規感染者数は下げ止まりの状況ではあるものの、感染再拡大の傾向は見られないことから、3月6日で特別対策期間を終了した。

#### (5) クラスタ抑制重点対策の実施

県では、重点措置終了後、感染の再拡大は見られないものの、減少傾向が鈍化しており、高齢者施設や保育施設、学校で集団感染が多数確認されることから、3月7日から21日までの間、クラスタ抑制重点対策（協力要請の内容は資料8参照）として、大規模接種事業等によりワクチン接種を加速するとともに、高齢者施設や保育施設等におけるクラスタ対策の強化に取り組んだ。

その後、感染力が極めて強いオミクロン株の影響もあり、感染者数は高止まりの状況ではあるものの、重症者は少なく、自宅・宿泊療養が可能な軽症者が多いことや、ワクチン接種が進んでいること、病床使用率の上昇は比較的抑えられていることなどから、3月21日で重点対策を終了した。

#### (6) 平時への移行期間

県では、クラスタ抑制重点対策の終了に合わせ、3月22日以降の期間は、ワクチン接種の推進や、高齢者・保育施設・学校での感染防止対策の徹底、日常生活における基本的な感染防止対策の徹底などの最大限の警戒をしながら、可能な限り日常生活を取り戻す期間とし、会食時の人数制限等の協力要請は行わず、感染対策と社会経済活動の両立をより一層推進する方針を決定した。

#### (7) オミクロン株 BA.2 系統への対応

県では、オミクロン株BA.2系統への置き換わりが進み、新規感染者数は高止まりの状況が続いているものの、重症者は少なく、自宅・宿泊療養が可能な軽症者が多いことから、4月以降も引き続き最大限の警戒をしながら、可能な限り日常生活を取り戻すため、保育施設や高齢者施設等への抗原検査キットの配布や、ゴールデンウィーク中に開催される成人式やプロスポーツと連携した若い世代のワクチン接種の促進などの啓発活動に取り組んだ。

また、大型連休にあたって、山形空港及び庄内空港では、帰省や旅行等で来県された方に対する抗原検査キットの配布等の啓発活動を行うとともに、山形駅では、旅行等に出発される方を対象とした臨時の無料抗原検査所を設置し、陽性者の早期発見と感染拡大防止に取り組んだ。



【大型連休における啓発活動(山形県総合運動公園)】



【臨時の無料抗原検査所(山形駅)】

## 8 県内第7波以降（令和4年7月～令和4年10月）

### （1）オミクロン株 BA.5 系統への対応

県では、7月から8月にかけてオミクロン株BA.5系統への置き換わりにより感染が急拡大し、自宅療養者が急増したため、県医師会や県薬剤師会と連携した協力医・協力薬局の拡充や、保健所における発生届入力業務、自宅療養者への食料等物資支援業務の外部委託や、ICTを活用した業務の効率化、My HER-SYS（スマホ等で陽性者自身が健康状態を入力できる健康管理機能）の利用促進などの自宅療養支援体制の強化に取り組んだ。

保健所における業務ひっ迫も一層顕著となったため、IHEAT（地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援するための人材バンク）による応援を受けた。また、保健所以外からの県職員の派遣（7月27日～9月15日、延べ733名）や、市町村職員の応援派遣（7月21日～9月15日、延べ564名）を受け、保健所における積極的疫学調査や自宅療養者の健康観察、各種文書事務等に当たった。

加えて、発熱外来のひっ迫を回避するため、重症化リスクの低い方がオンラインで医師の確定診断を受けることで、外来を受診せず自宅療養に移行できるよう、9月1日から「陽性者登録センター」を設置するなど、自己検査体制の構築を行った。併せて、自己検査用の抗原検査キット約16万個を、医療機関等を通じて配布したほか、市町村や関係機関と連携し、通常の診療時間内の受診や検査のためだけの救急外来の受診は控えることなど、医療機関の適切な受診の呼びかけを行った。

その他にも、ワクチンバスの巡回運行によるワクチン接種の促進や、中小企業・小規模事業者への抗原検査キットの配布による事業継続支援、県内主要駅や庄内空港における臨時の無料抗原検査所の設置（7月29日から8月18日）などによる陽性者の早期発見などに取り組んだ。



【ワクチンバスによる巡回接種事業】

### （2）発生届の限定化

発熱外来や保健所の業務がひっ迫し、国民に対して良質な医療を提供することが困難になるおそれがあることから、政府では、陽性者全員に作成・提出が求めていた発生届を、9月26日以降、①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与等が必要な方、④妊婦の方に限定することとした。県では、全国一律での限定化に先駆け、政府に対して発生届の限定を行う旨の届出を行い、9月14

日から適用された。

また、発生届の対象が限定されたことで、保健所で把握していない陽性者の健康相談に対応する必要が生じたことから、9月14日から、こうした自宅療養者の健康相談等に対応する「陽性者健康フォローアップセンター（健康相談部門）」を設置した。併せて、9月1日から運用していた陽性者登録センターを、「陽性者健康フォローアップセンター（陽性者登録部門）」として再編し、一体として運用を開始した。

### （3）県独自の注意・警戒レベルの見直し

県では、政府からオミクロン株に対応し外来医療等の状況に着目した新たなレベル分類が示されたことや、今後、オミクロン株やオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大が生じた場合を想定し、政府の方針に基づき、県独自の注意・警戒レベルのレベル分類やレベルの目安等の見直しを行い、11月30日から運用を開始した。（各レベルの目安等は資料8参照）

## 9 県内第8波以降（令和4年11月～令和5年1月）

### （1）感染再拡大への対応

県では、11月22日に過去最多となる2,207人の新規感染者が確認され、病床使用率も50%を超えるなど、感染の拡大傾向が続いていることから、県立学校や保育所における感染防止対策の徹底や、高齢者施設等において集中的検査を実施するとともに、希望する方に対するオミクロン株対応ワクチンの年内接種完了に向け、市町村と連携した巡回接種事業や県医師会と連携した早期接種の呼びかけを行った。

また、新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行に備え、県医師会と連携し、診療・検査医療機関の拡充や同時流行した場合の発熱外来の診療時間の延長に取り組むとともに、市町村と連携し、県民に対して抗原検査キットや解熱鎮痛剤の事前準備などの呼びかけを行った。

### （2）年末年始の医療ひっ迫回避に向けた対応

県では、年末年始の医療のひっ迫を回避するため、確保病床の拡充やコールセンターの回線増設などの医療提供体制の強化や、年末年始（12月24日から1月12日）における山形駅周辺での臨時の無料抗原検査所の設置、生活困窮世帯に対する解熱鎮痛剤等の購入支援に取り組んだ。市町村や県医師会、県薬剤師会と連携し、県民や帰省者に対して、基本的な感染防止対策の徹底や体調不良時に備えた抗原検査キットや解熱鎮痛剤等の準備、医療機関の適切な受診などの呼びかけを行った。



【年末年始の臨時無料抗原検査所（山形駅周辺）】

## 10 5類感染症への移行期間（令和5年1月～令和5年5月）

### （1）マスク着用に係る取扱いの見直し

政府では、5月8日から新型コロナウイルスの感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の位置づけを5類感染症に見直し、マスク着用については、3月13日から個人の判断を基本とするとの方針を決定した。

県では、政府の方針を踏まえ、3月13日以降のマスク着用の取扱いについては、感染対策として有効な場面にも留意しつつ、個人の判断を基本とする方針を決定するとともに、マスクの着脱に係る差別や偏見をなくし、お互いに尊重しあえる機運を醸成するため、市町村と連携し、さくらんぼをモチーフとしたチラシ等を活用し啓発活動を行った。



【マスク着脱に関する啓発チラシ】

### （2）福祉マスクドライブの実施

3月13日以降、マスクの着用が個人の判断を基本とすることとなったことで、家庭などで余った不織布マスクを回収し、福祉施設等へ寄付する「福祉マスクドライブ」を実施することとし、4月12日から5月31日までの間、県庁や各総合支庁等にて回収ボックスを設置した。最終的に計4万4,952枚のマスクの提供があり、県での備蓄分と併せて、着用が引き続き推奨されている県内の福祉施設へ配布を行った。



【福祉マスクドライブ（県庁ロビー）】

### (3) 感染症法上の位置づけ変更に伴う対応

政府においては、新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置付け、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる通常への対応へと段階的な移行を目指すこととした。このため、都道府県に対して、冬の感染拡大に先立ち、9月末までの「移行計画」の策定を求め、本県においても、医師会や病院等の関係者と協議を重ねて策定した。

なお、本県の「移行計画」では、厚生労働省の「移行計画」に位置づけられていない外来医療体制も含め、医療提供体制全般について整理した。

また、5類感染症への移行に伴い、新型コロナ感染者の外出制限がなくなることから、宿泊療養施設と自宅療養者への食料等物資支援は廃止するとともに、新型コロナに係る各種コールセンターは廃止統合し、新型コロナ総合コールセンターを設置した。

### (4) 県対策本部の廃止

政府では、新型コロナが感染症法上の5類感染症に移行し、特措法の適用対象外となったことから、5月8日に政府対策本部及び基本的対処方針を廃止した。

県では、政府の対応を踏まえ、5月8日に県対策本部を廃止するとともに、特措法に基づく県民や事業者への協力要請、県独自の注意・警戒レベルの運用、イベント等の開催に関する基本方針、山形県新型コロナ対策認証制度などの各種取組みを終了した。

なお、県対策本部廃止後は、必要に応じ調整会議等を開催し、新型コロナの感染状況等に関する情報共有を行う。

## 第2章 取組みの成果と課題

---

### 1 県対策本部の運営、組織体制

---

#### (1) 県対策本部の運営

県では、令和2年2月7日に県危機管理要綱に基づく対策本部を設置、3月26日には特措法に基づく対策本部（組織体制図は資料6参照）に移行し、本部長である知事の指示のもと、迅速かつ円滑に新型コロナ対応にあたった。

対策本部では、感染者の属性などの統計データや、積極的疫学調査による客観的な事実の分析を重視するとともに、市町村や専門家などの外部有識者、関係団体等の意見も参考とし、知事と関係部局長が議論を重ねながら、感染状況に応じた対策を実施した。

また、県域を越えて県内に移動する方々への啓発活動や、営業時間の短縮要請に伴う飲食店の見回り活動では各部局から応援職員が参加するなど、全庁一丸となって感染拡大防止策に取り組んだ。

なお、この間、令和2年7月、令和4年8月の大雨災害、令和2年12月、令和3年12月の豚熱、令和4年12月の高病原性鳥インフルエンザなどの災害や危機管理事案に対して、別途危機（災害）対策本部を設置し並行して対応した。

#### (2) 組織体制

初動対応から感染拡大初期となる令和2年は、次々と新たな業務が発生し、県対策本部内の感染予防対策班では対応が困難な状況となった。このため、感染拡大防止策の検討は、情報の取りまとめや各対策班の連絡調整等を行う総合調整班で担うとともに、各部局からの応援職員や会計年度任用職員の配置により人員体制を強化した。その後、感染症対策の中心となる健康福祉企画課薬務・感染症対策室を、令和3年2月に新型コロナワクチン接種総合企画課、令和4年4月にコロナ収束総合企画課、令和5年4月に健康福祉企画課コロナ収束総合対策室に改組し、組織体制や人員配置の見直しを行った。

感染者数の増加に伴い、自宅療養者の健康観察や感染症法に基づく就業制限通知書発行などの保健所業務がひっ迫したため、総合支庁及び県庁から延べ733名の応援職員を保健所へ派遣し対応した。今後は、デジタル化やDXにより文書事務や疫学調査などの保健所業務の効率化を進めるとともに、応援職員派遣のルールや緊急時の即応体制について検討する必要がある。

### 2 感染拡大防止対策等

---

#### (1) 県民・事業者等への協力要請等

県では、県民の命とくらしを守るため、令和2年6月に山形県「新・生活様式」宣言を発表し、「新しい生活様式」の普及と社会経済活動の両立を目指し、県民や事業者に対して、換気の励行、場面に応じたマスクの着用、こまめな手洗い消毒、ゼロ密（3つの



密の回避)などの基本的な感染防止対策の徹底や、業種別ガイドライン遵守の徹底等の協力要請や、感染拡大時における注意喚起を行った。

また、感染が急拡大し、保健・医療提供体制の崩壊などの大きな影響を及ぼすおそれがある場合には、政府や市町村と密接に連携を取りながら、感染拡大防止のための緊急対策として、不要不急の外出自粛や県境を越える往来の自粛、飲食店等の営業時間短縮などのより強い協力要請を行った。

こうした対策については、その都度、感染者の属性などの統計データや、積極的疫学調査による客観的な事実の分析のもと、医療専門家の意見を踏まえ実施したものであり、新規感染者数の減少など一定の効果があつた。

一方、ウイルスの感染力や病原性の変化により、集団感染が発生する場面や講じるべき対策が異なるなど対応に苦慮した。今後も、新興感染症に関する科学的知見や政府の動向を注視し、市町村や関係団体、医療専門家等の意見も伺いながら、感染状況に応じて感染対策と社会経済活動の両面から臨機応変な対応を講じていく必要がある。

この場合、地方自治体の柔軟的対応が可能となる政府による財政的支援が求められる。

## (2) 感染急拡大時の緊急対策

感染が急拡大し、保健・医療提供体制の崩壊などの大きな影響を及ぼすおそれがある場合には、政府や市町村と密接に連携を取りながら、特措法に基づき、全国を対象とした緊急事態宣言や県独自の緊急事態宣言、県と市の合同要請、まん延防止等重点措置などの緊急対策として、より強い協力要請を行った。

不要不急の外出自粛などの協力要請を含む緊急対策については、県民や事業者の行動に大きな影響を与え、地域経済を停滞させる要因ともなったが、県民や事業者の行動変容を強く促したことで、急激な感染拡大を抑制し、新規感染者数の減少や医療のひっ迫回避に一定の効果があつたものとする。

飲食店への飲食店等への営業時間短縮要請については、県と市町の職員が共同で働きかけ活動(営業時間短縮要請への協力、感染防止対策の徹底等の声かけ等)を行ったことにより、対象市町内の飲食店等における各種取り組みの徹底が図られた。一方で、働きかけ活動に係る要員配置については、外部委託も含めて検討が必要である。

### 《実施状況》

- 全国を対象とした緊急事態宣言(全市町村) 令和2年4月16日～5月14日
- 県独自の緊急事態宣言(山形市) 令和3年3月22日～4月25日
- 県独自の緊急事態宣言(寒河江市) 令和3年3月27日～4月11日
- 県と鶴岡市の合同要請(鶴岡市) 令和3年4月26日～5月12日
- 県と南陽市の合同要請(南陽市) 令和3年5月22日～6月10日
- 感染拡大防止特別集中期間(県内全市町村) 令和3年8月20日～9月15日
- まん延防止等重点措置(山形市、天童市、米沢市、高畠町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) 令和4年1月27日～2月20日

○再拡大（リバウンド）防止特別対策期間（全市町村）令和4年2月21日～3月6日

○クラスター抑制重点対策（全市町村）令和4年3月7日～3月21日

※（ ）内は対象市町村。協力要請の内容は資料8参照

### （3）県対策等の周知

県民に対する感染拡大防止のための協力要請や感染急拡大時の緊急対策の内容については、知事記者会見等において分かりやすく丁寧な説明を行うとともに、ラジオや新聞等のマスメディアや広報誌、ホームページ、SNS等の様々な広報媒体の活用や、市町村や関係団体と連携した幅広い層へのアプローチにより広く周知を図った。

また、5月の大型連休や夏休み・お盆休み、年末年始などの帰省や行楽で全国的に人流が増加する時期には、感染拡大を抑制するため、市町村や東北各県・新潟県等と連携した共同メッセージを発出するとともに、県内の駅や空港、道の駅、高速道路のパーキングエリアなどで積極的な啓発活動を行った。

こうした幅広い広報活動により、県民や事業者の間で協力要請や緊急対策に対する理解が進み、県民等の行動変容につながったものと考えている。

### （4）県有施設の利用制限

県では、令和2年3月28日から同年5月12日までの間、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、不特定多数の入館者が想定される県有施設（男女共同参画センター、産業科学館、郷土館「文翔館」、県立図書館等）を臨時休館とした。利用再開にあたっては、マスクの常時着用、発熱等の症状のある方や2週間以内に感染拡大域から帰県した方の入館自粛、施設入り口での検温、手指消毒などの感染防止対策の徹底を条件とした。

その後、県独自の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置では対象市町に所在する県有施設、感染拡大防止対策期間や再拡大（リバウンド）防止特別対策期間では県内全域の県有施設において、臨時休館や入館者の入場制限などの利用制限を行った。

感染拡大時における県有施設の利用制限により、人との接触機会の低減に一定の効果があったものと考えている。一方、不特定多数の入館者が想定される県有施設についても、施設の目的や県民の利便性等や新興感染症の特性も踏まえ、一律に臨時休館とするのではなく、効果的な感染防止対策を行いながら、施設類型に応じた利用制限等も柔軟に検討していく必要がある。

### （5）山形県新型コロナ対策認証制度

令和3年4月、事業者が取り組むべき感染予防対策に係る基準に基づき適切な対応を講じている施設を「新型コロナ対策認証施設」として認証する新たな制度（山形県新型コロナ対策認証制度）を創設するとともに、当該制度を所管する新型コロナ対策認証課を新設した。

その後、制度の浸透を図るため、県ホームページや新たに開設した専用ウェブサイトにおいて制度の目的や認証店を一覧で紹介したほか、市町村や関係団体と連携した説明

会の開催、新聞、広報誌、SNS等を活用した広報により広く周知した。

また、現地確認で改善する必要が認められた設備の購入費用に対して補助金を交付し、中小・小規模の飲食業者及び宿泊業者が行う設備投資を支援した。

こうした取組みにより、4,136施設（飲食業3,670施設、宿泊業466施設、令和5年5月7日現在）を「新型コロナ対策認証施設」として認証し、県内外の方が安心して飲食や宿泊できる環境を整備した。

今後の新たな感染症危機にあたっては、今回蓄積された知見を活かして、安心して飲食店や宿泊施設を利用できる環境整備を行っていく。

#### （6）高齢者施設・障がい者施設等における感染対策

重症化リスクの高い高齢者が多く利用する高齢者施設においては、感染拡大を防ぐため、令和4年3～4月に入所系施設に、9月にはすべての施設・事業所に対し抗原定性検査キットを配布した。また、令和4年11月からは、ウイルスの侵入を早期に発見し、クラスターを未然に防ぐため、職員等を対象とした週2回の集中的検査を実施した。同時に、人件費や消毒・清掃費など施設において掛かり増しする経費への助成や、施設間における職員の相互派遣ネットワークの構築など、感染者が発生しても施設の運営を継続できるよう支援を行った。相互派遣ネットワークについては、令和2～4年度で13施設に延べ139名の介護職員を派遣した。一方、地域によって制度の活用には偏りが見られることから、今後、県全体へ浸透させるべく、ネットワーク事業の更なる周知を行う。令和4年6月には、施設の管理者や嘱託医等の新型コロナへの対応についての理解を深めるため、施設内療養に係る研修を実施し、軽症者等については施設内で療養できる体制づくりを進めた。

障がい者施設等に対しては、令和2年度以降、マスクや手袋等の衛生・防護用品の配布を行うとともに、県において衛生・防護用品を備蓄し、感染者が発生した事業所に対して供給を行った。また、障がい者施設等の職員が新型コロナに感染又は濃厚接触者となったことにより出勤できなくなった場合に代替職員を派遣する職員相互派遣ネットワークを県が主導して構築した。

#### （7）保育施設等における感染対策

保育所・認定こども園・幼稚園、放課後児童クラブなど保育施設等に通う園児・児童、保護者、施設の職員が新型コロナに対し、大きな不安を抱えていたことから、令和2年8月、関係施設に勤務する職員向けに、現場に即した「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（保育所・認定こども園・幼稚園・届出保育施設・放課後児童クラブ用）」を作成し、感染防止対策の徹底を周知した。（その後、令和3年9月、令和4年6月に改訂）

当時、幼稚園や保育所におけるマニュアルやガイドライン、イベント開催の可否などはそれぞれの所管ごとに作成・通知されるなど、保育施設等向けとして多様な内容を網羅したマニュアルは作成されておらず、関係団体からの要望を踏まえて作成した経緯があり、有効に活用されたと考える。

また、感染の再拡大がみられた令和4年7月には、保育所・認定こども園・幼稚園、放課後児童クラブ等の職員を対象に、「効果的な換気方法」についてオンライン研修会を実施し、エアロゾル感染を防ぐための換気の重要性と方法を説明するなど、換気の徹底を呼びかけた。

なお、当該研修会については、アーカイブ配信を行ったほか、効果的な換気についてのポイントを記載したリーフレットを後日、作成・配布するなどにより、改めて換気の徹底について周知を図った。

保育所等における「効果的な換気」等に関する研修会  
令和4年7月27日(水) 13:30～(45分程度)

**新型コロナウイルス感染症(COVID-19)**  
流行の第7波と感染対策  
～「換気」の重要性と効果的な方法～

阿彦 忠之(山形県健康福祉部 医療統括監)   
蘆野 吉和(山形県 庄内保健所長)

**本日の研修の主な内容**

- COVID-19流行の推移(第5～7波)とウイルス変異株
- ウイルス変異株(特にオミクロン株/BA.5)の特徴
- 新型コロナの「感染経路」に関する知見の変遷  
飛沫感染が主体(接触感染もあり)  
⇒「エアロゾル感染が主体」へと変化
- 「エアロゾル」とは？(エアロゾル感染の特徴)
- エアロゾル感染を防ぐための換気の方法と留意点
- 保育所等における「効果的な換気」の実際

【オンライン研修会テキストの一部】

2022年7月  
保育所等の皆様へ

**新型コロナウイルス感染症対策のため  
効果的な換気を行きましょう!**

エアロゾル感染を防ぐためには、換気が重要です。  
換気とは・・・室内の空気を新鮮な外気と入れ換えることです。

**効果的な換気のポイント**

注意：通常のエアコンには換気機能がありません。

**機械換気装置による常時換気の場合**

- 定期点検やフィルタ清掃等の実施により、必要な換気量を確保 ※一人あたり30ml/秒を目安
- 換気量が足りない場合には、機械換気装置がない場合の対策を併用

**機械換気装置がない場合**

- 窓開け換気を行う
- 2方向の窓(対角線が望ましい)をできるだけ常時開放
- 扇風機やサーキュレーターを窓に向けて風を送り(逆回り)
- よどみを解消しながら空気を外へ流す
- HEPA(高性能微粒子)フィルタ付空気清浄機など補完的な機器の使用を検討

**以上の取組みに加えて**

- 空気がよどみやすい所や幼児が密集する場所等の二酸化炭素濃度を測定し、必要に応じて換気の状態を改善(二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下に維持)

**留意点**

- 窓を開けただけでは換気にならない場合があることを意識しましょう
- 建物内の換気扇を常に稼働させることで、建物全体の換気が促進されます
- 二酸化炭素濃度測定器を配備して、常に換気状態を確認することは有効です

山形県しあわせ子育て応援部

【効果的な換気に関する啓発リーフレット】

## (8) 学校における感染対策

県教育委員会では、感染防止対策と学びの保障の両立に向け、県対策本部の方針や文部科学省のマニュアル・通知等に基づき、「県立学校における『新しい生活様式』を踏まえた学校運営方法について」を策定し、基本的感染防止対策、学習指導や部活動、学校行事等に係る留意点等、学校運営の方針を示し、各県立学校においては、本方針を踏まえ、学校・地域の感染状況に応じた対策を講じながら適切な学校運営に努めた。

県内における感染拡大期を中心に、県立学校においても健康観察や換気の不備等に起因する感染拡大が発生したことから、感染拡大事例に応じて、医療専門家の意見も踏まえ、基本的感染防止対策(場面に応じたマスクの正しい着用、効果的な換気、三密の回避等)の徹底に関する注意喚起、部活動の制限、校外活動に係る県内外の往来制限等の対策を強化した。

なお、県立学校の対応方針については、市町村教育委員会や各私立学校に対しても情報提供を行い、同様の対応を要請している。

また、学校現場のコロナ対策のためスクール・サポート・スタッフの配置や基本的感染防止対策のため、学校における感染者確認や県外往来前後の検査のための抗原検査キットの配付や衛生物品を学校長の判断で柔軟に確保するための学校規模に応じた学校裁

量経費の配分等を実施した。

私立学校については、令和2年度に、①保健衛生用品の購入、②オンライン学習体制の整備、③感染症対策の強化や生徒の学習を保障するための取組み、④学校の臨時休業に伴う未指導分の補習等に対応するための学習指導員の追加配置に要する経費に対し県独自に補助を行った。令和4年度には、学校教育活動がコロナ前と同様にできるよう、抗原検査キットを各私立学校に配布した。

今後も、文部科学省の「学校にける新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を基本としつつ、児童生徒の健康状態の把握や換気確保等の感染症対策を講じて適切な学校運営に努めるとともに、コロナ禍において学校現場に蓄積された知見や多様な教育実践の工夫を活かし、GIGAスクール構想により整備が進んだICT環境等のデジタル技術等を一層活用しながら、感染状況等に応じたリモート教育等を実践し学びの保障に努めていく。

## (9) 感染者数等の公表

感染拡大初期から第6波までは、県民の不安解消や感染拡大防止の行動につなげるため、県対策本部において、保健所に提出される発生届をもとに、感染者毎の年代、性別、居住地、職業、症状、行動歴、濃厚接触者の有無、過去事例との関連について、記者会見や県ホームページへの掲載等により公表を行った。併せて、コロナ患者の入院（確保病床使用率）、宿泊療養、自宅療養等の状況や、クラスターや死亡者の発生時にはその概要の公表を行った。なお、山形市保健所の所管の感染者の発生状況等については、山形市から発表が行われた。

また、死亡者の情報については、令和4年5月からは、遺族の同意が得られた場合、死亡日、性別、年代を公表することとした。

こうした感染状況の公表にあたっては、県民・事業者に対し、感染予防や冷静な行動を求めるとともに、感染者やその関係者及び医療従事者等への偏見・差別・誹謗中傷を行わないよう呼び掛けた。

感染者数の増加とともに、感染状況の集計・公表作業に係る保健所や県庁職員の負担も増大したため、公表する項目を整理しつつ、感染者ごとの状況の公表を継続してきた。しかし、令和4年7月からの第7波では、1日当たりの感染者数がこれまでの最多を大幅に上回り、連日1,000人を超える事態となったことから、令和4年7月23日公表分からは感染者ごとの状況の公表は取りやめ、保健所管内別、市町村別・年代別の感染者数の集計値を公表する形に見直しを行った。

一方、感染者数の爆発的な増加とともに、発生届の作成・提出を行う医療機関の負担も課題となっていたことから、県では、令和4年9月1日から「陽性者登録センター（のちに「陽性者健康フォローアップセンター（陽性者登録部門）」に再編）」を設置するとともに、14日から発生届の対象を限定し、医療機関は感染者の年代ごとの総数のみ報告する形に見直しを行った。これ以降、感染者数の公表は、①医療機関で新型コロナ陽性と診断され、県に報告のあった者の総数と②医療機関を受診せず、検査キットを用いた

自己検査等で陽性となり、陽性者健康フォローアップセンターで陽性と診断された人数の合計値により行うこととした。これにより、市町村別の感染者状況の公表は行わないこととなったが、「参考値」として、①発生届の提出件数と②陽性者フォローアップセンターへの登録件数を市町村別に合計した件数を集計し、週ごとに公表を行った。

5類に移行した令和5年5月8日以降は、インフルエンザ定点医療機関（43か所）からの定点把握へ変更となり、毎週水曜日に県衛生研究所ホームページ上の「山形県感染症発生動向調査」において公表している。

感染状況の集計・公表によって、地域の発生状況を把握し、的確な感染対策の施策が可能となったほか、県民に対する注意喚起といった観点からも有効であった。一方、出発点となる発生届の作成が医療機関にとって負担となったことや、HER-SYS（感染者等情報把握・管理支援システム）への入力を保健所が代行して実施したこと、保健所ごとに集計方法の統一が困難であったことなどから、感染拡大時の業務の負担は相当なものとなった。次の感染症危機に向けては、保健所業務の効率化やリアルタイムでの感染者の発生動向の把握に向け、ICTツールの更なる活用によるデジタル化やDXが課題となる。

### 3 医療提供体制等

---

#### (1) 相談体制の整備

令和2年1月24日、県庁及び県内5保健所に、発熱等の症状の有無にかかわらず新型コロナウイルスについての不安・疑問などに関する電話相談窓口を設置した。2月10日には、感染が疑われる方からの相談に対応し、必要に応じて新型コロナウイルスの診療可能な医療機関に誘導する「新型コロナウイルス受診相談センター」を県内5保健所に設置した。

令和2年4月6日には、感染が疑われる方からの相談を県内全域から24時間受け付ける「新型コロナウイルス受診相談コールセンター」を開設（当初4回線）し、医療機関の受診を誘導した。同年7月1日には、コロナへの不安や予防法に関する相談を受け付ける「一般相談コールセンター」を開設した。

急激に感染者が増加した第7波では、受診相談コールセンターへの問合せが急増し、令和4年7月の受電率は9.9%、8月は5.8%まで低下したことから、受診相談コールセンターの回線を4回線から順次増設し、12回線まで拡充を行った。その結果、9月の受電率は32.9%、10月は55.4%まで回復した。

5類に移行した令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルスに係る各種コールセンターを廃止統合し、「新型コロナウイルス総合コールセンター」を設置した。

感染に関する相談について、保健所のみですべてに対応することは不可能であり、保健所の業務負担を軽減する観点から、コールセンターの設置は一定の効果があつた。一方で、感染が急拡大した際にはコールセンターへ問合せが集中し、電話が通じにくい状況が発生しており、これに対応するにはコールセンターの回線数の増加等が必要となる。しかし、回線数の増加にはオペレーターの雇用が必要であり、一定期間を要することか

ら、感染状況をきめ細かく把握し、相談の需要に応じた迅速な相談体制の構築が課題となる。

## (2) 外来受診体制の整備

令和2年2月10日、厚生労働省の方針に基づき、住民の不安の軽減や、患者を診療体制等の整った医療機関で確実に診療することで、医療機関を発端とした感染症のまん延をできるだけ防止するため、対応可能な10医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置した。3月23日には「新型コロナ感染症外来」と改称し、診療可能な医療機関を順次拡充しながら、引き続き体制を維持した。

11月からは、新型コロナの診療や検査を行う外来医療機関として「診療・検査医療機関」の指定を行い、県ホームページにその一覧を公表するとともに、受診相談コールセンターから受診を誘導する体制を構築した。診療・検査医療機関は最終的に457機関（令和5年3月時点）を指定し、地域の外来医療を支える役割を担った。

県内第7波以降は、感染者の急増により外来医療機関のひっ迫が生じた。県では、自己検査により外来受診を経ずに自宅療養につなげる体制の整備や、適切な医療機関受診の呼びかけなどでひっ迫の回避を図った。

現在、5類移行後の外来対応医療機関数の拡大（目標：約550機関）に取り組んでいる。

## (3) 検査体制の拡充

国内での感染者の発生も踏まえ、県衛生研究所において、令和2年1月30日、一日当たり最大60検体（30人分）のPCR検査体制を確立した。患者数増加に対応するため、7月までにPCR検査機器を衛生研究所（4台）及び置賜、庄内保健所（各1台）に配備するとともに、医療機関が自ら又は民間委託により検査を行う体制を確保し、検査能力を順次拡充した。

11月からは、日常的な発熱患者等の検査はかかりつけ医療機関等において行い、濃厚接触者や集団発生時の調査など緊急性を要する場合は衛生研究所等で対応する体制に移行した。

令和3年2月からは、変異株のスクリーニング検査（変異が疑われる検体の選別）を開始し、週1回の頻度で陽性検体に関して変異株の検査を実施した。これにより、懸念される変異株（VOC）への置き換わりの状況を把握できるようになった。

3月23日からは、県立河北病院内に「山形県PCR自主検査センター」を設置し、県民・企業の不安解消と社会経済活動の支援を図った。令和4年2月1日には、鶴岡市立庄内病院においても同様のセンターを開設した。

令和3年12月からは、県薬剤師会や民間事業者の協力を得て、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」対象者や感染拡大時に無症状の県民を対象とした無料検査（PCR又は抗原定性検査）事業を開始した。県内131か所（令和5年5月7日時点）の無料の検査拠点を整備し、最大週3,800件程度の検査が可能となった。最終的には、13万3,496件（うち陽性件数3,527件）の検査実績となり、県民の不安解消や感染者

の早期発見による感染拡大防止に一定の効果があったと考えられる。一方で、受診・入院の必要性が低い軽症状者や無症状者の感染が判明した場合、受診不要な方が外来を訪れることによって医療機関のひっ迫を招かない方策が必要となる。本県では、無料検査で陽性となった方は陽性者健康フォローアップセンターへの誘導により対応したが、今後の感染症危機に対しては、ウイルス特性や感染者の症状への影響等を踏まえた段階的な効率的誘導策が求められる。



【検体前処理(県衛生研究所)】



【ゲノム解析(県衛生研究所)】

#### (4) 患者受入体制の整備

感染症指定医療機関（県立中央病院、県立新庄病院、県立河北病院、日本海総合病院、公立置賜総合病院）における指定病床18床を超える患者が発生した場合を想定し、感染者が入院できる病床（確保病床）として、令和2年3月4日までに150床を確保した。

その後、県内の公立病院や民間医療機関の協力を得て、順次受入体制を拡大した。病床の確保にあたっては、保健所や感染症専門班によるゾーニング現場指導などを実施し、最終的に確保病床は294床（うち重症者用病床28床）となった（詳細は資料2参照）。

入院調整については、受入調整本部にコーディネーターを配置し、各病院の病床使用状況を正確に把握するとともに、関係機関で情報共有し、受入先の入院調整を行ったほか、村山地域を中心にコーディネーターへのオンコール体制を導入し、必要に応じて夜間の救急対応業務の負担軽減と業務効率化を図った。

また、新型コロナ病床を有していない医療機関であっても、新型コロナ以外の疾患が原因で受診した者が新型コロナ陽性と判明した場合、受診の原因となった疾患の治療を継続する観点から、新型コロナによる症状が大きく悪化しない限り、引き続き当該医療機関において可能な限り継続して治療を続けた。

いずれも医療機関やコーディネーター等の関係者の尽力により、急激な感染拡大時においても必要な患者受入体制を構築・維持することができ、医療崩壊を招くことなく難局を乗り切ることができたと評価する。

現在、県では、重症者・中等症Ⅱ患者については、11病院（104床）で対応を行ってお



り、それ以外の病院においても、軽症者・中等症Ⅰ患者の受け入れが行われている。過去最大の入院患者数（536人）が発生しても対応可能となるよう全67病院での受入体制の構築を進めている。

#### （５）救急搬送体制の確保

新型コロナの感染が疑われる傷病者については、各保健所が入院調整を行い、県内の各消防本部が救急搬送を実施した。また、各保健所が実施する自宅療養者の医療機関への移送や医療機関間の患者移送などについても、各消防本部が協力して実施した。令和２年１月から令和５年５月末までの間に、各消防本部において2,338件の救急搬送と864件の移送を実施した。

感染拡大に伴い、一時期、救急搬送困難事案\*が増加したものの、概ね円滑に各消防本部と保健所、医療機関の連携が図られた。新たな感染症危機に備えて、引き続き関係機関の連携体制を確保していく。

令和５年５月８日以降は、国の方針に基づき、原則、入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を行う体制に移行している。ただし、当面、感染拡大時で重症者・中等症Ⅱ患者の医療機関間での入院調整が困難な場合（二次医療圏を超えた入院調整が必要な場合など）には、受入調整本部による入院調整の支援を実施することとしている。

※ 救急隊による「医療機関への受入れ照会回数４回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」の事案として、各消防本部が県に報告したもの

#### （６）宿泊療養施設の確保

令和２年５月、感染者が急増した場合に備え、軽症者・無症状者の宿泊療養施設として、村山地域、庄内地域に計３施設203室を設置。その後、感染状況に応じ順次受入体制を拡大し、令和４年４月以降は、村山地域、置賜地域、庄内地域に計３施設348室の体制となった。宿泊療養施設に関する運営について、当初は県直営で行っていたが、令和４年10月以降は、業務負担の軽減を目的に運営を一括して外部へ業務委託した。

５類移行に伴い、外出自粛が求められなくなることから、令和５年５月７日で宿泊療養施設の運営を終了し、利用実績は延べ4,014名であった。

宿泊療養施設が軽症者・無症状者の受け皿となったことから、急激な感染拡大時においても必要な患者受入体制を構築・維持することができ、医療崩壊を招くことなく難局を乗り切ることができたと評価する。

#### （７）自宅療養者への支援

県では、保健所が発生届に基づき自宅療養者への健康観察を行ったほか、自宅療養期間中の外出が制限されることから、令和２年12月からは食料品等を無料で自宅に届ける事業を開始し、令和５年５月７日の事業終了までの配送実績は、13万119セットとなった。

感染者が急増した第７波では、県医師会や県薬剤師会と連携した電話診療に係る協力医・協力薬局の拡充、自宅療養者への食料等物資支援業務の外部委託やMy HER-SYSの利用促進などの自宅療養支援体制の強化に取り組んだほか、令和４年９月14日からは、「陽

性者健康フォローアップセンター」を設置し、体調に不安のある方や症状が悪化した方の相談体制を強化した。



【自宅療養者への食糧等支援物資】

## （８）医療用物資等の確保

感染拡大初期においては、医療現場で必要となる医療用マスク等のPPEの国内需給がひっ迫した。不足が生じた感染症指定医療機関や福祉施設等に対しては、県において確保していた備蓄用物資を放出して対応していたが、令和2年3月以降、厚生労働省から供給されたマスク等を県内の医療機関や施設等に配布することとした。3月に約20万枚のマスクを配布したことを皮切りに、令和4年3月まで、配布品目を増やしながら医療機関等への配布を実施した。

医療用物資の国内需給の落ち着きが見られてからは、厚生労働省による定期的な配布は終了したが、冬期間の季節性インフルエンザとの同時流行に備えた配布などが随時実施されたほか、緊急時にはG-MIS（医療機関等情報支援システム）を通じた配布要請に対応する体制が整備された。

県では、このような緊急配布要請や、医療機関や施設等でのクラスター発生に備え、医療用物資の備蓄確保に努めた。こうした備蓄にあたっては、県独自に必要な物資を購入したものもあるが、様々な企業や団体からの寄附により確保したものも多かった。

今回のコロナ禍においては、医療機関や施設等において平時から一定数の備蓄を確保しておくことの重要性が浮き彫りとなった。県としても、国における検討を踏まえつつ、都道府県や医療機関における備蓄体制の強化に努めていく必要がある。

## （９）コロナ後遺症への対応

県では、令和4年4～5月にかけて、県内の医療機関を対象にアンケートを実施し、県内の新型コロナの罹患後症状（いわゆる後遺症）を訴える患者の実態調査を行った（6月16日結果公表）。その結果を踏まえ、同年9月、コロナ後遺症の診療可能医療機関の公表や、より高度な医療・検査機器が必要な場合等に対応する協力医療機関への紹介体制など、コロナ後遺症に対応した診療体制を整備した。併せて、9月20日、後遺症に関する相談や診療可能医療機関への紹介などに対応できる「コロナ後遺症コールセンター」

を設置した。

また、オミクロン株の感染拡大を踏まえ、オミクロン株の後遺症や継続期間等について、その状況を明らかにするとともに、6月に公表した実態調査のフォローアップ調査により、症状の変化や継続状況を把握するため、令和4年11月、再び後遺症に関する実態調査を行った（12月15日結果公表）。その結果を踏まえ、医療機関の対応力向上や診療可能な診療所の更なる拡充を図るため、県医師会とも連携し、後遺症に関する医療機関向け研修会を2回（令和5年1月19日、2月16日）開催した。

各医療機関の協力を得て実施した2度にわたる実態調査は、本県独自の取組みとしてコロナ後遺症に関する実態把握に有益なものであった。新型コロナの5類移行後も、コロナ後遺症に関するフォローアップは必要となってくる可能性が高く、情報共有等による診療医療機関の対応力向上や、医師会など関係機関と連携した診療可能医療機関の拡大といった対応が引き続き求められる。

## 4 保健所業務

---

### （1）相談体制

令和2年1月24日から新型コロナに関する県民相談窓口を県庁及び県内5か所の保健所に設置し、県民からの不安の声や感染対策に関する問合せに対応した。4月6日には県全体で「受診相談コールセンター」を設置しつつ、感染の疑いがある方の対応は保健所に引き継ぎ、外来への受診誘導の役割を担った。

11月からは、新型コロナに係る診療・検査医療機関のリストを県ホームページで公開したことを踏まえ、受診希望者は保健所を介さず外来受診につなげる体制を構築したが、保健所においては引き続き感染の疑いが高い方や濃厚接触者等からの相談に対応し、検査誘導も行ったことにより、相当の業務量となった。

令和4年7月から始まった県内第7波以降は、陽性者の急拡大に伴い保健所への相談件数も急増したため、受診相談コールセンター等の回線増設による保健所の負担軽減を図ったが、感染拡大のペースに合わせて即時に増設することは困難であり、受電率が減少した結果、保健所への架電も多数に上った。不足するマンパワーを補うため、保健所ではIHEATからの協力や、市町村・他部局からの応援を得て対応した。

今後の感染症危機に向けては、定型的な質問・相談については保健所を介さず対応できるようにするため県ホームページ等でのFAQを充実させそちらに誘導することや、質問・相談窓口を別途設けるなど、相談件数の増減に柔軟に対応できる体制（外部委託のコールセンターの回線数含む）の検討が必要となる。

### （2）積極的疫学調査

令和2年2月に新型コロナが感染症法上の「指定感染症」に位置づけられたことから、同法に基づき、保健所は新型コロナの患者及び濃厚接触者に対して積極的疫学調査を実施することとなった。

発生当初は、感染対策を講じたうえで調査対象と対面し聞き取り調査を行っていたが、

感染者の増加に伴い、電話やメール等での聞き取り調査が主体となった。全陽性者の行動歴を14日前まで遡って感染源調査を行った。特定した濃厚接触者に対しては、14日間の待機を要請することとした。

令和4年1月からの県内第6波以降は、感染が拡大したオミクロン株の特性を踏まえた対応にシフトした。具体的には、感染者の濃厚接触者の待機期間を10日間に短縮するとともに、積極的疫学調査については、感染者の同居者を一律に濃厚接触者と取り扱い、その他は特定を行わないなど簡略化を図る一方、病院や高齢者施設等では引き続き感染拡大防止のため状況把握・対応を行うなど、ハイリスク者への対応を重点化した。

県内第7波では、一日の発生届の件数が2,000件に迫るなど感染者が爆発的に増加したことで、保健所の業務ひっ迫が顕著となり、I HEATや市町村等から多くの協力を得て体制を整えた。また、業務効率化が必須となったため、疫学調査票の簡略化などの対応を取ったほか、村山保健所を始めとした一部の保健所では、8月途中から、重症化リスクの低い方にはSMS（ショートメッセージサービス）により電子申請システムを活用した疫学調査を行う取組みや、重症化リスクの高い方から電話で聞き取った結果を記載した調査票をAI-OCR（人工知能技術を取り入れた光学文字認識機能）で読み取りデジタル化する取組みを行った。これによって、疫学調査に係る架電業務や聞き取り内容の入力作業などの負担を軽減するとともに、陽性者の情報をデジタル化することで、HER-SYSへの入力やその後の支援、感染者数の公表などが合理化された。

このような業務効率化の取組みはあったものの、全体を通して、濃厚接触者の検査誘導や医療機関との調整、検査結果の説明といった作業は極めて膨大なものであった。こうした中、9月14日からは、発生届の対象が65歳以上の高齢者などに限定され、保健所における積極的疫学調査等の対象者も大幅に減少することとなった。今後の感染症危機に備えて、今般活用したICTツールの習熟度を高め、デジタル化やDXにより業務の効率化を進めるとともに、応援職員派遣のルールや緊急時の即応体制について検討する必要がある。

### （3）自宅療養者の支援

当初、新型コロナ患者は原則入院とされていたが、感染の拡大に伴い、県内第3波以降は、患者の重症度等を評価し、療養先（入院・自宅療養）の判断を行う体制が構築された。

オミクロン株の流行以前は、原則として1日2回の健康観察（症状やバイタルサインの確認）を実施し、症状悪化時等の対応を行った。職員による架電のほか、健康観察用のアプリやメール、HER-SYSによる自動架電やMy HER-SYSによる健康観察などの機能も活用した。オミクロン株流行後は、感染者が爆発的に増加した一方、重症化率が低下したことから、健康観察をハイリスク者に重点を置いて対応した。令和4年9月14日、発生届の限定化と併せて陽性者健康フォローアップセンターを設置して以降は、保健所は発生届の対象となったハイリスク者を中心に対応し、それ以外の陽性者は基本的に陽性者健康フォローアップセンター健康相談部門において対応した。

また、健康観察等の結果から、医師の診察が必要と判断した場合は、医療機関による電話診療や、薬局による処方薬の配達等の調整を行った。新型コロナに係る医療費を公費負担とするためには陽性であることの確認が必要なことから、こうした医療機関との調整は保健所が担った。地域の実情に応じて、保健所と医療機関が連携を図り、医療機関から電話により健康観察を実施する取組みも行った。

自宅療養者に対しては、自ら重症度を評価できるパルスオキシメーターを送付したほか、外出制限期間中の食料品等を支援した。保健所においては、パルスオキシメーターの送付に関する事務や、食料品等の配達に係る調整を実施した。

#### (4) 入院調整・移送

新型コロナ陽性者の入院・受診のため、地域の各消防本部や県の受入調整本部と連携し、患者の入院・受診先との調整を行った。新型コロナ以外の傷病であれば、救急車の現着後、保健所を介することなく搬送先が決定されるところ、新型コロナについては保健所を介して搬送先の調整を行う必要があった。そのため、保健所では昼夜を問わずオンコール体制を敷く必要があったほか、救急隊からの聞き取りなど限られた情報で判断を迫られる場面もあり、症状軽快の際の転院の調整も重なって、業務の負担は相当なものとなった。

また、入院先への移送についても、救急車による実施のほか、保健所車両を使用した医療機関への移送も実施した。加えて、移動手段のない濃厚接触者の検査や、入院の要否を判断するトリアージ診察のための医療機関への送迎、主に軽症・無症状者の隔離のための宿泊療養施設への入所の調整や移送も保健所で担った。こうした業務は、感染者の増加に伴い保健所の業務をひっ迫する一因となったが、民間事業者からの車両貸与による移送能力の確保や、令和4年9月以降は移送業務の一部を民間事業者へ委託することにより、業務の改善が図られた。

また、庄内保健所では、県内第5波以降、医療機関による入院・外来トリアージを実施する体制を整備し、保健所を介さないいわゆる「病病連携・病診連携」による入院調整を実施するなど、独自の取組みを行った。こうした中、各地域内の重点医療機関等や地区医師会など関係機関との連携により、受入先医療機関の診療体制や、患者の状況（基礎疾患や妊娠の有無、透析など）に応じた個別の対応を行いながら、感染拡大時も医療崩壊を招くことなく乗り切ることができた。今後の感染症危機に向けても、こうした地域間の連携や、移送業務の民間事業者への委託等も検討しつつ、円滑な入院調整・移送体制を構築していく必要がある。また、個人情報に配慮しつつ、入院調整等の関係者間で迅速な情報共有が可能となるよう、G-MISなどのICTツールの活用をより進めていく必要がある。

#### (5) 感染管理指導

積極的疫学調査により病院や高齢者施設等ハイリスク施設の職員・利用者等であると判明した場合や、当該施設でクラスターが発生した場合には、施設調査を実施し、助言

指導を行った。必要に応じ現地でのゾーニングやPPEの着脱、消毒・換気等の助言・指導を実施したほか、対策会議を開催して感染の収束に向けた対応を行った。また、必要に応じ、県内の感染症に精通した医師や感染管理認定看護師等で構成される感染症専門班の応援を受けた。

県内第6波以降は、クラスターの発生件数の増加に伴い、全ての施設に赴き直接指導を行うことは困難となったため、電話での相談・指導や、初動対応に関するマニュアルを作成し提供するなどの対応も行った。

## (6) 文書事務

新型コロナ陽性者に対しては、感染症法に基づく就業制限通知や入院勧告書等の公文書を作成し、交付した。加えて、陽性者から医療保険の入院給付金請求や復職・復学等のため療養証明書の発行が求められ、こうした文書の作成・交付も行った。

作成にあたっては、医療機関から提出される発生届や、積極的疫学調査の結果から作成したデータベースをもとに行った。しかし、オミクロン株流行以降の自宅療養者の大幅増や、それに伴う医療保険加入者からの問合せの増加もあって、会計年度任用職員の配置やMy HER-SYSによる療養証明書表示機能の活用など効率化を図ってもなお、事務作業が追い付かず、交付が数か月遅れる事態となった。

入院患者に係る医療費公費負担決定事務については、患者又は家族から提出される公費負担申請書をもとに行ったが、県内第6波以降の入院患者の増加により、申請書のやりとりを含め、その業務量が膨大なものとなった。保健所業務がひっ迫する状況となったため、厚生労働省からの事務連絡に基づき、患者に公費負担申請書の作成・提出を求める代わりに、保健所が医療機関から提出される発生届等の情報をもとに公費負担申請書の作成を代行し、業務を簡素化して対応した。

今後の感染症危機への備えとして、職員のICTツールへの習熟度を高めていくほか、可能なものはペーパーレス化するなど業務の見直しを検討していく。

## (7) デジタル化、DX（デジタルトランスフォーメーション）等

文書事務や疫学調査等の業務の効率化・合理化にはデジタル化やDXが求められるが、新型コロナ対応に係る保健所での業務を踏まえると、次のような課題が挙げられる。第1に、対応件数の多寡によって、当初の業務手順のまま（デジタル化せず）実施した方が結果的に効率的な場合があること。第2に、デジタル化のための業務手順の変更自体が一定の業務負荷を伴うため、業務ひっ迫の状況の中では着手が困難となること。第3に、HER-SYS等の全国一律のシステムを活用したい場合でも、現場の運用と仕様とが必ずしも合致しない場合があること。第4に、地域の実情を踏まえた保健所ごとの取扱いの差異があることにより、使用様式や標準的な業務手順の調整が必要となること。

こうした課題を念頭に、新たな危機への備えとして、再度感染症が拡大した場合の適時・適切な保健所応援体制の構築、DX担当部局との早期からの連携、平時からの業務の標準化などに取り組んでいく必要がある。



【保健所での作業風景(村山保健所)】

## 5 県立病院における対応

### (1) 山形県病院事業局新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

県対策本部の設置を踏まえ、県立病院における感染対策の協議や決定、新型コロナの発生状況等の情報共有を行うため、令和2年3月4日、山形県病院事業局新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。

令和5年4月26日までに32回開催し、国及び県の動向、感染対策の専門家（アドバイザー）からの意見等を踏まえ、適時適切な協議や決定を行った。

### (2) 新型コロナウイルス感染症患者受入病床の確保

令和2年3月、中央病院では、9階西病棟をゾーニングし、新型コロナの感染者を受け入れる病床（確保病床）を31床確保し、受入態勢を整備した。3月31日には、県内で初の新型コロナの感染者が確認され、中央病院に入院した。

同年4月15日には、新庄病院にも初めて感染者が入院し、10病棟をゾーニングして確保病床を7床確保した。

その後、順次受入態勢を拡大し、県立病院では最大で72床（中央病院：49床（うち重症10床）、新庄病院：15床、河北病院：8床）の病床を確保した。

その結果、令和5年5月7日までに、延べ21,504名（うち重症患者延べ811名（うちECMO患者延べ56名））の入院患者を受け入れた。（なお、入院患者数には、院内クラスター等により確保病床以外の病床で受け入れた入院患者を含む。）

### (3) 外来患者への対応及び「山形県PCR自主検査」センターの運営

令和2年3月以降、新型コロナ（疑いを含む。）で受診する患者に対し、順次、発熱外来（非感染の患者と接触しないよう動線を分離した専用の診察室）を設け、診察、検査、検体採取等に対応した。

また、感染拡大により受診者が急増した際には、駐車場で車に乗ったまま検体を採取する方式（ドライブスルー方式）により対応し、ウイルス拡散リスクの低減を図った。

令和3年3月18日からは、河北病院において、PCR検査や陰性証明にかかるニーズ

に対応するため、「山形県PCR自主検査センター」を開設し、自己負担額を5,000円とする検査を実施することにより、県民の不安解消と社会経済活動を支援した。令和4年1月5日からは、県内で初めてオミクロン株の陽性者が確認されたことを受けて開始された無料検査を実施した。

これらの取組みにより、令和5年5月7日までに、延べ25,571名の外来患者を受け入れ、延べ7,180件のPCR検査を実施した。



【県立河北病院に設置された山形県PCR自主検査センター】

#### (4) 院内へのウイルス侵入リスク低減対策の実施

令和2年3月以降、院内へのウイルス侵入リスクの低減を図るため、以下の取組みを実施した。これらの取組みは、院内へのウイルス侵入防止について、一定の効果があつたものと評価しているところだが、例えばPCR検査時点では無症状で陰性だったとしても、入院後に発症して陽性となるような場合があり、後述のとおり、院内クラスターの発生を完全に防ぐことはできなかった。

これを踏まえ、今後の感染対策としては、「院内へのウイルス侵入を完全に防ぐことはできない」という前提のものと、「ウイルス侵入の早期発見」と「ウイルス侵入後の迅速な対応」に力点を置くことが求められる。

##### ア) 入院患者への面会の禁止及びオンライン面会の実施

令和2年3月以降、入院患者の急変や主治医からの説明等、病院が要請した場合を除き、入院患者への面会を順次禁止した。

また、対面による面会に代わる新たな面会方法として、令和2年7月から、タブレット等を活用したオンライン面会を順次開始した。

##### イ) 予定入院患者等への入院前PCR検査及び抗原検査の実施

令和2年8月以降、感染者の早期発見により院内感染リスクの低減を図るため、入院患者に対する入院前CT検査、PCR検査及び抗原検査を順次開始した。

##### ウ) 院内に出入りする関係業者への対応

令和2年3月27日、東京都や大阪府などの大都市圏において新型コロナ感染者が増加してきたことを踏まえ、院内へのウイルス侵入リスク低減を図るため、院内に出入



りする関係業者に対し、感染予防対策の順守、発熱等の症状のある者の院内への立入り禁止、不要不急の訪問の自粛を要請した。

#### エ) 病院の出入口における検温等の実施

令和2年5月以降、院内へのウイルス侵入リスクの低減を図るため、病院の出入口において、入館者に対する検温等を順次開始し、発熱等の症状がある場合には、専用の診察室等に速やかに誘導するなどの対応を行った。

#### オ) 院内クラスター発生時の対応

令和4年3月23日、新庄病院において、県立病院初の院内クラスターが発生した。直ちに感染者が発生した病棟の患者及び職員全員のPCR検査を実施するとともに、当該病棟の新規入院受入を停止し、収束へ向けた対応にあたった。感染者の減少に伴い院内クラスター発生病棟の新規入院受入を順次再開し、令和4年4月27日、全病棟での受入を再開した。

その後、中央病院では、6回（令和4年4月、同年9月（3回）、同年11月、令和5年1月）、新庄病院で6回（令和4年3月、同年8月、同年9月、同年11月（2回）令和5年2月）、こころの医療センターで1回（令和4年7月）、院内クラスターが発生し、適宜対応にあたった。

### (5) 医療機器及び医療資材の確保

重症患者への対応力強化を図るため、令和2年度以降、体外式膜型人工肺（ECMO）2台、人工呼吸器18台を順次整備した。

また、PPE等の医療資材は各県立病院が各自で発注しているところだが、PPE等の不足を踏まえ、令和2年12月以降、県立病院課でもPPE等を備蓄し、在庫が不足した病院への払出を実施している。

### (6) 医療スタッフの確保及び育成

県内第1波以降、ECMOやPCR検査機器等を操作できる人材が不足するという課題が生じ、新庄病院から中央病院への臨床工学技士の派遣等により対応した。

これを踏まえ、研修会へ積極的な参加等により、臨床工学技士や臨床検査技師の育成を図っている。

## 6 ワクチン接種の推進

---

### (1) 新型コロナワクチン接種の枠組み

新型コロナワクチンの接種については、予防接種法の臨時接種の特例により、都道府県の協力のもと市町村が主体となり実施した。接種費用は全額公費負担（自己負担なし）で実施され、県では、市町村事務に係る調整、専門的相談体制の確保、市町村ごとのワクチンの割り当て等の役割を担うこととなった。令和3年1月19日に山形県新型コロナ

ワクチン接種総合本部等を設置し、市町村・関係団体と調整を行ったうえで、令和3年3月5日の医療従事者等への優先接種実施を皮切りに、迅速かつ円滑なワクチン接種の支援に取り組んできた。

令和5年5月7日時点での山形県のワクチン接種率は、1回目86.6%、2回目85.9%、3回目78.1%、4回目58.6%、5回目32.2%、オミクロン株対応ワクチン接種率56.7%と、全て全国平均を上回った。（詳細は資料4参照）

ワクチン接種については、実施主体である市町村をはじめ、県医師会、各郡市地区医師会、病院などの関係者が連携し、接種を希望する県民が速やかに接種を行える体制を構築できたことから全国平均を上回る接種率につながったと評価する。

新型コロナの5類移行後もワクチン接種は実施されており、令和5年度中は全額公費負担が継続しているが、国からの財政措置やスケジュールの不透明さなどの課題もある。県としては、こうした課題に関する国への働きかけや、市町村間のワクチン配分等の調整、コールセンターの運営、適切な広報等を通じて、引き続き希望する方が迅速かつ円滑に接種できる体制づくりに取り組んでいく。

## （2）県におけるワクチン接種促進の取組み

市町村の接種体制を補完する県の支援策として、国の制度を活用し、ワクチン接種を行った医療機関に対する新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金の給付（令和3～4年度、累計1,013件・21億3,200万円）や中小企業・大学等が実施する職域接種への支援を行った。また、専門的相談体制の整備として、令和3年3月29日、ワクチンの副反応等の医学的知見が必要となる相談や、県内の全体的な接種スケジュールなどに対応する「山形県ワクチンコールセンター」を設置した。令和5年5月8日からは、他の各種相談窓口と一本化した「新型コロナ総合コールセンター」において引き続き相談を受け付けている。

## （3）県において実施したワクチン接種事業

ワクチン接種は基本的に市町村が主体となるが、県内のワクチン接種をさらに加速させるため、県においてもワクチン接種事業を実施した。令和3年度には、県庁講堂を会場とし、8月から9月の土～日曜日（計12日間）に大規模接種を実施し、計1万1,821回の接種を行った。3月の土～日曜日及び祝日（計9日間）には、県庁講堂を含む県内4会場にて大規模接種を実施し、計3,550人への追加接種を行った。また、アレルギー等でmRNAワクチン（ファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチン）を接種できない方への対応のため、政府から要請を受け、県立中央病院に「アストラゼネカ社ワクチン接種センター」を設置し、9月から12月の土曜日（計6日間）で163回の接種を実施した。

このほか、県庁や各総合支庁においては、近隣の大学等とも連携し、県職員含め職域接種を実施した。

令和4年度には、7月から8月の金～日曜日及び祝日（計25日間）、県内4地域で、バスを活用した接種会場（ワクチンバス）を開設し、計2,386名への接種を行った。11月か

ら12月の金～日曜日及び祝日（計11日間）には、希望のあった11市町にオミクロン株対応ワクチンの接種会場を開設し、計4,926名への接種を行った。また、アレルギー等でmRNAワクチンを接種できない方に向け、武田社ワクチン（ノババックス）接種事業を実施した。6～7月に県立中央病院において計4日間（232名）、9月に県立中央病院と日本海総合病院において計6日間（240名）接種を行った。

県で実施したワクチン接種事業は、令和4年7～8月に実施したワクチンバスでは実施市町村外に居住する方の接種が半分近く（総接種回数2,386回中1,101回）を占め、自らの居住する市町村での接種の都合が付かなかった方などの市町村を越えた接種の受け皿として機能した。また、アストラゼネカ社ワクチンや武田社ワクチン（ノババックス）の接種は、市町村単位での実施が少ない中、アレルギー等でmRNAワクチンを接種できない方から根強い実施要望があった。接種回数自体は多くはなかったものの、アレルギーをお持ちでこれまで接種が受けられなかった方に接種機会を提供することができ、県での実施には一定の意義があったと考えられる。

## 7 市町村、関係機関との連携

---

### （1）市町村対策本部との連携

県では、市町村が県対策本部員会議をオンラインで視聴できる環境を整備するとともに、毎日、感染状況を市町村対策本部へ提供するなど、市町村との情報共有や連携体制の強化に取り組んだほか、感染拡大期や大型連休・お盆・年末年始の前には、基本的な感染防止対策の徹底や、県域を越えて移動する場合の注意点等について、知事と市町村長の連名による共同メッセージを計9回（令和3年4月23日、8月6日、8月20日、令和4年1月27日、2月1日、2月7日、2月21日、4月22日、7月19日）発出し、連携して感染拡大防止に取り組んだ。

また、県独自の緊急事態宣言や県と市の合同要請、まん延防止等重点措置などの緊急対策を実施する際は、事前に関係市町村の意向を確認するとともに、県と市町が共同し、飲食店の営業時間や酒類の提供状況、感染対策の実施状況などの見回りを行った。

新型コロナについては、県対策本部と市町村対策本部が密に情報共有を行いながら、連携して感染拡大防止策等に取り組むことができたものとする。今後も、市町村からの意見も踏まえながら、情報共有や連絡を密に行い、新たな感染症危機に対応していく。

#### 《市町村からの意見（主なもの）》

- ・ 県対策本部会議の情報や内容等をWeb視聴や資料提供により迅速に把握することができたため、町の対策本部の対応方針の策定等も迅速に行うことができた。
- ・ 県対策本部会議の様子をオンラインで視聴して、会議内の質疑応答や知事コメントをライブで確認できた。
- ・ 県民向けメッセージの発信について、局面ごとに独自チラシの提示や、県民等へのお願いの新旧対照表の提示があったので、町民向けに発信する際に活用できた。
- ・ 県対策本部会議で決定された市町村との連携や協力事項について、具体的な指示が

あると他の市町村と足並みをそろえることができたと思う。一つの市町村だけでは対策の効果が薄く、広域的な連携が必要だと感じた。また、当市では、隣県との往来も頻繁にあるため、県が主導して隣県との情報交換等を行ってもらえれば良いと感じた。

- ・ 県独自の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置期間中の飲食店等への営業時間短縮要請等に係る働きかけ活動（時短要請への協力、感染防止対策の徹底等の声かけ等）を県職員、市職員が共同で対応したことにより、市内飲食店等での各種取り組みの徹底が図られた。一方で、見回りに係る要員配置については、外部委託等も含め検討が必要であると感じられた。
- ・ 施設等の利用制限等について、県と基礎自治体の類似施設の休館等や制限解除について、所管部署同士の事前の情報共有、打合せ等が必要と感じられた。これに限らず、県と基礎自治体で同様の業務を所管する部署間での様々な対応に関する情報共有等が重要であると感じられた。
- ・ 災害発生時の避難の呼びかけなどの自宅療養者への支援については、保健所から陽性者リストの提供を受け、各自治体が行なうこととなっているが、災害が差し迫った状況でリストの提供を受けても、実際の対応は困難ではないかと感じた。また、災害発生時の自宅療養者の取扱いについて、どの程度本人に情報提供しているのか関係者間での情報共有が不足していた。

## （２）市町村保健福祉部門との連携

県では、感染初期段階から市町村保健福祉部門と連携し、保健所の業務状況に応じて、コロナ対応業務に従事する保健師を市町村から派遣いただくなど、連携体制の強化に取り組んできた。特に感染者が急増した第7波では、33市町村から延べ564人を派遣いただき疫学調査や健康観察業務に従事していただいたほか、自宅療養者で要配慮者への見守り支援を連携して実施した。

ワクチン接種について、令和4年11月から12月にかけて県内の希望があった11市町内に、県営のオミクロン株対応ワクチン接種会場を設置し、ワクチンは市町から提供いただくなど、連携しながら接種事業を実施した。

新型コロナについては、県関係課や保健所が市町村保健福祉部門と密に情報共有を行いながら、連携して感染拡大防止策に取り組むことができた。今後も、市町村の意見も踏まえながら、情報共有や連絡を密に行い、新たな感染症危機に対応していく。

### 《市町村からの意見（主なもの）》

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る受診相談・一般相談に対する県コールセンターの設置、宿泊療養施設の設置、食糧支援の実施、移送運搬業務について、山形市保健所所管分についても、県で対応を行っていただいたことで、山形市保健所の業務負担が軽減され、感染者対応の現場業務に専念することができた。
- ・ 保健所が中心となって、医師会、病院、市町村等の関係機関による定期的な Web 会議を開催し、顔の見える関係が構築されて情報交換、連携の強化が図られた。

- ・ 高齢者施設や学校、学童等でクラスターが発生した際に、保健所と一緒に施設を訪問し、換気等について指導を行うことで感染拡大を抑えられた。
- ・ 保健所業務がひっ迫した時期に、市町村職員を保健所へ派遣したことについては、市町村としてもかなりの負担ではあったが、緊急事態下で県・保健所との連携や他市町村との協働業務等を行ったことは大変よい経験となった。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症と診断され自宅で療養される患者に関する個人情報の共有及び保護に関する覚書」を県と締結したことにより、65歳以上の自宅療養者の健康確認や生活支援物資の提供を町独自で行うことができた。また、令和4年8月の豪雨災害後は、自宅療養者に関する保健所からの情報提供に基づき、感染対策を講じながら被災状況調査を実施することができた。
- ・ 高齢単身世帯や特別な事情があり対応が困難な自宅療養者について、保健所から速やかに情報を提供してもらったことで、地域包括支援センターや関係機関が連携し、在宅生活を続けるための見守り体制を作ることができた。
- ・ 休日診療所において、感染拡大期にPPEを供給してもらったことで、安全に検査体制を構築できた。今後も感染拡大期には対応をお願いしたい。
- ・ 年末年始などの医療提供体制に関する打合せ会を開催してもらったことで、保健所、医療機関、市町村との情報共有を図ることができた。医療機関の受診方法や各種相談窓口等についても、広報やホームページで適切に住民へ周知することができた。
- ・ ワクチン接種に係る県主催のワクチンバス巡回接種事業については、県と市が連携して実施することができた。本市においては、過疎エリア等を選定し接種が進められたことから、特に移動手段がない高齢者等にも配慮したワクチン接種を展開できた。

### (3) 東北6県及び新潟県、政令指定都市との連携

県では、感染拡大期や人流が増加するゴールデンウィーク前に、東北6県及び新潟県、仙台市、新潟市と連携し、県境をまたぐ移動の自粛や基本的な感染防止対策の徹底を求める共同メッセージを計4回(令和2年4月24日、5月8日、令和3年4月26日、8月31日)発出した。

県域を越える往来自粛の要請については、1つの県で呼びかけを行っても効果が低く、地域やブロックとして共通のメッセージを発信することが重要であり、東北・新潟各県と共同で統一したメッセージを発信することで、県域を越える人流の抑制に一定の効果があったものとする。今後も同様に感染状況等を踏まえながら、東北・新潟各県と連携し必要な対策を講じていく。



【東北6県・新潟県・仙台市・新潟市との共同メッセージ】

#### (4) 関係団体等との意見交換

県では、令和2年5月に設置した新型コロナ克服・創造県民会議をはじめ、山形県政懇話会などの様々な機会を捉え、関係団体等に対し、県内の感染状況や県の感染拡大防止策と地域経済回復に向けた取組みについて説明を行い、理解を求めるとともに、積極的な意見交換により、県民・事業者のニーズをより適切に把握し、効果的な対策を講じることができたと考える。

引き続き、市町村や関係団体との連携を深めながら、次の感染症危機に備えるとともに、今般の新型コロナ対応の経験を踏まえ、様々な県政課題の解決に向けて取り組んでいく。

## 8 新型コロナの影響を受ける県民、事業者等への支援

### (1) 営業自粛（休業）・営業時間短縮の要請に係る協力金

県では、全国を対象とした緊急事態宣言、県独自の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置などの緊急対策において、政府の財政支援のもと、営業自粛（休業）や営業時間短縮の要請に協力いただいた施設に対し、支援金又は協力金を支給した。

飲食店等に対する営業時間の短縮要請を行った県独自の緊急事態宣言（令和3年3月～4月）、まん延防止等重点措置（令和4年1月～2月）において、営業時間や酒類の提供などの遵守や感染対策の実施状況を確認するため、市町村と連携し見回り活動を実施したが、対象となるほぼ全ての飲食店等で協力要請に協力いただいております、人の流れや人との接触機会の低減に一定の効果があったものと評価する。

#### 《協力金等の概要》

名称	対象期間	内容
緊急経営改善支援金	令和2年4月25日 ～令和2年5月10日  緊急事態宣言（全国を対象）	〔要請内容〕 営業自粛（休業）又は夜間営業自粛 〔対象施設〕 3密が起きやすい業態（飲食店、遊興施設、映画館等）、県外からの人の移動・県民の県内外の往来に関係する業態の施設（宿泊施設、観光地・温泉にある施設、立寄施設等） 〔支援金額〕 個人事業者10万円、法人20万円
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	令和3年3月27日 ～令和3年4月25日  県・山形市「緊急事態宣言」（県独自）	〔要請内容〕 午前5時から午後9時までの時間短縮営業 〔対象施設〕 山形市内の食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている接待を伴う飲食店又は酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む） 〔協力金額〕 1施設あたり1日4万円

名 称	対象期間	内 容
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	令和3年3月30日 ～令和3年4月11日  県・寒河江市「緊急事態宣言」(県独自)	〔要請内容〕 午前5時から午後9時までの時間短縮営業  〔対象施設〕 寒河江市内の食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている接待を伴う飲食店又は酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)  〔協力金額〕 1施設あたり1日4万円
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	令和3年5月24日 ～令和3年6月3日  県・南陽市「合同要請」	〔要請内容〕 午前5時から午後9時までの時間短縮営業  〔対象施設〕 南陽市内の食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている接待を伴う飲食店又は酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)  〔協力金額〕 1施設あたり1日7.5万円
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	令和4年1月27日 ～令和4年2月20日  まん延防止等重点措置	〔要請内容〕 認証施設：午前5時から午後9時までの時間短縮営業(酒類提供可) 非認証施設：午前5時から午後8時までの時間短縮営業(酒類提供不可) ※いずれの施設も1テーブル4人以内  〔対象施設〕 重点措置区域内で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている飲食店(宅配・テイクアウトは除く)又は遊興施設(スナック、カラオケ店等)、結婚式場等  〔協力金額〕 認証施設：1施設あたり1日4～11万円 非認証施設：1施設あたり1日3～10万円

## (2) 10年間無利子・無保証料の融資制度の創設をはじめとした県内中小事業者等への支援

県では、感染対策と社会経済活動の両立を図るため、新型コロナの影響を受ける県内企業向けに、全国的にも例をみない10年間無利子・無保証料の融資制度を創設した。認定件数は7,487件、認定金額は1,838億円にのぼり、令和2年の倒産件数は過去最少に、令和3年も過去3番目の低水準となり、数多くの県内事業者の事業継続につながったものと捉えている。また、長引く新型コロナの影響によって、真に経営が困難な事業者に対し、「事業継続応援給付金」を支給(給付件数10,312件、給付金額1,387,100千円)する等、地域・業種を問わず幅広く支援を実施した。

さらに、県及び総合支庁に相談窓口を設置し、県内中小企業・小規模事業者の資金繰りや事業継続、雇用調整助成金の活用などを支援した。

《新型コロナに対応した商工業振興資金の概要》

資金名	融資開始月	内 容
地域経済変動対策資金	令和2年2月 (無利子融資については、令和2年3月16日～令和2年8月31日までに認定したものに限る。)	「地域経済変動対策資金」の経済変動事象に新型コロナを指定するとともに、年1.6%（固定）の利子を県、市町村、金融機関が連携して無利子とする利子補給制度を令和2年3月16日から実施。 (政府のセーフティネット4号・5号、危機関連保証により、保証料も無料)  〔資金の用途〕 運転資金 〔利率〕 年1.6%を無利子 〔貸付限度額〕 1億円 (無利子融資については2億円) 〔貸付期間〕 10年以内 (うち据置2年以内)
新型コロナウイルス感染症対応資金	令和2年5月～ 令和3年3月	政府の経済施策による、全国の自治体統一の無利子・無担保融資  〔資金の用途〕 運転資金 〔利率〕 年1.6% (当初3年間無利子) 〔貸付限度額〕 6,000万円 〔貸付期間〕 10年以内 (うち据置5年以内)
ウィズコロナ対応借換資金 (第1号、第2号)	(第1号) 令和4年4月 (第2号) 令和5年4月	商工業振興資金の既往の保証付き債務を借換できる資金  【第1号】 伴走支援型特別保証を利用 〔資金の用途〕 設備投資、運転資金 〔利率〕 年2.0% (固定) 〔貸付限度額〕 1億円 〔貸付期間〕 10年以内(うち据置2年以内)  【第2号】 長期借換保証制度を利用 〔資金の用途〕 運転資金 〔利率〕 年2.8%以下 (固定) 〔貸付限度額〕 1億円 〔貸付期間〕 15年以内(うち据置3年以内)
ウィズコロナ経営再生資金	令和4年4月	信用保証協会の事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を利用して事業再生を行うための資金  〔資金の用途〕 経営安定に必要な運転資金 〔利率〕 年2.1% (固定) 〔貸付限度額〕 8,000万円 〔貸付期間〕 15年以内 (うち据置5年以内)



《 県内企業への支援の概要 》

事業名	申請期間	内 容
雇用調整助成金の県単独上乗せ	令和2年6月 ～令和5年2月	国の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金を活用してもなお企業負担が残る場合に費用の一部を助成  〔支給率〕 国の助成率が9/10又は4/5の場合、対象経費の1/20（国の雇用調整助成金等の対象経費が上限）
飲食業等緊急支援給付金	令和2年12月 ～令和3年2月	10月～12月の売上が前年同月比で30%以上減少した酒類を提供する夜間営業の飲食店等に対して給付金を支給  〔対象事業者〕 夜9時以降も営業する酒類の提供を行う飲食店、運転代行業  〔給付額〕 20万円又は30万円（県内で複数店舗を経営、また従業員数が6名以上の場合）
山形県事業継続応援給付金	令和3年7月 ～令和3年9月	4月～6月のいずれかの月の売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少した中小企業・小規模事業者に対して給付金を支給  〔給付額〕 法人：20万円 個人事業主：10万円
飲食業関連家賃等緊急支援事業	令和3年11月 ～令和3年12月	7月～9月のいずれかの月の売上が前年又前々年同月比で50%以上減少した飲食店、飲食料品卸売業又自動車運転代行業を主たる事業として営む中小法人・個人事業主に対して家賃等の固定経費を補助  〔給付上限額〕 法人：40万円 個人事業主：20万円
山形県テイクアウト・デリバリー等支援事業	令和3年11月 ～令和3年12月	令和3年4月1日以降に、新型コロナを契機として新サービスを展開した又は実績報告書の提出時までには新サービスを開始する、飲食店を主たる事業として営む中小法人・個人事業主に対して消耗品や備品等の経費を補助  〔給付上限額〕 60万円
飲食業等緊急支援給付金	令和4年1月 ～令和4年2月	10月～12月のいずれかの月の売上が前年又前々年同月比で30%以上減少した酒類を提供する夜間営業の飲食店等に対して給付金を支給  〔対象事業者〕 夜9時以降も営業する酒類の提供を行う飲食店、酒類卸売業、カラオケボックス業、洗濯業、労働者派遣業（コンパニオン等）、運転代行業  〔給付額〕 20万円又30万円（県内で複数店舗を経営、または従業員が6名以上の場合）

事業名	申請期間	内容
原油価格・物価高騰緊急支援給付金	令和4年7月 ～令和5年1月	<p>[第1弾] 令和4年7月～9月 4～6月のいずれかの月の売上が令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して、30%以上減少している県内の中小企業・小規模事業者に対して給付金を支給</p> <p>[第2弾] 令和4年11月～1月 7～9月のいずれかの月の売上が令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して、30%以上減少している、又は7～9月のいずれかの仕入原価等が令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して増加しており、かつ粗利が30%以上減少している県内の中小企業・小規模事業者に対して給付金を支給</p> <p>[給付額] 法人：10万円 個人事業者：5万円</p>

《相談窓口の設置状況》

- ・新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口（令和2年2月～）
- ・事業継続相談窓口の設置（令和2年5月～令和5年5月）
- ・雇用調整助成金山形県相談窓口（令和2年5月～令和5年3月）

（3）県内経済の消費喚起策

県では、地域経済の回復を図るために県内の飲食店・小売店等で利用できるプレミアム付きクーポン券を発行した。また、市町村の実態に即した柔軟な事業展開が可能となるよう、消費喚起事業を行う市町村への支援などにより、県内経済の消費喚起に取り組んだ。これらの景気浮揚策の総額は約35億円となり、地域経済の下支えに一定の成果があったと考えられる。

さらに、県内の宿泊施設や観光立寄施設で利用できる割引クーポンを発行するキャンペーンや「やまがた四季旅キャンペーン」及び「全国旅行支援～やまがた旅割キャンペーン～」等の観光需要喚起策の展開により、本県への観光者数がコロナ禍前の令和元年度と比較して約8割まで回復し、県内経済の消費喚起に一定の効果があったものと評価する。



【山形県プレミアム付きクーポン券(第2弾)】

《主な消費喚起策の概要》

事業名	実施月	内容
令和2年度山形県商店街販売促進緊急支援事業	令和2年4月 ～令和3年3月	・商店街等が、新型コロナの感染拡大防止に努めながら個人消費を喚起するために行うセール等の広報費を、市町村と共同で支援
令和2年度山形県がんばる商店街緊急応援事業	令和2年4月 ～令和3年2月	・商工会又は商工会議所が行う消費喚起策等に必要な経費を支援
県民県内お出かけキャンペーン	令和2年5月 ～令和3年12月	・額面2,000円、販売価格1,000円のクーポン券を発行 ・県民が県内の観光立寄施設で利用可能
県民泊まって応援キャンペーン	令和2年5月 ～令和3年12月	・額面1万円、販売額5,000円のクーポン券を5万枚発行等 ・県民が県内の旅館・ホテルで使用可能
県民泊まって元気キャンペーン	令和2年7月 ～令和3年12月	・額面1,000円、販売価格500円のクーポン券を180万枚発行 ・県民が県内の旅館・ホテルで利用可能
「バス・タク旅」やまがた巡り事業	令和2年7月 ～令和3年6月	・県内の貸切バス・タクシー・レンタカーを使った旅行商品等の造成・販売を支援 〔助成額〕 1名あたり1,000円/日を助成 〔上限額〕 バス：5万円/日/台 タクシー：2万円/日/台 レンタカー：5千円/日/台
やまがたの文化応援キャンペーン（第1弾）	令和2年8月 ～令和3年3月	・額面500円、販売額250円のプレミアム率100%のクーポンを50万枚発行 ・県民がキャンペーンに参加している県内の美術館・博物館等、山形交響楽団、やまがた舞子、酒田舞娘、映画館で使用可能
やまがたプロスポーツ応援キャンペーン（第1弾）	令和2年8月 ～令和3年2月	・額面500円、販売額250円のプレミアム率100%のクーポンを30万枚発行 ・県民がモンテディオ山形、山形ワイヴァンズ、アランマーレが販売するホームゲームチケット、グッズ等の購入で利用可能
山形県プレミアム付きクーポン券（第1弾）	令和2年10月 ～令和3年9月	・額面500円、販売額250円のプレミアム率100%のクーポン券を400万枚発行 ・1シート（額面500円×4枚綴り）2,000円分を1,000円で販売 ・各参加事業所（店舗）で販売し、買ったお店で利用可能  ※飲食店での利用については、①～③の取り組みの徹底を呼び掛け ①飲食店でのテイクアウトやデリバリー（出前）等を、積極的に活用いただくこと ②会食をする場合は、「普段一緒にいる人」と利用いただき、「大人数や長時間にならない」こと（アルコールを伴う会食を含む）

事業名	実施月	内容
		③業種別の「感染拡大予防ガイドライン」を遵守している飲食店を利用すること
令和3年度山形県コロナ対応商店街販売促進緊急支援事業	令和3年4月 ～令和4年2月	・商店街等が、新型コロナの感染拡大防止に努めながら個人消費を喚起するために行うセール等の広報費を、市町村と共同で支援
県民泊まってお出かけキャンペーン等（やまがた四季旅キャンペーン）	令和3年4月 ～令和4年10月	・1人1泊あたり最大5,000円の宿泊旅行割引 ・県民等が県内の旅館・ホテルで使用可能 ・1人1泊あたり2,000円の県内の観光立寄施設で利用できるクーポンを配布 ※ワクチン2回接種済又はPCR検査等の陰性証明が必要
やまがたの文化応援キャンペーン（第2弾）	令和3年8月 ～令和4年2月	・販売額500円につき100円のプレミアム付きクーポンを50万枚発行 ・県民がキャンペーンに参加している県内の美術館・博物館等、山形交響楽団、やまがた舞子、酒田舞娘、映画館で使用可能
やまがたプロスポーツ応援キャンペーン（第2弾）	令和3年8月 ～令和4年2月	・販売額500円につき100円のプレミアム付きクーポンを28万枚発行 ・県民がモンテディオ山形、山形ワイヴァンズ、アランマーレが販売するホームゲームチケット、グッズ等の購入で利用可能
山形県プレミアム付きクーポン券（第2弾）	令和3年10月 ～令和4年3月	・額面500円、販売額400円のプレミアム率25%のクーポン券を475万枚発行 ・1シート（額面500円×5枚綴り）2,500円分を2,000円で販売 ・各参加事業所（店舗）で販売し、買ったお店で利用可能 ※飲食店は、山形県新型コロナ対策認証店のみ対象
令和4年度山形県地域消費喚起推進事業	令和4年4月 ～令和5年2月	・市町村が行う消費喚起事業について、プレミアム原資等を補助 〔上限額〕各市町村の人口×1,500円
令和4年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業（販売促進支援事業）	令和4年4月 ～令和5年2月	・商店街等が個人消費を喚起するために行うセール等の広報費を、市町村と共同で支援
やまがた旅割キャンペーン	令和4年10月 ～令和5年6月	・県内の宿泊施設での宿泊・日帰りプラン、又は旅行代理店で販売する県内旅行商品の代金総額の40%又は最大5,000円を割引 ・1人あたり平日3,000円、休日1,000円の地域共通クーポンを配布 ※但し、上記割引内容等はキャンペーン開始当初のもの。ソフトライディングを図るため、途中から割引率を引き下げ ※ワクチン2回接種済又はPCR検査等の陰性証明が必要

#### (4) 県民（学生、ひとり親家庭、新型コロナ対応従事者）への支援

##### （学生への支援）

新型コロナの影響により、経済的な影響を受けている県内大学等に在籍する学生を支援するため、令和2年度から4年度にかけて県産米を送付するとともに、令和2年度には、オンライン授業の環境整備を支援するため、生活に困窮する学生に対して現金4万円を支給した。（留学生の場合は、就学継続支援として、さらに現金5万円を支給）

また、新型コロナの影響により、経済的な影響を受けている県外の大学等に在籍する学生に対し、令和2年度から令和4年度にかけて県産米の支援を行った。

##### （ひとり親家庭への支援）

新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が減少した低所得のひとり親家庭（政府のひとり親世帯臨時特別給付金を受給した方等）を支援するため、令和2年度には、ひとり親世帯応援金3万円の給付とともに、新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行などに備え、感染防止のため県産マスクの配布を行った。

さらに、令和3年度には県産品ギフトカタログを活用した食料品や日用品等（1万円相当）の給付、令和4年度には県産米20kgの給付を行った。

##### （新型コロナ対応従事者への慰労金の支給）

令和2年度において、新型コロナの感染拡大防止に尽力された医療機関や社会福祉施設等、3密対策や衛生管理で尽力された児童関係施設の職員に対し慰労金（一人あたり5万円）を支給するとともに、県民生活の重要な社会基盤である医療を崩壊させることなく、県内全域で地域の医療提供体制を守り抜き、引き続き、強い使命感のもと診療に従事していただけるよう、民間医療機関に支援金（病院：50万円、診療所：30万円）を支給した。

### 第3章 山形県議会における対応

県議会では、「山形県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を策定し、県内で感染が拡大した場合であっても県民の代表者からなる議事機関としての機能を確保し、役割を發揮できるよう感染防止対策に取り組んだところである。

また、新型コロナが世界的に蔓延する中、我が国においても全国的かつ急速に感染が拡大し、県民生活や地域経済に甚大な影響が生じた状況を打破することを目的として、令和2年4月30日に正副議長を除く全議員で構成する新型コロナウイルス感染症対策特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置した。以後、令和5年3月15日の本会議において、同年5月の感染症法の位置付けの変更を見据えて委員会の廃止を議決するまでに計21回の特別委員会を開催し、県執行部から県内の感染状況や県の対策事業の概要等について聴取するとともに、関係者を招聘し意見交換を行うなど、活発な調査審議を行った。

さらには、特別委員会での審議等を踏まえ、新型コロナ対策の更なる強化や社会経済活動の維持・回復に向けた政府に対する意見書の提出（計8回）や知事への提言（計4回）を行うとともに、医療従事者に対する敬意と感謝の意を示す決議や誹謗中傷をなくし共に支え合い新型コロナの克服を目指す決議を行った。

#### 《新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の開催状況》

開催日	内 容
令和2年5月18日	正副委員長の互選、理事会理事の選任、理事会座長の指名、県の対応状況の聴取
6月9日	令和2年度6月補正予算概要の聴取
7月2日	政府に対する意見書案についての協議
8月18日	県の対応状況の聴取
9月11日	関係者との意見交換（最上保健所長、一般社団法人山形県旅行業協会会長・事務局長）
9月25日	関係者との意見交換（山形県連合小学校長会会長、公益社団法人日本青年会議所山形ブロック協議会会長外2名）
10月9日	知事への提言の協議・決定
12月14日	令和2年度12月補正予算概要及び県の対応状況の聴取
令和3年3月8日	知事への提言及び中間報告の協議・決定
5月28日	県の対応状況の聴取、関係者との意見交換（公益社団法人山形県看護協会会長、山形ウェディング協議会会長）
6月8日	令和3年度6月補正予算概要の聴取
6月23日	関係者との意見交換（社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会会長、山形県美容業生活衛生同業組合理事長）
9月10日	県の対応状況の聴取
9月29日	関係者との意見交換（山形大学医学部附属病院検査部部長）

開催日	内 容
10月8日	知事への提言の協議・決定
令和4年3月7日	関係者との意見交換(山形大学医学部附属病院検査部部長)、県の対応状況の聴取、中間報告の協議・決定
4月20日	県の対応状況の聴取
5月27日	令和4年度6月補正予算概要の聴取
10月26日	関係者との意見交換(山形大学医学部附属病院検査部部長)、県の対応状況の聴取
12月15日	関係者との意見交換(株式会社モス山形代表取締役、銀山温泉組合副組合長)
令和5年3月13日	政府に対する意見書案についての協議、特別委員会廃止についての協議・決定



【知事への提言に向けた協議(予算特別委員会室)】



【関係者との意見交換(予算特別委員会室)】

《政府への意見書・知事への提言・決議》

年月日	内 容
令和2年3月17日	新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書 (主な内容) ・国民や地方公共団体に対する正確かつ詳細な情報提供 ・相談体制の充実 ・治療法の確立 ・国の責任による医療物資の確保 など
4月24日	新型コロナウイルス感染症から県民の生命と暮らしを守るための緊急提言 (主な内容) ・医療提供体制の堅持 ・新型コロナから医療従事者等の安全・健康を守る対策の実施 ・学校の休校措置等に伴う教育活動の停滞に対する適切な措置 など

年月日	内 容
4月30日	緊急事態宣言下において県民の生命と健康を守る医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議
7月3日	新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化を求める意見書 (主な内容) ・保健・医療体制の強化 ・コロナ禍を契機とした大都市集中から地方分散への転換 ・影響を受けた中小企業や小規模事業者等への支援 ・感染者や医療従事者等の人権・風評被害への配慮 など
10月9日	新型コロナの感染予防の徹底と社会経済活動を前進させるための提言 (主な内容) ・希望によりPCR検査を受けられる環境整備 ・各種支援の効果を享受しにくい事業者に対する支援 ・生活困窮者への対応 ・ウイルスに関する正しい知識の普及・啓発 など
12月4日	誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議
令和3年3月8日	ワクチン接種の円滑な実施及び本県経済の回復と事業の継続に向けた提言 (主な内容) ・市町村のニーズを踏まえたワクチン接種の支援 ・ワクチンの効果・副反応等の情報発信 ・県PCR自主検査センターの利用促進 ・コロナ禍での事業継続及び雇用対策 ・ポストコロナを見据えた経済回復に向けた支援 など
3月17日	地域における医療提供体制の確保に向けた対策の充実強化を求める意見書 (主な内容) ・感染症対策と同時に、感染症以外の疾患にも対応できる医療従事者確保対策 など
4月22日	ワクチン接種の円滑な実施と新型コロナの影響を受ける事業者への支援を求める意見書 (主な内容) ・円滑なワクチン接種体制の整備に伴う支援 ・飲食店等への営業時間の短縮要請に対する協力金の要件緩和 ・長引くコロナ禍の影響を踏まえた企業等の事業活動の持続に向けた支援制度の創設 など
7月2日	新型コロナウイルス感染防止対策等を徹底し東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功を求める意見書 (主な内容) ・競技大会の開催に際し、水際対策の徹底、役員・ボランティアへのワクチン接種の実施、接触機会の制限 など



年月日	内 容
10月8日	ウィズコロナ社会における感染予防対策と日常生活の両立に向けた提言 (主な内容) ・感染予防対策に関する適切な情報発信 ・宿泊療養施設での療養や自宅療養にかかる医療提供体制の確保 ・新型コロナにより経済的損失を受けた方々に対する支援等における柔軟な対応 など
令和4年10月7日	コロナ禍における観光需要の本格的な回復に向けた支援を求める意見書 (主な内容) ・観光需要の喚起策を切れ目なく実施するための財源措置 ・喚起策に係る実施方針の早期提示 など
12月20日	感染症や大規模災害等の緊急事態に対応できる国づくりに向けた議論を求める意見書 (主な内容) ・感染症等の緊急事態に対応できる国づくりに向けて国会における建設的・広範な議論の促進 ・国民的議論の喚起 など
令和5年3月15日	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う影響に対する万全な対応等を求める意見書 (主な内容) ・感染症法上の位置付けの変更後も患者等がためらわず必要な医療を受けられる対策の実施 ・受入医療機関の拡大に向けた取組みの推進 ・都道府県における相談体制の維持のための財政措置の継続 など



【知事へ提言書を手交(予算特別委員会室)】

## 第4章 新型コロナ対応に関する医療専門家の意見

### ■ 山形県の新型コロナ対策を振り返って

山形大学医学部附属病院検査部・感染制御部 部長 森兼 啓太

2020年1月、中国に端を発した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行は、当初は重症肺炎を経て死に至る症例も少なくなく、全世界的に大きな脅威となっていた。その後、人類史上初めての全世界的なワクチン接種施策が展開され、流行の抑制や重症化阻止効果が得られた。更に、各国の保健関係機関による公衆衛生的介入や、有効な治療薬の開発が展開され、2022年の半ばごろにはCOVID-19が公衆衛生上の大きな脅威ではなくなってきた。世界は徐々にコロナ前の社会生活を取り戻し、日本では2023年5月に感染症法上の位置づけを変更してCOVID-19対策を概ね終了する運びとなった。

この3年半を振り返り、諸外国と比べた日本でのCOVID-19の影響は比較的小さかったと言える。例えば、アメリカのCOVID-19関連死亡が約100万人だったのに対して、人口がその40%程度である日本のそれは約7万人であった。国民の基礎的な健康状態の相違もあるが、少子高齢化が既に進展している日本において、公衆衛生施策を比較的厳格に行い、また真面目な国民性のためかワクチン接種率が高かったこと、そして咳エチケットに象徴される他人への思いやりの気持ちなどが、COVID-19の影響を最小限に留めたと言える。日本はコロナ対策に成功を収めたと言っても過言ではない。

公衆衛生施策は国主導で立案され、国民性は個々の国民に帰する要因ではあるが、それらの実施や有効活用において地方自治体の果たした役割の大きさは計り知れない。山形県においても、国の施策を忠実に現場で展開し、また県民性を踏まえた住民一人ひとりのコロナ対策という観点で、様々なメッセージやキャンペーンが実施された。本県に特徴的な対策として、流行当初に高齢者の致死率が10%あるいはそれ以上という時期に、子世代との高齢者の同居率が全国で最高レベルの本県において、高齢者を守るために県民すべてがなるべく感染しないようにするという意識高揚が大きな役割を果たしたと思う。大都市圏の都道府県では、多くの人々が電車やバスなどで移動し、若者が多く繁華街へ繰り出すため、人の移動や繁華街の商業施設に対して主眼的に絞った対策を取ったのとは対照的である。

また、山形県では吉村知事と我々医療専門家の意見交換が早い段階で行われていた。立場の相違からコロナ対策に関して必ずしも見解が一致しないこともあったが、知事は我々の意見を率直に受け止め、県の施策に反映して下さった。その調整には計り知れないご苦労があったことだろう。また、知事の指揮の下で多くの県職員の方々が献身的にコロナ対策に尽力された。これらに対して改めて敬意と感謝を表す次第である。私は更に、県議会にも複数回招聘され、情報提供や意見陳述の機会を頂いた。その場で、議員の方々から県内各地域の住民との対話の中から問題点を挙げて頂き、率直な意見交換を行うことができて大変有意義であった。このような機会を通じて県のコロナ対策を少しでも良い方向に進めていくことに微力ながら貢献できたと自負している。

今回、県で取りまとめた本文書において、県をはじめ様々な関係機関が展開したこの3年

間のコロナ対策が総括されている。3年半という年月の長さを感じると共に、その時々に必要な施策が粛々と立案され実行されたことを、今改めて確認できて喜ばしく思っている。

繰り返しになるが、日本の、そして山形県のコロナ対策は概ね成功であった。県民のすべてが自信をもち、またいつか訪れる新たな感染症の流行に際しても、正しい情報を集め、冷静に対応できることを願う。

## ■ コロナ禍の中の光明 ～壁を越えた連携体制～

一般社団法人山形県医師会 会長 中目 千之

約3年にわたる新型コロナウイルス感染症への対応は、多くの教訓と苦勞をもたらした。とりわけ発熱外来を担った診療・検査医療機関、入院治療を受け持った感染症指定医療機関、保健所職員の多忙と疲労は限界を超えるものであった。

しかし、その中で未知の感染症を乗り越えるため、今まで考えられなかった組織間の連携体制が試行錯誤のうえ構築された。コロナ以前には保健所長と郡市地区医師会会長が会話を交えることはなかった。中には、お互いに顔も名前も全く知らないほど疎遠の存在もあった。それがこの3年の間、地区によっては毎朝、他の地区でも週一回の定期会議となり、さらに保健所による朝夕のコロナ罹患者への状況把握を郡市地区医師会の開業医の先生方が代行するなど、未知の感染症を乗り越えようと多くの勇気ある行動が見られたのである。

これは我々が初めて見た、壁を越えた全く新しい連携体制の構築である。これまでどちらかというの特異な存在であった保健所が、医療現場という平場に降りてきて指導力を発揮、このことが新型コロナウイルス感染症対策における重要な役割を演じたものと考えられ、高く評価すべきものである。

これを機に保健所が変わることを期待している。組織は常に変化していかなければ社会に対応する組織にはなり得ない。コロナ禍は、組織の壁を越えた新しい連携体制の重要性を、組織を大胆に変える勇気を持つことの必要性を教訓として残した。変わらぬ組織に社会的価値はない。

## 第5章 新型コロナ対応にあたり（寄稿）

---

### ■ 嵐の中の「はじめの一步」

前防災くらし安心部長 奥山 賢  
(令和3年度、令和4年度：防災くらし安心部長)

防災くらし安心部長着任時（令和3年4月1日）は、第3波の真っ只中で、4月11日を期限として山形市と寒河江市に県独自の「緊急事態宣言」が出され、不要不急の外出自粛や飲食店への時短要請などを行っていました。

私の最初の仕事は、この県独自の「緊急事態宣言」を期限どおり解除するかどうか本部員会議で決定することでした。

着任間もない身で対応に悩みましたが、まず、作業の「手戻り」が無いよう部内の方針を申し合わせることにしました。内容は、①客観的データに基づき説明すること、②医療専門家から県の判断に意見をもらうこと、③市町村の意見を聞くこと、の3点です。

担当の皆さんもこの方針に沿って4月9日の本部員会議当日の明け方まで資料作りをしてくれました。

結果的に、寒河江市は期限どおり解除、山形市は2週間期限を延長することとなりましたが、人口10万人あたりの新規感染者数、感染経路不明者数、他県との比較といった客観的データをもとに、医療専門家のご意見や関係市町村の意向もお聞きし、本部員会議としてしっかりとした決定ができました。

その後も感染拡大の波はやってきましたが、基本的にこの方針に沿って対応してきました。今思うと、「客観的データに基づき適時適切に施策を講じていく」というやり方は、「あるべき姿を提示しそれに向かって施策を積み上げていく」平時の行政のやり方とは異なっていました。新型コロナに臨機に対応する上で、また県の対応に県民の皆さんの理解と協力を得る上で、非常に有効だったと思います。

「手戻り」が無いよう申し合わせた方針でしたが、在職中の嵐のような日々の「はじめの一步」として記憶に残っています。

### ■ 苦労と感謝…あつという間の2年間

前健康福祉部長 渡邊 丈洋  
(令和3年度：健康福祉部長、令和2年度：健康福祉部次長)

令和2年4月1日、私の生活が一変した。

前日、県内初の新型コロナ患者が確認され、県庁全体が新型コロナ一色に塗り替えられた翌日に、対策の最前線である健康福祉部の次長（兼：報道監）として赴任したのである。令和2年度中の県内第1波・第2波では、感染者が確認されるたびに毎日報道発表と会見を行った。加えて、医療機関の専用病床や宿泊療養施設の確保、PCR検査体制の整備、

高齢者施設等での集団感染対応、感染者や医療従事者に対する偏見・差別の防止、低所得者世帯への支援など、健康福祉部が所管する業務は次から次へと尽きることがなく、全く休みのない日々が続いた。

令和3年度は、健康福祉部長に就任し、責任が更に重大となった。変異株の流行のたびに県内第3波・第4波・第5波が到来し、感染者数も増大したことから、防災くらし安心部と連携しながら独自の緊急対策を講じることが続いた。特に頭を悩ませたのは、ワクチン接種だった。政府からのワクチン配分が思うように届かず、実施主体である市町村や職域接種を行う団体等からお叱りを受ける毎日だった。

こうして、あっという間に過ぎた2年間だったが、これら業務を何とか遂行できたのも、私以上に休みなく働いてくれた部内の担当職員、保健所や衛生研究所の職員、連携・応援して下さった各部局や総合支庁そして市町村の職員の皆様、医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等の医療関係団体や現場の医療機関の皆様のお陰であり、改めて感謝申し上げたい。そして、毎日の報道発表を見てくださり、不便で不安な生活の中でも、応援や励ましの言葉をかけて下さった県民の皆様にも心から感謝申し上げたい。

## ■ 県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温を振り返って

村山総合支庁建設部建設総務課 建設技術調整専門員 大内 洋和  
(令和2年度：県土整備部管理課県土強靱化推進室 企画主査)

令和2年3月31日に県内初の新型コロナ患者が確認されて以降、県内で感染が拡大している中、県民の生命と健康を守るため、前例にとらわれない思い切った対策が必要であったことから、当時、全国的にもまだ例が少ない県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温（以下「県境検温」という。）を決定し実行することとなりました。

県境検温の主な目的は、県外からの来県者に対し啓発を行うことで来県後の慎重な行動を促すことであり、その実施方法は、高速道路のPAやSA、道の駅では、非接触型の検温計、鉄道駅、空港では、サーモグフィーを導入した検温でありました。もちろん、これまでにない初めての取り組みであったため、検温や防護服着脱の仕方などのほか、検温従事者が感染しないよう安全確保への配慮も求められました。県土整備部は、検温場所の調整や検温マニュアルの作成にあたることとなり、私はこのマニュアル策定を担当することになりました。時間のない中で、実質2、3日で策定したこと、また策定後は県庁講堂で検温従事者に身振り手振りを交えながら説明したのを覚えています。

当時は、コロナ感染者やその家族への差別もあったなか、県境検温に従事することに不安を感じる職員の方もたくさんいたと思いますが、職員一丸となってやり切れたことは忘れられない経験となりました。モチベーションを維持するために尽力いただいた当時の上司を含め関係者の皆さんに感謝したいと思います。

この取り組みは、今後また新たな未知のウイルスが発生し対応が求められた際の有効な手段の一つとなるものだと思います。そして有事に備え、この経験とノウハウを残しておくことは大変重要だと思っていますので、その伝承にも努めていきたいと思っています。

## ■ 宿泊療養施設の思い出

新庄病院 医療経営主幹 松田光美  
(令和3年度：健康福祉部医療政策課 課長補佐)

宿泊療養施設の運営には、当初、健康福祉部や総合支庁の職員が1日3交代制で従事していました。通常業務をこなしながら新型コロナの業務に従事することになり、深夜勤務後に体調が戻るまで時間がかかるので、交代制勤務をしている医療関係者の苦労が身に染みて分かりました。

宿泊療養施設は、軽症者の方を受け入れる役割でしたが、オミクロン株の流行以降は発熱している方も多く、施設に到着した時点で既に高熱の方(本当に軽症なのか?)、療養中に発熱と解熱を繰り返す方などもおられました。

施設の事務室では、看護師の方々の丁寧なフォローや病院や保健所と24時間連絡が取れる体制となっているとは言え、「いつ急変で救急車を呼ばなければならないのだろうか」と、まんじりともせず朝を迎えることもありました。幸い、救急車を要請する場面は日中が多かったのですが。

また、入所者の食事の準備も大切な業務でありました。事務室では翌日の入所者数や退所者を予想して弁当を注文します。入所される方が急に増えると追加注文が間に合わないもので、急遽、スタッフの弁当を入所者にお配りする分に回し、近隣のスーパーで食料を調達する場面もありました。

宿泊療養施設の運営では、本当に様々な方からお世話になりました。宿泊療養施設の設置に御理解をいただいた地元町内会や各自治体、施設を長期間貸していただいた宿泊施設の皆様。看護協会の看護師の皆様、消毒、感染性廃棄物の処理、弁当、守衛等々の業務を担っていただいた皆様。保健所、総合支庁の皆様。宿泊療養施設の運営に関わって頂いた全ての皆様に、感謝と御礼を申し上げます。

## ■ ワクチン接種事業について

産業労働部産業創造振興課産業立地室 室長補佐 永井 健  
みらい企画創造部移住定住・地域活力創生課 課長補佐 菅原 美樹  
村山総合支庁保健福祉環境部生活衛生課 課長補佐 渡邊 優一  
(令和2年度、令和3年度：新型コロナワクチン接種総合企画課)

令和3年2月1日に新型コロナワクチン接種総合企画課が設置され、その一員として配属されましたが、翌3月には医療従事者の優先接種を開始するとの話を聞き、当惑以外の何物でもありませんでした。とにかく1か月で形にしなけばならず、対象者数の把握や医療機関の調整、ワクチン配分や配送ルート決定など突貫工事でしたが、医療機関や医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、保健所等各所の御協力を頂き、3月5日に優先接種を始めることができました。

引き続き4月からは市町村による一般接種となりましたが、パンデミック下での当該ワクチン接種は初めてのことで、医療従事者や接種会場の確保、住民の方々への周知に接種券の発送など、全市町村が接種体制の構築に追われていました。大勢の方が1日も早いワクチン接種を望まれる中、政府のワクチン配分計画がなかなか明示されず、一回あたりの配分量も限られていた状況において、接種会場の手配や予約受付をどうするか大変苦心されたことと思います。我々も早期接種を望まれる方のお声を連日頂きながら、各市町村が接種を速やかに、かつ円滑に進めるべく尽力していることを御理解頂けるよう説明する日が続きました。その後、大規模接種や職域接種も始まり、山形県の接種率が全国上位になるなど、ワクチン接種も軌道に乗っていったところです。

現在もワクチン接種は継続していますが、今後も安定してワクチンが確保・供給され、引き続き希望する方が速やかに接種できるよう願っております。

## ■ 村山保健所における新型コロナウイルス感染症対応

村山総合支庁保健福祉環境部（村山保健所）保健企画課  
感染症対策室 室長補佐 三浦 朗子

村山保健所におけるコロナ対応で注目すべきは「村山地域新型コロナウイルス感染症タスクフォース」の設置と救急搬送も含む入院・受診調整の多さではないでしょうか。

令和4年1月の県内第6波以降、高齢者福祉施設や精神科病院等へのコロナ対応件数が急激に増加したのを受け、同年9月、施設等に専門医が支援できるよう、重点医療機関や地区医師会の協力を得て「村山地域新型コロナウイルス感染症タスクフォース」を設置しました。管内の各地区医師会の呼吸器専門医師や重点医療機関の医師等をタスクフォースのメンバーとし、事例症例検討会を開催しました。コロナに関する最新情報の共有や症例の検証を行い、治療等のノウハウを蓄えてもらい、これら知見を活かしながら、施設等での医療提供に協力する医療機関等に対して、診療や感染防止策等の助言や指導を行いました。タスクフォースのメンバーが施設等からの相談に応じるほか、直接施設に出向いて支援する場面もありました。

また、新型コロナ陽性者の入院・受診先の調整は本当に大変でした。窓口を保健所の感染症対策室保健師が24時間体制で対応にあたったため、救急搬送先の調整も含めた入院・受診調整が、一晩で10件を超えることもありました。

このような中においても、誰一人倒れることなく乗り越えることができたのは、村山総合支庁内のみならず、県庁、市町、IHEAT他、多くの方々の協力のお陰です。皆さんに深く感謝申し上げます。

今回の対応を教訓に、今後、同様の事態になっても対応できる体制を検討していきたいと思っております。

## ■ ひどい夏

最上総合支庁総務企画部総務課 連携支援室長 高橋 光一郎  
(前：最上総合支庁保健福祉環境部保健企画課 副主幹)

第6波が収まっていない令和4年4月に最上保健所へ異動となった。3月までは県庁の健康福祉部に勤務し、軽症者療養施設の確保、部内調整や議会对応など、県内初の発生時からコロナと戦ってきた。今度はその感染者を最初に把握する最前線に転戦した訳である。

感染症担当の保健師は、保健所長の指示の下、連日連夜、新規感染者への疫学調査、入退院の調整、クラスター発生施設への対応、自宅療養者の健康観察など、山のような業務にあたる。更に療養証明書の発行など膨大な事務も新たに発生する。保健所の副主幹としては、とにかくスタッフの負担軽減が最優先ミッションである。部内は勿論、庁内他部の職員による総合支庁全体の応援体制が既に構築されていたが、さらにその体制強化、臨時職員の雇用、県庁からの職員応援、市町村からの保健師応援、人材派遣業者への業務委託など、あらゆる手を尽くしてマンパワーを強化し、運用した。頭数をただ増やせばいいというものではなかったが、現有戦力で戦うしかない。それでも次の第7波によって業務のひっ迫に瀕してしまうことになった。まったく「ひどい夏」であった。

応援職員の皆さんには保健所の窮状をご理解いただき、課長級の方も含め、時間外勤務も厭わず従事いただいた。この点は、最上総合支庁は規模が小さい故に職員同士の顔が見えたからだろうか。ある意味、最上総合支庁のスケールメリットが活きたと思っている。

市町村や県庁からの派遣職員の方々も含め、保健所を応援いただいた関係者の皆様に、改めて深く、深く感謝を申し上げます。

## ■ 8つの波を超えて想うこと

置賜保健所 所長 山田 敬子

令和2年3月の県内初症例対応から5類移行まで約3年と1か月余り。この間、当保健所が届出を受けた新型コロナウイルス感染症患者数は24,572名(置賜の人口の約12.3%)にのぼる。ここでは、繰り返された感染拡大の波を、どのような体制で乗り越えて来たかを書き記してみたい。

まず、当初から危機管理の視点で感染症担当以外の置賜総合支庁保健福祉環境部内各課が業務分担し、毎朝30分程度のミーティングで情報を共有した。中でも、高齢者等に関わる地域福祉担当(部内であるが保健所所属ではない)・部局を超えた置賜教育事務所との連携が非常に強かったことは特筆すべき点である。具体的には、自ら関係者向け研修会・情報発信を担い、感染拡大時には疫学調査や現地指導を分担した(前者は第6波から連日、高齢者施設との健康観察票交換で療養支援を行い、病床のひっ迫を防いだ)。

また、電話・メール・Zoom等を活用し、本庁・医療福祉・自治体・消防・大学・教育事務所との情報共有と意見交換を密に重ねたことである。特に各医師会長・病院長(院内感染担



当医・感染管理認定看護師)、施設の嘱託医等とは必要時携帯番号を交換し、昼夜を問わず直接ご相談出来たことは大きかった。SNSで瞬時に情報が拡散する時代だからこそ、正しい情報と今後の方向性を共有することは益々重要になると思う。

そして、看護協会を含む非常勤職員の追加雇用に支えられ、やっと乗り越えた最後の波。この間、陽性となった当事者の方々を含め、多くの暖かい励ましの言葉をいただいた。至らぬことも多々あったかもしれないが、皆様と支えあって来たことが一番の宝物……。この場をお借りし、心からの感謝を申し上げます。

## ■ 庄内地域での新型コロナウイルス感染症対応

庄内保健所 所長 蘆野 吉和

庄内地域での新型コロナウイルス感染症対応は令和2年4月6日から始まった。第1波(令和2年4月6日～4月17日:11名)、第2波(令和2年11月18日～令和3年1月17日:約160名)、第3波(令和3年3月24日～6月7日:約200名)、第4波(なし)、第5波(令和3年8月4日～10月1日:約270名)、第6波(令和4年1月3日～6月28日:約8,200名)、第7・8波(令和4年6月28日～令和5年5月7日:約4万8,420名)であり、各波のピーク(1日の新規感染者数)は第2波13名、第3波18名、第5波29名、第6波197名、第7波490名、第8波547名)であった。

第1波ではウイルスの性質が不明、検査体制が不十分、感染防御に必要な医療材料不足、そして保健所内の連携不足の状況であったため、主に対応していた保健師の過労が危惧された。しかし、第2波以降は当初の基本方針(①感染症を起源とした広域災害として認識、②地域内の病院、市町行政、地区医師会、教育委員会等との連携体制を強化しながら対応、③新規陽性者とクラスター情報の共有)に沿った対応が可能となり、入院調整は病病連携・病診連携での対応、自宅療養陽性者への対応は病院および診療所のオンライン診療(電話診療を含む)での対応、宿泊療養は支庁職員の対応、高齢者施設に対しては保健所および各病院のICNとの協働での早期からの介入、が実施された。

振り返ると、この強化した地域連携での対応は、医療連携を強化し・医療介護連携を構築し、今後の地域での感染対策だけでなく災害対策にも有効であり、また、ほぼ毎日実施したWeb会議による情報共有と対応の協議がこのような連携を可能としたことが確認できた。

## ■ 衛生研究所における新型コロナウイルス検査対応

衛生研究所 所長 水田 克己

衛生研究所(衛研)は、令和2年1月31日からPCR検査を開始した。微生物部全員で検査体制を準備し、3月に機器1台を増設、3月31日に初の陽性を判定した。4月上旬、特

養老人ホームクラスター発生を受け、1日100件以上の検体処理に追われた。保健所や県立中央病院の支援を受け第1波を乗り切った。検体増に備え、生活企画・理化学部職員にPCR検査のトレーニングを実施した。マクロを組んだエクセル様式により保健所と検体・検査結果のやり取りをするなど、職員の工夫による業務効率化に努めた。令和2年は5,887検体を受け入れた。

令和3年、アルファ(N501Y)株、デルタ(L452R)株と変異株検査を導入し、6月にはゲノム解析が稼働した。12月29日搬入の検体は、N501Y変異ありL452R変異なし、とオミクロン株が疑われたためゲノム解析を実施し、大晦日にオミクロン株と確定した。令和3年は9,755検体を受け入れ、変異株検査1,531件、ゲノム解析353件を実施した。

令和4年は、通常検査、変異株検査、ゲノム解析を並行したが、9月以降検体数は減少した。7,711検体を受け入れ、変異株検査2,175件、ゲノム解析1,551件を実施した。令和5年、衛研の主な役割はゲノム解析である。

微生物部では、平成21年の新型インフルエンザ以降、MERSコロナウイルス、デングウイルス等検査対象病原体の拡大が続いている。新型コロナウイルス対応では年間約1万件と膨大な検体処理を求められた。ゲノム解析は、熟練したノウハウと解析力を要する検査である。しかし体制は新型コロナウイルス発生前と不変であり、今後もパンデミックは確実に起こると考えられる中、必要な人材の確保と体制強化が求められているといえるのではないかと。

## ■ 新型コロナを振り返って

山形県立中央病院 感染対策部長 阿部 修一

2020年の新年を迎えて間もなく「中国で原因不明の肺炎が報告されている」という情報が入りました。もちろんこの時はこれから起こることなど全く予見できませんでしたが、ちょうど旧正月の前だったので、何となく嫌な印象を持ったのを覚えています。これが新型コロナウイルス感染症のパンデミックの始まりであり、それから瞬く間に世界中に感染が拡大しました。

当院は第一種感染症指定医療機関という役割上、早い段階から感染者を受け入れる準備を始めていました。ただ、新型コロナウイルス感染症がどのような感染症なのか、どのように感染伝播するのか、など確かな情報がほぼ何もないまま、実際の患者受け入れが始まってしまいました。この頃すでに各国の医療従事者が感染して死亡する事例が次々と報告されていたこともあり、最初の患者が入院した時には、スタッフは皆これまでにない緊張感に包まれました。それから約3年間、相次ぐクラスターの発生、変異株の流行、ワクチン接種など、文字通り無我夢中でコロナに対峙してきました。

今回のパンデミックで最も必要性を実感したのは、日々変化する状況に対する「しなやかさ」です。コロナに関する最新の知見を元に各種対策をアップデートしつつ、前例に捉われず柔軟に対応するよう心がけていました。このパンデミックを無事に乗り切ることが

できたのは、ひとえにコロナに関わったスタッフ全員のおかげです。皆のプロフェッショナルリズムをずっと誇りに思っています。

## ■ コロナ禍を振り返り

山形県立中央病院 副院長（兼）看護部長 菅井 憲子

新型コロナウイルス感染症の第一波から、私たち看護師は未知の体験をしました。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症の患者さんへの対応だけでなく、医療者に対する誹謗中傷も経験しました。院内において、コロナ病棟で働く看護師が他部署看護師からの心無い一言で傷ついたとの情報があり、中央病院の看護師ということで院外でも誹謗中傷を受けていないかアンケート調査を実施しました。やはり家族から「退職してほしい」、保育施設からは「看護師のお子さんは預かれない」、中央病院の看護師であるため他の医療機関で診療拒否があったなどの回答がありました。これを受けて個別に面接を行い、支援が必要な看護師を把握し、精神科認定看護師につなぎフォローしました。

2点目は、昨年度経験した院内クラスターについてです。幸い5部署同時期に発生することはなかったのですが、各病棟で多数の看護職員が出勤できず、夜勤体制の維持ができなくなりました。感染症内科医師の適切な指示もあり、病棟の患者数を減らすことで夜勤者数の調整を行うことや夜勤を他部署からの応援で対応しました。これまでは、夜勤の応援体制などは考えられませんでした。医師や看護師にも緊急事態であることを理解していただき、協力を得ることができました。突然の事態でしたが、新型コロナウイルス感染症の対応と一般診療の両立を目指し柔軟に対応ができた結果だと考えています。

引き続き課題もありますが、困難と思う事柄でも「できない」ではなく、「どうやったらできるか」を全職員で考え、取り組んでいきたいと考えています。

## 第6章 新たな感染症危機に向けて

---

令和2年1月に国内最初の新型コロナの感染者が確認されて以降、令和5年5月7日時点まで、国内では約3,380万人、山形県内では23万1,254人の感染が確認され、死亡者は国内で7万4,669人、山形県内では370人となった。

新型コロナは、令和5年5月8日から、感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の5類感染症に移行し、これまでの感染対策の大きな区切りを迎えることとなった。一方で、新型コロナの再度の感染拡大や、それ以外の新興感染症の発生や流行も想定され、これに対応していくことが求められる。

新型コロナ対策においては、感染拡大初期の対応から、変異株の出現によりその特性に応じた対応へと形を変えた対策が求められるなど、柔軟な体制の構築が必要となった。とりわけ、感染が爆発的に拡大したオミクロン株の流行期には、県における対応の最前線である保健所の業務が感染拡大に比例して大幅に増加し、業務のひっ迫が生じた。こうした状況への対応として、保健師の派遣や高齢者等の見守り支援については、市町村の協力を得ながら取り組んだ。一方、患者情報把握に係る政府によるシステムをはじめDXのきっかけは多くあったものの、第2章で述べた通り、様々な課題から十分な活用には至らなかった。新たな感染症危機を見据え、市町村との連携・協力については今回の経験を活かして引き続き取り組むとともに、今般の経験から明らかとなった課題を踏まえて、今後のICTの活用やDXの推進による効率的・効果的な業務体制を構築していく必要がある。

県内の医療提供体制については、山形県医師会や各医療機関をはじめとした関係者の多大な尽力により、一般医療を含めた「医療崩壊」を起こさずに乗り切ることができた。一方で、新たな感染症危機を見据えれば、県と関係機関との連携は不可欠であり、平時から情報共有や意見交換が可能な関係を構築しつつ、各種会議を通じた適時の連携体制を継続していくことが求められる。また、保健所と各地区医師会や地域の医療機関との連携も同様である。

感染拡大の防止という観点からも、県、保健所設置市等の市町村、医療機関、山形県医師会の関係者等の連携と適切な役割分担が重要である。

数次にわたる新型コロナの感染拡大により、県民生活や社会経済活動に深刻な影響が生じる中、この難局を乗り越えることができたのは、医療関係者はもとより、県民や事業者、市町村、経済・福祉・学校などの関係者が一丸となり、「オール山形」で感染対策や地域経済の維持・回復に取り組んだ成果である。新たな感染症危機においても、感染の発生状況や社会経済活動へ与える影響をしっかりと見極めながら、市町村や関係機関、関係団体と連携し、県民や事業者の理解のもと、感染対策と経済対策を講じていく必要がある。

今般の対応の中では、県内各病院の感染症専門医や感染管理認定看護師を中心とした対策チーム（感染症専門班）が、保健所と連携して医療機関や高齢者施設等のクラスター対策等に貢献した。関係者で適切な役割分担を行いつつ、県内の感染症対策に関わる人材の確保と育成、スキルアップが、次なる感染症危機への備えとして極めて有効と考えられる。

医療機関においても、感染対策向上加算の仕組みを活用した地域連携体制の構築に取り組むことや、各医療機関内外での研修・訓練への参加等を通じ、医療従事者のさらなる対応力向上につなげていくことが期待される。

山形県医師会、山形県薬剤師会、山形県看護協会等においても、会員の感染症対応に係る専門的知識の取得や向上に取り組むとともに、市町村や高齢者施設等の福祉施設においても同様に、対応力の向上を図っていく必要がある。

県としても、県職員の感染症に関する知識や危機管理に対する意識の向上のほか、感染急拡大時等の緊急時に対応できる職員の育成のため、適切な研修や訓練の実施等の取組を行っていく必要がある。また、感染症専門家と協力・連携しながら、県職員や県内の関係者について、感染症専門班の活動などを通じ、感染症対応に係る人材の確保やスキルアップ、対応力の向上に必要な支援を行っていくことが重要である。

今般、本県における新型コロナ対応の取組を振り返り、県対策本部の活動の記録とするとともに、市町村や医療専門家のご意見も踏まえ、その成果と課題を整理したところである。新たな感染症危機に向けては、今般の新型コロナ対応の経験や、こうしたご意見や課題などを踏まえ、各種計画やマニュアルの見直しを行い、本県の感染症危機管理体制の充実・強化を図っていく必要がある。

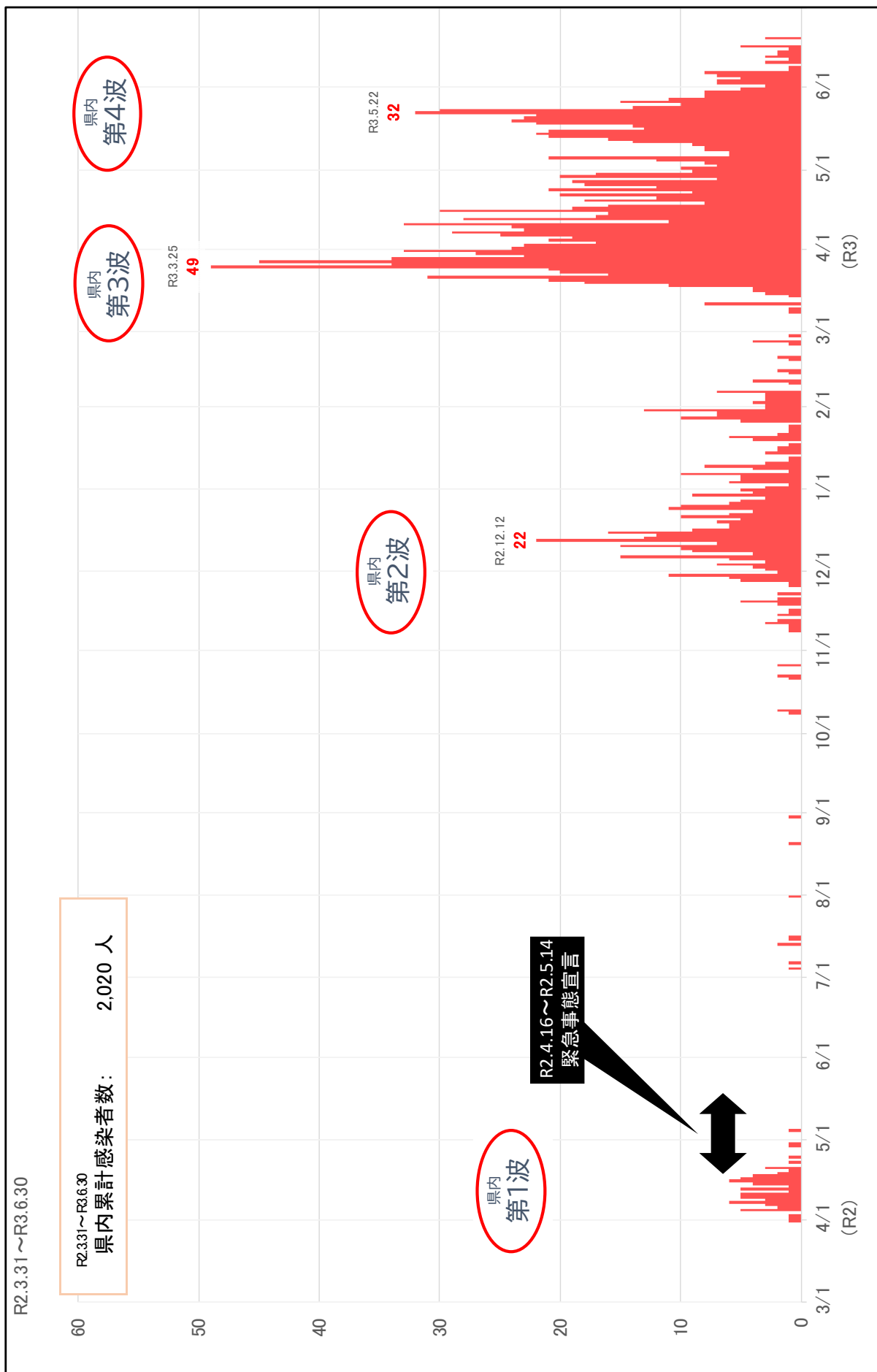
令和4年12月9日に公布された改正感染症法においては、新たな感染症危機への備えとして、感染症の発生の予防及びまん延防止の施策の実施にあたっての「都道府県連携協議会」の設置や、新たな予防計画の策定等が求められている。県としては、今般の新型コロナへの対応を踏まえ、関係機関との連携協力体制を一層強化し、今後の新興感染症への対応にしっかりと取り組んでいく。



# 資 料 編

# 資料1 県内における新型コロナウイルス感染症の状況

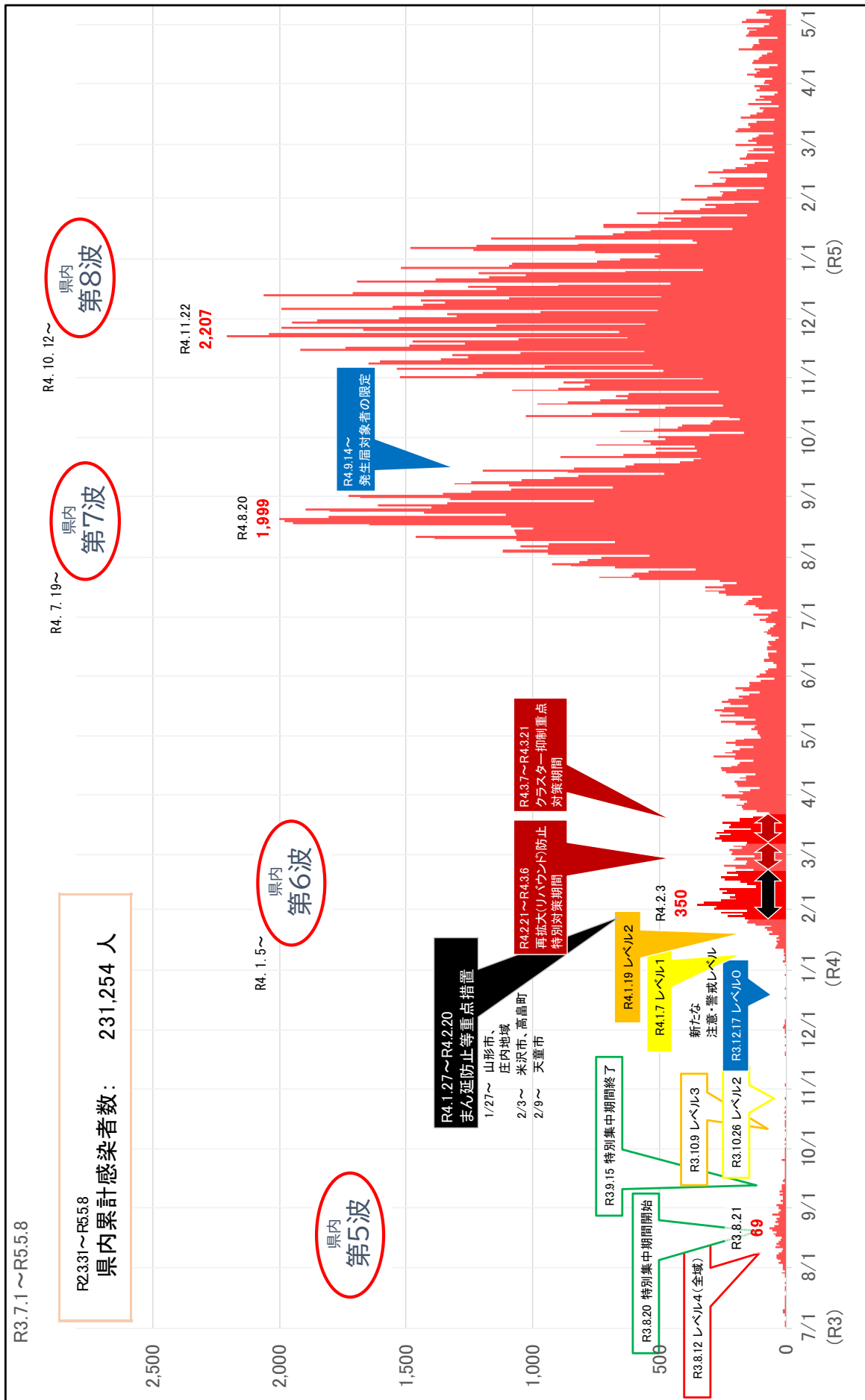
1 令和2年3月31日～令和3年6月30日



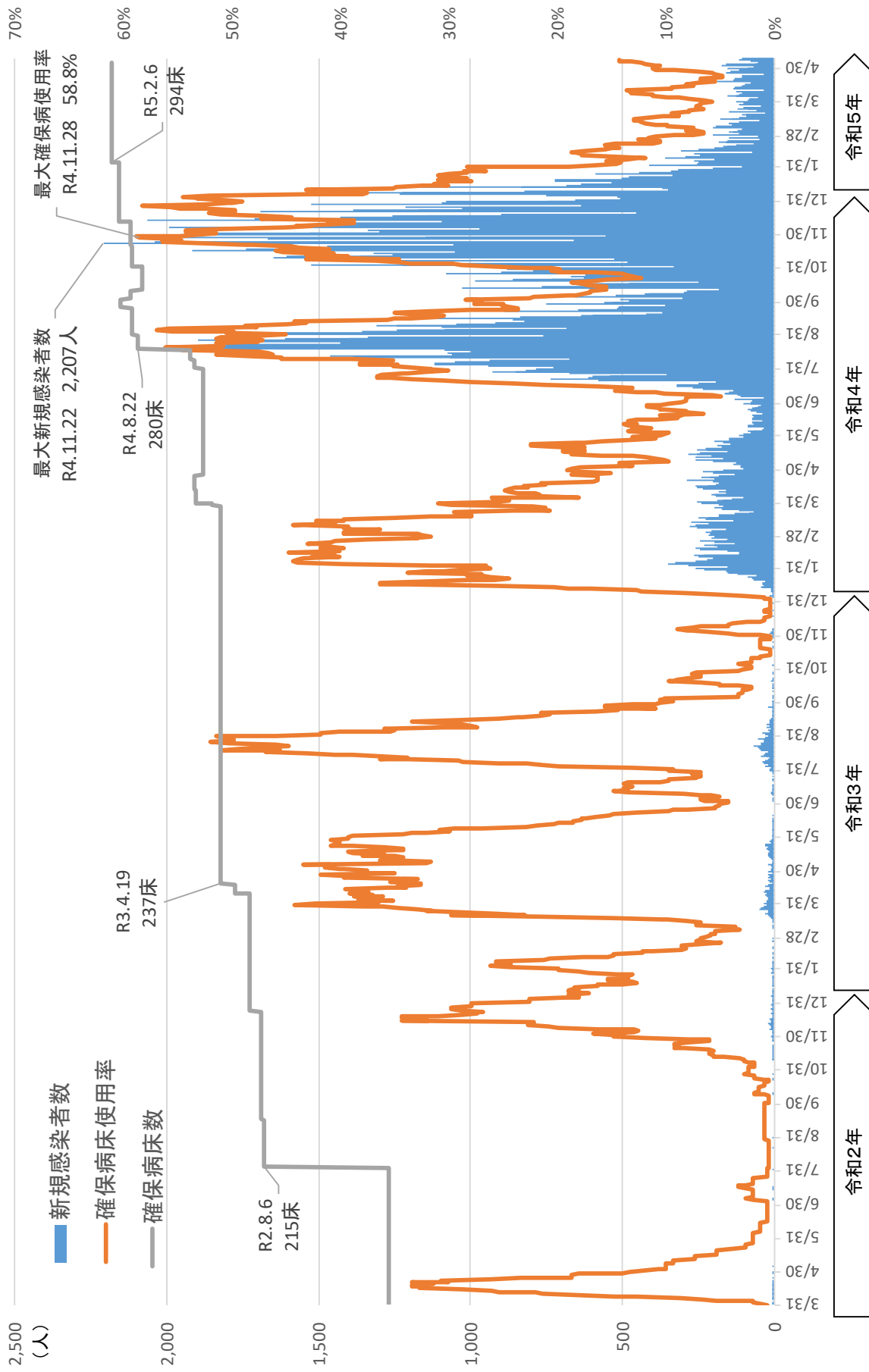


# 資料1 県内における新型コロナウイルス感染症の状況

## 2 令和3年7月1日以降



## 資料2 新規感染者数と確保病床使用率の推移





資料4 コロナワクチン接種の進捗状況（令和5年5月7日現在）

県内の実績  
(R5/5/7時点)

**3回目接種率**

**78.1%**

※全国平均68.7%

全国2位（東北2位）

**オミクロン株対応ワクチン接種率**

**56.7%**

※全国平均45.0%

全国3位（東北3位）

年代	回数別接種率※1				オミクロン株 対応ワクチン 接種率
	1回目	2回目	3回目	4回目	
12～19	86.2%	85.8%	66.3%		41.8%
20～29	89.0%	88.6%	68.1%		34.1%
30～39	83.6%	83.3%	66.8%		36.4%
40～49	88.0%	87.8%	75.1%		47.8%
50～59	92.1%	91.9%	84.8%	—※2	63.2%
60～69	91.2%	91.1%	88.2%		73.9%
70～79	99.1%	98.9%	96.9%		86.1%
80～89	94.5%	94.3%	92.0%		79.8%
90～	98.9%	98.5%	95.2%		80.1%
合計	86.6%	85.9%	78.1%	58.6%	32.2%

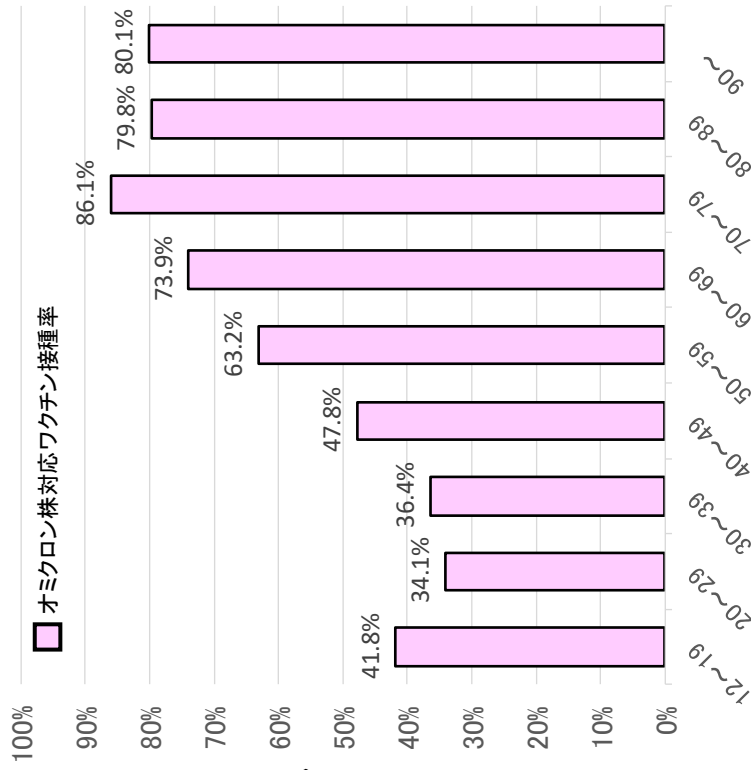
※1 12歳以上の3～5回目の接種率には、オミクロン株対応ワクチンの接種を含む。

※2 4、5回目の年代別接種率は、厚労省から公表されていない。

年代	1回目	2回目	3回目
乳幼児※3	8.5%	8.0%	6.4%
小児※4	54.2%	53.3%	25.9%

※3 乳幼児は、6か月～4歳。

※4 小児は、5歳から11歳。



※年代別の人口を分母とした割合  
資料：ワクチン接種記録システム(VRS)に登録された接種実績

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>令和2年</p> <p>1月15日 国内最初の感染者確認(神奈川県)</p> <p>1月28日 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の公布</p> <p>1月30日 閣議決定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部の設置</p> <p>2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定</p> <p>2月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○全ての学校への臨時休業の要請</p> <p>3月13日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が成立</p> <p>○新型コロナウイルス感染症が同法の対象となる</p> <p>3月20日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○政府の専門家会議の状況分析・提言(3/19)を踏まえた対応協議 ・イベント開催や学校再開の考え方について</p> <p>3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部設置</p> <p>3月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の決定</p> <p>4月1日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○政府の専門家会議の状況分析・提言(4/1)を踏まえた対応協議 ・地域区分に応じた感染防止に関する対応</p>	<p>令和2年</p> <p>1月29日 新型コロナウイルス感染症に係る対策会議(議長:副知事) ○発生状況、政府・県の対応について情報共有</p> <p>2月7日 危機管理要綱に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置</p> <p>2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部「第1回本部員会議」 ○発生状況、政府・県の対応について情報共有</p> <p>2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部「第2回本部員会議」 ○県内の状況と県の対応について共有 ○政府の基本方針を受け各部署における対応について確認など</p> <p>2月28日 学校の臨時休業要請に係る「臨時記者会見」 ○3月2日から春休みまでの間、県立学校を臨時休業とすることについて発表</p> <p>3月23日 新型コロナウイルス感染症対策本部「第3回本部員会議」 ○県内外の医療専門家から聴取した意見の確認 ○医療体制、県内で感染者が確認された場合の対応確認 ○県立学校における春休み・新学期等への対応等についての説明 ○県主催イベント等の開催に関する対応方針の決定 など</p> <p>3月23日 新型コロナウイルス感染症への対応に係る県・市町村懇談会 ○県内外医療専門家から聴取した意見の確認 ○県主催イベント等の開催に関する対応方針や県立学校における春休み・新学期等への対応等について意見交換</p> <p>3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部へ移行</p> <p>3月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部「第4回本部員会議」 ○総合文化芸術館開館事業延期の決定 など</p> <p>3月31日、県内最初の感染者確認(米沢市)。5月4日までに69人の新規感染者が確認される。(本県の第1波)</p> <p>3月31日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第5回本部員会議」 ○本県1例目の感染者の確認事例の報告及び対応について協議</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動変容（3密の回避等）の必要性</li> <li>4月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議               <ul style="list-style-type: none"> <li>○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定</li> <li>○埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県を対象に緊急事態宣言を発令（4月7日～5月6日）</li> </ul> </li> <li>4月11日 1日の新規陽性者数644人を記録（第1波ピーク）</li> <li>4月11日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議               <ul style="list-style-type: none"> <li>○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定</li> </ul> </li> <li>4月16日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議               <ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急事態措置区域を全国に拡大</li> </ul> </li> <li>5月4日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議               <ul style="list-style-type: none"> <li>○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定</li> <li>○全都道府県を対象とした緊急事態宣言の期間延長（5月末まで）を決定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月2日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第6回本部員会議」               <ul style="list-style-type: none"> <li>○政府専門家会議の状況分析・提言（4/1）を確認</li> <li>○県内感染者の確認状況の共有</li> <li>○県立学校における新学期の対応についての説明 など</li> </ul> </li> <li>4月8日 新型コロナウイルス感染症対策に係る県と県内産業・経済関係者等との連絡協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>○これまでの影響や課題、今後に向けて意見交換</li> </ul> </li> <li>4月11日 新型コロナウイルス総合戦略会議（第1回）               <ul style="list-style-type: none"> <li>○山形県における新型コロナウイルス対策の新たな考え方（県境での検温実施）について意見交換</li> </ul> </li> <li>4月11日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第7回本部員会議」               <ul style="list-style-type: none"> <li>○国内・県内の感染者の発生状況を踏まえた県民への呼びかけ（県外との往来、特に7都府県との往来自粛、不要不急の外出自粛 など）の決定</li> <li>○県立学校における感染防止対策及び体制整備の徹底について（チェックリストによる点検など）の報告</li> <li>○県民総活躍で愛のマスク運動実施の決定 など</li> </ul> </li> <li>4月15日 県の医療専門家会議（第1回）               <ul style="list-style-type: none"> <li>○県境部における検温、緊急事態宣言の発出要件について意見交換</li> </ul> </li> <li>4月16日、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令</li> <li>4月16日、新型コロナウイルス総合戦略会議（第2回）               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ゴールデンウィーク期間中の新型コロナウイルス対策について意見交換</li> </ul> </li> <li>4月16日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第8回本部員会議」               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ゴールデンウィーク期間中の感染拡大防止対策について                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の実施の決定</li> <li>・企業等に対する休業要請と新たな支援制度（緊急経営改善支援金）創設の決定 など</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>4月24日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第9回本部員会議」               <ul style="list-style-type: none"> <li>○県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の本格実施の決定</li> <li>○企業等に対する営業自粛（休業）等の要請に関する事業者への通知の報告</li> <li>○「新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部」設置報告</li> <li>○「新型コロナウイルスからみんなを守る県民リレー」の実施状況の報告</li> <li>○スパー等における感染拡大防止の協力要請、医療従事者等に対する偏見、差別防止の協力要請の決定 など</li> </ul> </li> <li>4月24日 大型連休に向けて「東北・新潟緊急共同宣言～心をひとつに故郷を守ろう～」を发出</li> <li>4月25日 「県境を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温」本格実施（4/18～24の試行を経て、5/10までの間及び5/13本格実施）、新型コロナウイルス等対策特別措置法第45条などに基づく企業等に対する営業自粛（休業）要請の実施（5/10（一部業種では5/14）までの間で実施）</li> <li>5月7日 県の医療専門家会議（第2回）               <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校の再開、企業等への営業自粛（休業）要請について意見交換</li> </ul> </li> </ul>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>5月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○39県(本県含む)の緊急事態宣言を解除。以降、段階的に措置区域を縮小</p> <p>5月21日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○3府県の緊急事態宣言を解除</p> <p>5月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○全都道府県の緊急事態宣言を解除</p> <p>7月～8月、都市部の歓楽街における接待を伴う飲食店を中心に感染が拡大(第2波)</p>	<p>5月8日 新型コロナウイルス戦略総合会議(第3回)            ○政府の緊急事態宣言による期間の延長を踏まえた山形県における新型コロナウイルス対策に関する考え方について意見交換</p> <p>5月8日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第10回本部員会議」            ○5月11日以降の本県の対応について            ・県立学校における学校再開等に係る対応についての説明            ・企業等に対する営業自粛(休業)要請の解除(一部5/14までの延長)及び徹底した感染防止対策の取組みの依頼を決定            ・県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の取組み(5/13の追加実施)について決定            ・イベント等の開催に関する基本方針について決定(改定)            ・県施設(総合文化芸術館、産業科学館、県立図書館)の利用再開について決定 など</p> <p>5月8日 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「東北・新潟共同メッセージ」をひとつに故郷を守ろう～」を发出</p> <p>5月8日 山形県新型コロナウイルス対策応援金の設置、募集開始</p> <p>5月13日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第1回)            ○新しい生活様式の普及を図りながら、県内の産業経済活動の回復を前に進めるための意見交換</p> <p>5月14日、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言終了</p> <p>5月14日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第11回本部員会議」            ○5月15日以降の本県の対応について            ・企業等への営業自粛(休業)要請の終了及び徹底した感染防止対策の取組みの依頼を決定            ・県をまたいだ移動の自粛要請の継続(5月末日まで)について決定            ・県立学校再開に係る対応についての説明 など</p> <p>5月25日 県の医療専門家会議(第3回)            ○県をまたいだ移動の自粛、イベント開催方針、感染注意・警戒レベル等について意見交換</p> <p>5月26日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第12回本部員会議」            ○緊急事態解除宣言後の本県の感染防止対策について            ・6月以降、県をまたいだ移動自粛の解除、5都道県との間の不要不急の移動は6月18日まで慎重にすることについて決定            ・新型コロナウイルス感染症注意・警戒レベルとレベル移行の日安等を決定            ・新たなイベント等の開催に関する基本方針について決定 など</p> <p>5月26日 県独自の注意・警戒レベルの運用開始</p> <p>6月2日 知事定例記者会見で「山形県『新・生活様式』宣言」を発表</p> <p>6月12日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第2回)            ○新しい生活様式の定着と地域の経済活動の回復に向けた意見交換</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>8月7日 新型コロナウイルス対策分科会            ○新型コロナウイルス感染症対策分科会において、感染状況に応じたステージ分類、ステージ判断のための指標、ステージ毎に講じるべき施策を提言</p> <p>10月以降、全国各地でクラスターが発生、新規感染者が増加傾向となり、11月以降はその傾向が強まった(第3波)</p> <p>10月23日 新型コロナウイルス感染症対策分科会            ○「感染リスクが高まる「5つの場面」を回避することや、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」の周知を提言</p>	<p>7月4日、約2か月ぶりとなる新たな感染者の確認            7月8日 県の医療専門家会議(第4回)            ○注意・警戒レベルの見直し、「山形県版新型コロナウイルスの予防の手引き」(8月2日策定)について意見交換</p> <p>7月10日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第3回)            ○感染拡大防止と経済活動の両立についての意見交換</p> <p>7月29日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第13回本部員会議」            ○注意・警戒レベルのレベル移行の目安等を見直しを決定            ○イベント等の開催に関する基本方針を見直し、現行の方針を8月末まで維持することを決定</p> <p>8月31日 イベント等の開催に関する基本方針を見直し(現行の方針を9月末まで維持)</p> <p>9月4日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第4回)            ○感染拡大防止策と地域経済の回復に向けた取り組みについての意見交換</p> <p>9月7日 東北・新潟域内の観光消費を喚起するための「東北・新潟共同メッセージ～東北・新潟の魅力を再発見する旅に出かけよう～」を发出</p> <p>9月17日 イベント等の開催に関する基本方針を見直し(収容率の設定等内容を見直し、期限を11月末まで設定)</p> <p>10月22日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第5回)            ○感染拡大防止策と地域経済の回復に向けた取り組みについての意見交換</p> <p>11月12日 県の医療専門家会議(第5回)            ○現在の感染状況の評価、年末年始の過ごし方、市町村との連携について意見交換</p> <p>11月25日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第14回本部員会議」            ○6toキャンペーン(トラベル、イート)の取扱いに関し、一時停止等を行う状況ではないことを確認し、その旨、農林産省及び観光庁へ報告することを決定            ○イベント等の開催に関する基本方針を見直し、現行の方針を2月末まで維持することを決定</p> <p>11月26日、注意警戒レベルをレベル3(警戒)に引き上げ、新規感染者の確認が増加(本県の第2波)</p> <p>11月29日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第15回本部員会議」            ○政府の「感染リスクが高まる5つの場面」等を踏まえ、県民等への依頼内容の見直しを協議・決定</p>
12月 首都圏を中心に新規陽性者数は過去最多の状態が継続	



## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>12月28日 GoToキャンペーン(トラベル)を全国一斉に一時停止(イートの停止は自治体判断)</p> <p>令和3年</p> <p>1月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定 ○埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、東京都、大阪府、兵庫県、福岡県の7府県を緊急(1月8日～2月7日)</p> <p>1月8日、1日の新規陽性者数8,045人を記録(第3波ピーク)</p> <p>1月13日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定 ○栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の7府県を緊急事態措置区域に追加</p>	<p>12月6日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第16回本部員会議」 ○県内の感染状況や、病院において発生したクラスターへの対応状況などを確認し、今後の対応を協議・決定 12月11日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第17回本部員会議」 ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、レベル4(特別警戒)に引き上げることを決定 ○病院において発生したクラスターへの対応状況などを確認</p> <p>12月12日、1日あたりの新規陽性者数22人を確認(県内第2波ピーク)</p> <p>12月18日 県の医療専門家会議(第6回) ○現在の感染状況の評価、忘・忘・忘・忘などの年末年始の対策、各種キャンペーン事業について意見交換</p> <p>12月20日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第18回本部員会議」 ○県民等への取組依頼の内容を協議し、基本的な感染防止対策の徹底、症状がある場合の対応、慎重な県外との往来、年末年始の忘年会・新年会の対応等について決定 ○GoToキャンペーン(イート)、県民泊まって元気キャンペーン等の県独自キャンペーンの対応を協議し、一時停止(1月11日まで)を決定</p> <p>12月24日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第6回) ○今後の感染拡大防止対策についての意見交換 12月24日 「コロナ差別ノー!宣言」県民運動(あったかハートリレープロジェクト)キックオフイベント</p> <p>令和3年</p> <p>1月8日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第19回本部員会議」 ○首都圏への緊急事態宣言発令に関する状況を確認し、県民に対し、首都圏との不要不急の往来自粛を要請することを決定 ○Go Toキャンペーン(イート)、県民泊まって元気キャンペーン等の県独自キャンペーンの対応を協議し、一時停止期間の延長(1月25日まで)を決定</p> <p>1月19日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第20回本部員会議」 ○「新型コロナウイルス接種総本部」の設置を決定</p> <p>1月24日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第21回本部員会議」 ○Go Toキャンペーン(イート)、県民泊まって元気キャンペーン等の県独自キャンペーンの対応を協議し、</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>2月2日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○2月7日をもって栃木県の緊急事態措置を終了することを決定            ○10都府県の緊急事態措置期間の延長(3月7日まで)を決定            2月3日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の成立            (「まん延防止等重点措置」の創設、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の命令に応じない場合の過料の新設 等)</p> <p>2月13日 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律」が成立            ○新型コロナウイルス感染症の分類が、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更</p> <p>2月26日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○2月末をもって岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、5府県の緊急事態措置を終了することを決定</p> <p>3月5日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、4都県の緊急事態措置の期間延長(3月21日まで)を決定</p> <p>3月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、4都府県の緊急事態措置を3月21日をもって終了することを決定</p>	<p>条件付き(少人数、短時間、普段一緒にいる人と、アルコールを伴う会食では利用を控える等)で一部再開を決定</p> <p>2月17日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第22回本部員会議」            ○年度末に向けて行われる行事(卒業式、謝恩会など)の対応を協議・決定</p> <p>2月26日 イベント等の開催に関する基本方針を見直し(現行の方針を4月末まで維持)</p> <p>3月7日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第23回本部員会議」            ○注意・警戒レベルを引き下げた場合の目安の設定について協議・決定            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、レベル3(警戒)に引き下げたことを決定            ○県民等への取組み依頼の内容について、緊急事態措置区域との往来自粛、年度末・年度初め等の会食に関する注意喚起等を協議・決定            ○Go Toキャンペーン(イート)、県民泊まって元気キャンペーン等の県独自キャンペーンの対応を協議し、期間延長(6月末まで)を決定</p> <p>3月18日以降、山形市、寒河江市等の感染者数が急増(本県の第3波)</p> <p>3月19日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第7回)            ○ワクチン接種など感染防止対策の状況及び県内経済回復に向けた取組みについての意見交換            3月19日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第24回本部員会議」            ○独自の緊急事態宣言を発出した宮城県の状況を確認            ○県民等への取組依頼について協議し、感染が多い地域等との往来自粛等を決定</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>4月1日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○4月5日から宮城県、大府、兵庫県の3府県にまん延防止等重点措置を適用することを決定(5月5日まで)</p>	<p>3月22日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第25回本部員会議」            ○山形市等の感染者急増を受けて対応を協議            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、村山地域をレベル4(特別警戒)に、山形市をレベル5(非常事態)に引き上げることと決定            ○山形市を対象とした県独自の緊急事態宣言(4月11日まで)を发出            ・不要不急の外出自粛、混雑する場所・時間帯は避ける、多人数での旅行の自粛・延期 など            ○交通事業者等と連携し、空港、駅等で注意喚起チラシを配布することを決定</p> <p>3月24日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第26回本部員会議」            ○飲食店に対する午後9時までの営業時間短縮要請を決定</p> <p>3月25日、1日あたりの新規陽性者数49人を確認(県内第3波ピーク)</p> <p>3月27日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第27回本部員会議」            ○寒河江市等の感染者急増を受けて対応を協議            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、寒河江市をレベル5(非常事態)に引き上げることと決定            ○寒河江市を対象とした県独自の緊急事態宣言(4月11日まで)の发出を決定            ・不要不急の外出自粛、混雑する場所・時間帯は避ける、多人数での旅行の自粛・延期 など            ○寒河江市内の飲食店に対する午後9時までの営業時間短縮要請を決定</p>
<p>4月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○4月12日から東京都、京都市、神奈川、千葉、埼玉、愛知、岐阜、福井、滋賀、奈良、和歌山、徳島、高松、香川、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長門、大分、熊本、鹿児島、沖縄の37都府県にまん延防止等重点措置区域を追加することを決定(東京都は5月11日まで、京都府、沖縄県は5月5日まで)</p> <p>4月16日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○4月20日から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、静岡県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、長野県、山梨県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、静岡県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、長野県、山梨県、東京都に追加することを決定(5月11日まで)</p>	<p>4月5日 知事、山形市長、山形商工会議所会頭、山形市医師会長の4者により、感染対策の徹底した取組に向けた共同宣言を发出            4月7日 県の医療専門家会議(第7回)            ○現在の感染状況の評価、山形市・寒河江市の緊急事態宣言の取扱いについて意見交換</p> <p>4月9日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第28回本部員会議」            ○山形市を対象とした県独自の緊急事態宣言の期間延長(4月25日まで)を決定            ○寒河江市を対象とした県独自の緊急事態宣言の終了を決定            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、寒河江市を4月11日をもってレベル4(特別警戒)に引き下げることと決定            ○県民等への取組依頼の内容を協議・決定</p>
<p>4月23日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○東京都、京都府、大阪府、愛知県の4都府県を対象に緊急事態宣言を発令(4月25日から5月11日まで)</p>	<p>4月18日、県内の感染者から初めて「N501Y変異株」を確認</p> <p>4月23日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第29回本部員会議」            ○4月25日をもって山形市を対象とした県独自の緊急事態宣言の終了を決定            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、山形市を4月25日をもってレベル4(特別警戒)に引き下げることと決定            ○県民等への取組依頼の内容を協議・決定</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>○ 4月25日から愛媛県をまん延防止等重点措置区域に追加することを決定(5月11日まで)</p> <p>○ 宮城県、沖縄県のまん延防止等重点措置の期間延長(5月11日まで)を決定</p> <p>5月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○ 5月12日から愛知県、福岡県の2県を緊急事態措置区域に追加し、緊急事態措置期間を5月31日まで延長することを決定            ○ 5月9日から北海道、岐阜県、三重県の3道県をまん延防止等重点措置区域に追加し、重点措置期間の延長(5月31日まで)を決定            ○ 5月11日をもって宮城県のまん延防止等重点措置を終了することを決定</p> <p>5月8日、1日の新規陽性者数7,244人を記録(第4波ピーク)</p> <p>5月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○ 5月16日から北海道、岡山県、広島県の3道県を緊急事態措置区域に追加することを決定(5月31日まで)            ○ 5月16日から群馬県、石川県、熊本県の3県をまん延防止等重点措置区域に追加することを決定(6月13日まで)</p> <p>5月21日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○ 5月23日から沖縄県を緊急事態措置区域に追加することを決定(6月20日まで)            ○ 5月22日をもって愛媛県のまん延防止等重点措置を終了することを決定</p>	<p>○ 知事と市長長との共同メッセージの発出を決定</p> <p>4月26日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第30回本部員会議」            ○ 鶴岡市の私立高校において発生したクラスターへの対応を協議            ○ 知事と鶴岡市長との合同要請の発出を決定            ・ 基本的な感染防止対策の徹底            ・ 不要不急の外出自粛、混雑する場所・時間帯は避ける、県境を跨ぐ帰省等の自粛、部活動の他校交流等の自粛            4月26日 新型コロナウイルス拡大防止のための「東北・新潟共同メッセージ～心をひとつに故郷を守ろう～」を発出            4月26日 新型コロナウイルス対策認証制度運用開始            4月28日 新型コロナウイルス対策・創造山形県民会議(第8回)            ○ 感染拡大防止対策及び県内経済回復に向けた取組みについての意見交換</p> <p>4月30日 イベント等の開催に関する基本方針を見直し(現行の方針を6月末まで維持)</p> <p>5月7日以降、N501Y変異株への置き換わり、県外からの帰省に起因する感染、部活動・飲食店でのクラスター等により、感染者数が増加(本県の第4波)</p> <p>5月12日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第31回本部員会議」            ○ 知事と鶴岡市長との合同要請の終了を決定</p> <p>5月20日 県内におけるN501Y変異株への置き換わり、高校の部活動クラスター等を受け、「新型コロナウイルスの変異株感染拡大に伴う山形県知事と医療関係者の緊急メッセージ」を発出</p> <p>5月22日、1日あたりの新規陽性者数32人を確認(県内第4波ピーク)</p> <p>5月22日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第32回本部員会議」            ○ 変異株の拡大を踏まえた注意・警戒レベルの目安の見直しを協議・決定</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>5月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長(6月20日まで)を決定</p> <p>6月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○6月13日をもって群馬県、石川県、熊本県のまん延防止等重点措置を終了することを決定</p> <p>6月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○沖縄県の緊急事態措置の期間延長(7月11日まで)を決定            ○6月20日をもって岡山県、広島県の緊急事態措置を終了することを決定            ○6月21日から北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の7都道府県を緊急事態措置からまん延防止等重点措置に変更(7月11日まで)            ○6月20日をもって岐阜県、三重県のまん延防止等重点措置を終了し、埼玉県、千葉県、神奈川県、三重県の重点措置期間延長(7月11日まで)を決定</p> <p>7月8日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○7月12日から東京都を緊急事態措置区域に追加し、緊急事態措置期間の延長(8月22日まで)を決定            ○北海道、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県のまん延防止等重点措置を7月11日をもって終了し、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府の重点措置期間延長(8月22日まで)を決定</p> <p>7月23日、東京オリンピックが開幕</p>	<p>○南陽市において発生したクラスターへの対応を協議            ○知事と南陽市長との合同要請の発出を決定</p> <p>(南陽市民)            ・不要不急の外出自粛、発熱時等における対応、基本的な感染防止対策の徹底、混雑する場所・時間帯は避ける            (飲食店事業者)            ・飲食店での業種別ガイドライン遵守の徹底、不織布マスクの着用徹底、飲酒を伴うカラオケの利用自粛(飲食店利用者)            ・会話、会食時のマスク着用の徹底、はしご酒・深酒の自粛</p> <p>6月2日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第33回本部員会議」            ○知事と南陽市長との合同要請の期間延長(1週間程度)を決定</p> <p>6月10日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第34回本部員会議」            ○知事と南陽市長との合同要請の終了を決定            6月10日 令和3年度第1回新型コロナウイルスワクチン接種総合本部            ○ワクチンの接種状況、接種環境の重層化、県、山形市、山形大学の三者協定について確認            ○県における大規模接種事業の実施について協議・決定            6月11日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第9回)            ○感染拡大防止対策及び県内経済回復に向けた取組みについての意見交換</p> <p>6月30日 イベント等の開催に関する基本方針を見直し(現行の方針を8月末まで維持)</p> <p>7月20日、県内の感染者から初めて「デルタ株」を確認</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>7月29日、1日あたりの新規陽性者数が初めて1万人を超える (第5波)</p> <p>7月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○8月2日から埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府の4府県を緊急事態措置区域に追加し、緊急事態措置期間の延長(8月31日まで)を決定            ○北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県の5道府県にまん延防止等重点措置を適用(8月2日から8月31日まで)</p> <p>8月5日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○8月8日から福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県の8県をまん延防止等重点措置区域に追加(8月31日まで)</p> <p>8月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○8月20日から茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県の7府県を緊急事態措置区域に追加し、緊急事態措置期間の延長(9月12日まで)を決定            ○8月20日から宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県の10県をまん延防止等重点措置区域に追加し、重点措置期間の延長(9月12日まで)を決定</p> <p>8月20日、1日の新規陽性者数25,975人を記録(第5波ピーク)</p>	<p>7月27日以降、全国的な感染の急拡大とともに、県外との往来を起因とする感染の増加により、県内の感染者数が再拡大(本県の第5波)</p> <p>8月6日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第35回本部員会議」            ○新規感染者拡大に係る対応を協議            ○知事と市町村長との共同メッセージの発出を決定            ○県境を跨ぐ移動に係る啓発活動(山形駅、空港)の実施を決定</p> <p>8月12日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第36回本部員会議」            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、村山地域以外の地域をレベル4(特別警戒)へ引き上げること            を決定</p> <p>8月20日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第37回本部員会議」            ○県内の感染者急増を受けた対応を協議し、「感染拡大防止特別集中期間(8/20~9/12)」の実施を決定(県民)            ・県外との不要不急の往来自粛、外出機会の半減、感染リスクが高い時は家の中でもマスク着用、ワクチン接種2回終了の方もマスク着用(事業者)            ・県外への出張は半減、在宅勤務の推進、共用部分のこまめな消毒、気兼ねなく休める環境整備(学校関係)            ・児童生徒の健康観察の徹底、部活動は自校内に限定、文化祭・体育祭等の学校行事は一般公開せず、他校との交流はしない、県外への修学旅行は延期・変更</p> <p>8月21日、1日あたりの新規陽性者数69人を確認(県内第5波ピーク)</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>8月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○8月27日から北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県の8道県を緊急事態措置区域に追加(9月12日まで)            ○8月27日から高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県の4県をまん延防止等重点措置区域に追加(9月12日まで)</p> <p>9月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○緊急事態措置期間の延長(9月30日まで)を決定            ○9月13日から宮城県、岡山県を緊急事態措置からまん延防止等重点措置に変更し、重点措置期間の延長(9月30日まで)を決定            ○9月12日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県のまん延防止等重点措置を終了することを決定            ○「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」を決定</p> <p>9月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○9月30日をもって全ての緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を終了することを決定</p>	<p>8月25日 新型コロナウイルス対策に係る県・市町村緊急連絡会議            ○感染拡大防止特別集中期間について説明</p> <p>8月27日 新型コロナウイルス克服・創造山形県民会議(第10回)            ○今後の感染拡大防止対策等について意見交換</p> <p>8月31日 感染の第5波の抑え込みに向けた「東北・新潟共同メッセージ～7県一丸となって医療崩壊を起さない!～」を发出            イベント等の開催に関する基本方針を見直し(現行の方針を10月末まで維持)</p>
<p>11月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更(全面改訂)を決定            ○新たなレベル分類の導入と緊急事態宣言等の適用関係</p>	<p>9月11日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第38回本部員会議」            ○「感染拡大防止特別集中期間」を15日まで3日間延長し、15日をもって終了することを決定</p> <p>10月9日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第39回本部員会議」            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、レベル3(警戒)に引き下げること            ○注意・警戒レベルのレベル適用の目安等の変更を決定            ○県民等への依頼内容を協議し、会食時の人数制限の緩和等を決定</p> <p>10月26日 注意・警戒レベルをレベル2(注意)に引下げ            10月29日 イベント等の開催に関する基本方針を見直し(現行の方針を当面の間、延長)</p> <p>11月8日 県外との往来、会食時の人数制限、カラオケの利用制限等を廃止            11月9日 新型コロナウイルス克服・創造山形県民会議(第11回)            ○感染拡大防止対策及び県内経済回復に向けた取り組みについての意見交換</p> <p>11月15日 東北・新潟域内の観光消費を喚起するための「東北・新潟共同メッセージ～感染防止対策をして、東北・新潟の旅を楽しもう～」を发出</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>○イベント開催制限の緩和、ワクチン・検査パッケージ制度の導入 等</p> <p>11月30日 新たな変異株「オミクロン株」の感染者が日本で初めて確認されたことを発表</p> <p>1月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○1月9日から広島県、山口県、沖縄県の3県にまん延防止等重点措置を適用することを決定(1月31日まで)</p> <p>1月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○1月21日から群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県の13都県をまん延防止等重点措置区域に追加することを決定(2月13日まで)</p> <p>1月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○広島県、山口県、沖縄県のまん延防止等重点措置の期間延長(2月20日まで)を決定            ○1月27日から北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県の18道府県をまん延防止等重点措置区域に追加することを決定(2月20日まで)</p>	<p>11月24日 イベント等の開催に関する基本方針を見直し(5,000人超かつ収容定員50%超の場合、感染防止安全計画策定で人数上限を収容定員まで緩和、その他イベントではチェックリストの公開と保管を要請)</p> <p>12月17日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第40回本部員会議」            ○県独自の注意・警戒レベルを廃止し、政府方針に基づく新たな「注意・警戒レベル」を設定、レベル0(維持)として運用開始            ○次の感染拡大に備えた病床確保、ワクチン接種(3回目)の推進、飲食店のワクチン・検査パッケージ制の登録、PCR検査体制の充実を決定            ○「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」の見直し、駅・空港での啓発活動の実施を決定(年末年始の注意喚起)</p> <p>12月28日～30日 山形駅、山形空港、庄内空港で年末年始の啓発活動(チラシ、抗原検査キット配布)を実施            12月31日、県内で初めて「オミクロン株」の市中感染を確認</p> <p>令和4年</p> <p>1月4日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第41回本部員会議」(書面開催)            ○感染不安者に対する無料PCR検査の受検要請を決定            1月5日 感染不安者に対する無料PCR検査を開始</p> <p>1月7日 注意・警戒レベルをレベル1(注意)に引上げ</p> <p>1月19日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第42回本部員会議」            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、レベル2(警戒)に引き上げることを決定</p> <p>1月24日 政府に対し、本県にまん延防止等重点措置を適用するよう要請            1月24日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第43回本部員会議」            ○政府に対し、まん延防止等重点措置を適用するよう要請したことを報告            1月25日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第44回本部員会議」            ○県内においてまん延防止等重点措置を適用する地域を山形市及び庄内全域とし、1月27日から重点措置に伴う要請を行うことを決定            (措置区域内の県民)            ・不要不急の外出自粛、県外との不要不急の往来自粛、会食は1テーブル4人以下・2時間以内            (措置区域内の事業者)            ・認証店は午後9時までの営業時間短縮、非認証店は午後8時まで営業時間短縮で酒の提供を行わないことを要請            (措置区域内の県立学校)            ・部活動は、平日週4日90分以内とし、土日祝日は活動停止</p>



## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>2月1日、1日の新規陽性者数104,520人を記録(第6波ピーク)</p> <p>2月3日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○2月5日から和歌山県をまん延防止等重点措置区域に追加することを決定(2月27日まで)</p> <p>2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○2月12日から高知県をまん延防止等重点措置区域に追加することを決定(3月6日まで) ○群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県の13都県のまん延防止等重点措置の期間延長(3月6日まで)を決定</p> <p>2月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○2月20日をもって山形県、島根県、山口県、大分県、沖縄県の5県のまん延防止等重点措置を終了することを決定 ○北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県、鹿児島県の17道府県のまん延防止等重点措置の期間延長(3月6日まで)を決定</p> <p>3月4日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○3月6日をもって福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の13県のまん延防止等重点措置を終了することを決定 ○北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、熊本県の18都道府県のまん延防止等重点措置の期間延長(3月21日まで)を決定</p> <p>3月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○3月21日をもって北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉</p>	<p>(県内全域) ・イベントの人数上限は5000人(感染防止安全計画策定時は2万人)等</p> <p>1月28日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第45回本部員会議」(書面開催) ○閉店時間が午後8時を超えて午後9時までの認証施設に午後8時までの営業時間短縮を要請することを決定</p> <p>2月1日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第46回本部員会議」 ○県内においてまん延防止等重点措置を適用する地域に2月3日から米沢市及び高島町を追加することを決定</p> <p>2月3日、1日の新規陽性者数350人を確認(県内第6波ピーク)</p> <p>2月7日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第47回本部員会議」 ○県内においてまん延防止等重点措置を適用する地域に2月9日から天重市を追加することを決定</p> <p>2月16日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第48回本部員会議」 ○政府に対して、2月20日をもって本県についてまん延防止等重点措置を終了するよう要請すること決定 2月16日 政府に対し、2月20日をもって本県についてまん延防止等重点措置を終了するよう要請</p> <p>2月18日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第49回本部員会議」 ○県内において再拡大(リバウンド)を防止するため、「再拡大(リバウンド)防止特別対策期間」(2/21~3/6)を実施することを決定 (県民) ・混雑した場所等への外出自粛、県外との不要不急の往来自粛、会食は1テーブル4人以下、早めの3回目ワクチン接種を要請 (県立学校) ・原則、部活動を自粛(各地域の感染状況によっては一定の制約のもと活動可)等</p> <p>3月4日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第50回本部員会議」 ○「再拡大(リバウンド)防止特別対策期間」は3月6日をもって終了し、3月7日から「クラスター抑制重点対策」に移行(3月21日まで)することを決定 ・大規模接種事業により、希望する方への3回目のワクチン接種を推進 ・県が保育施設・高齢者施設等を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認するとともに、現場における感染防止対策に関する課題の聞き取りを実施</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、熊本県の18都道府県のまん延防止等重点措置を終了することを決定(全国のまん延防止等重点措置が終了)</p>	<p>3月18日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第51回本部員会議」 ○3月21日までを期限としている「クラスター抑制重点対策」を期限どおり終了することを決定</p>
<p>5月23日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更(全面改訂)を決定 ○会話をほとんど行わない場合等のマスク着用の考え方を明確化 ○未就学児のマスク着用はオミクロン以前の取扱いに戻された</p>	<p>4月14日 新型コロナウイルス克服・創造山形県民会議(第12回) ○感染拡大防止対策と経済活動との両立等についての意見交換</p> <p>4月22日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第52回本部員会議」 ○成人式等における若い世代へのフクチン接種の呼びかけ、大型連休中の山形空港・庄内空港における抗原検査キットの配布、知事と市町村長による共同メッセージの発出等を決定</p> <p>4月25日 コロナ克服・経済再生アドバイザー会議 ○県内の感染状況等に関する助言</p> <p>5月17日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第53回本部員会議」(書面開催) ○感染不安者に対する無料PCR等検査の受検要請の延長(6月30日まで)を決定</p>
<p>6月下旬以降、オミクロン株のBA.5系統への置き換わりが進み、新規陽性者数が増加(第7波)</p>	<p>5月26日 コロナ克服・経済再生アドバイザー会議 ○部活動における感染防止対策、マスク着用、小規模事業者の事業継続に向けた支援について助言</p> <p>6月1日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第54回本部員会議」(書面開催) ○政府のマスク着用の考え方等を踏まえ、「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」を見直すとともに、チラシによりマスク着用の考え方について周知を図ることを決定</p> <p>6月23日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第55回本部員会議」(書面開催) ○感染不安者に対する無料PCR等検査の受検要請の延長(7月31日まで)を決定</p> <p>6月下旬以降、オミクロン株のBA.5系統への置き換わりが進み、新規陽性者数が増加(本県の第7波)</p>
<p>7月29日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○「BA.5対策強化地域」の創設を決定</p> <p>8月2日 神奈川県、福岡県、熊本県を「BA.5対策強化地域」に位置付け以降、8月24日までに合計で27道府県を同地域に位置付け</p>	<p>7月19日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第56回本部員会議」 ○自宅療養支援体制の強化、無料PCR等検査期間の延長、主要駅での臨時無料検査所の設置、空港での検査キットの配布、知事と市町村長との共同メッセージの発出等を決定</p>

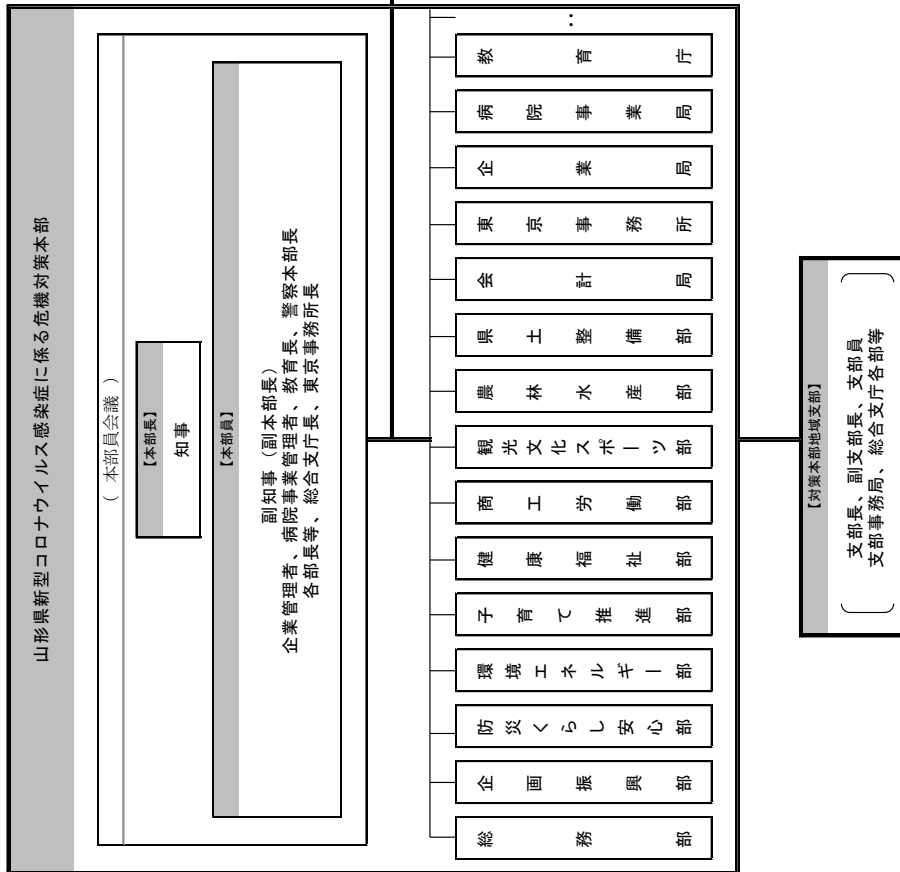
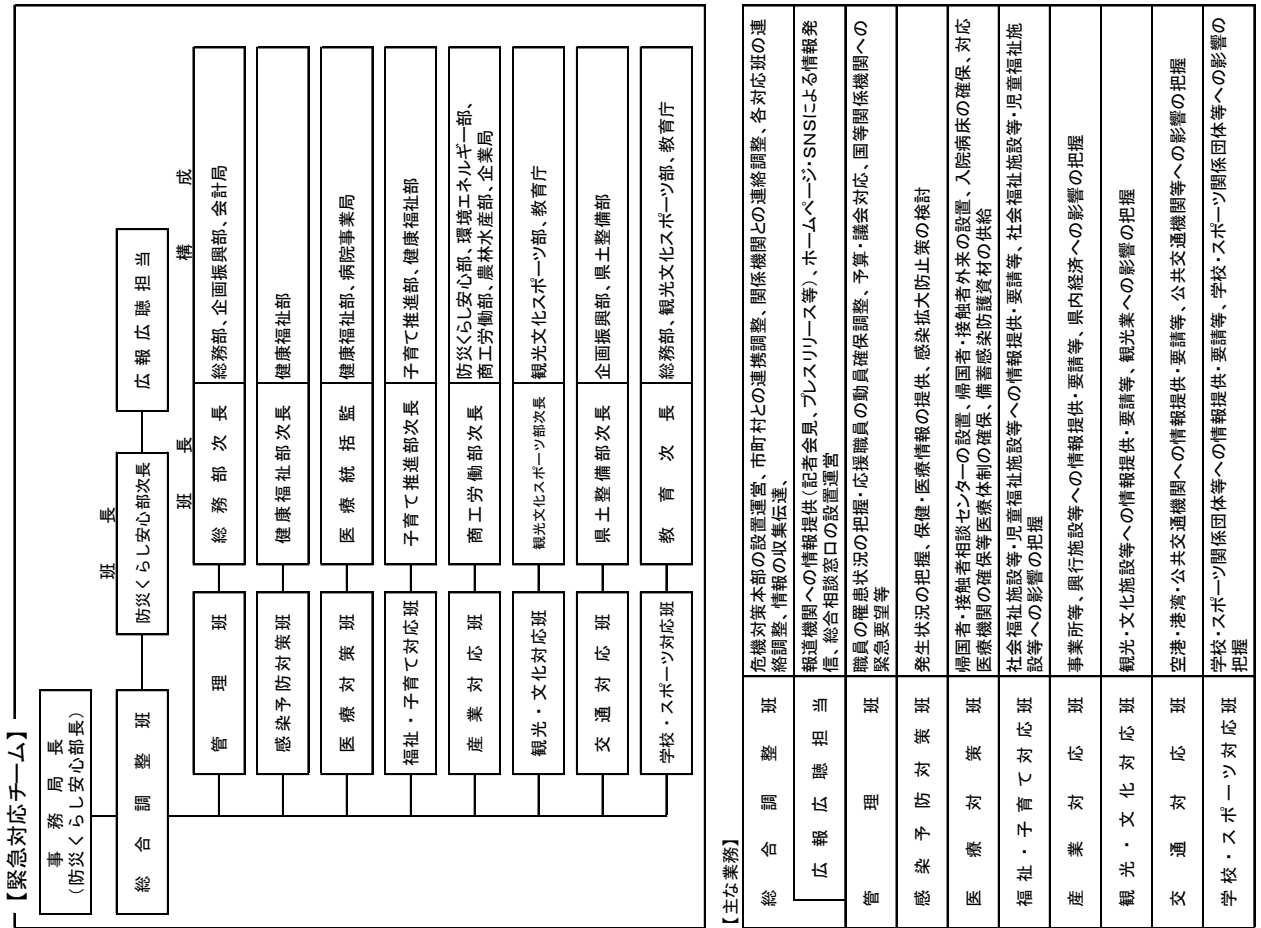
## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>8月19日、1日の新規陽性者数261,004人を記録(第7波ピーク)</p> <p>8月24日 全数把握方法を見直し、当面の緊急的な対応として、都道府県知事の申出により、発生届の範囲を高年齢者に限定することを可能とする方針を表明</p> <p>9月2日 宮城、茨城、鳥取、佐賀で全数届出の見直しを開始</p> <p>9月8日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、陽性者の療養期間を見直すこと、9月26日から全数届出の見直しを全国一律で実施すること等について決定</p> <p>9月9日 三重、長崎で全数届出の見直しを開始</p> <p>9月14日 山形、福井で全数届出の見直しを開始</p> <p>9月20日 鹿児島で全数届出の見直しを開始</p> <p>9月26日 全国一律の全数届出の見直しを開始</p> <p>11月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○オミクロン株に対応した新たなレベル分類等、「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」を決定</p> <p>11月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定し、11月18日に決定した事項等を対処方針に反映</p>	<p>8月12日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第57回本部員会議」 ○お盆期間中の備え等について呼びかけを行う「県民の皆様へ」を发出することを決定</p> <p>8月19日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第58回本部員会議」 ○医療提供体制のひっ迫を回避するため、入院病床の確保、陽性者登録センターの設置等の取組を進めていくことを決定</p> <p>8月20日、1日の新規陽性者数1,999人を記録(県内の第7波ピーク)</p> <p>9月1日 発熱外来のひっ迫を回避するため、陽性者登録センターの運用開始</p> <p>9月9日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第59回本部員会議」 ○政府に対し発生届の対象者を限定する旨の届出を行うこと及び「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」の見直しを決定</p> <p>9月14日 陽性者健康フォローアップセンターの運用、全数届出の見直しを開始</p> <p>9月20日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第60回本部員会議」(書面開催) ○感染不安者に対する無料PCR等検査の受検要請の延長(10月31日まで)を決定</p> <p>10月18日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第61回本部員会議」(書面開催) ○感染不安者に対する無料PCR等検査の受検要請の延長(11月30日まで)を決定</p> <p>11月22日、1日の新規陽性者数2,207人を記録(県内の第8波ピーク)</p> <p>11月24日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第62回本部員会議」(書面開催) ○感染不安者に対する無料PCR等検査の受検要請の延長(12月31日まで)を決定</p> <p>11月30日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第63回本部員会議」 ○注意・警戒レベル、イベント基本方針、「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」の見直し等を決定</p> <p>12月23日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第64回本部員会議」 ○年末年始における臨時無料検査所の設置、生活困窮世帯に対する解熱鎮痛薬等の購入支援、「年末年始の過ごし方」の呼びかけ等、年末年始における医療ひっ迫回避に向けた取組を決定</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>令和5年</p> <p>1月6日、1日の新規陽性者数246,732人を記録(第8波ピーク)</p> <p>1月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○大きく病原性が異なる変異株の出現などの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルスを5類感染症に位置づけることを決定            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定し、大声ありのイベントの収容率50%の制限を撤廃</p> <p>2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定し、令和5年3月13日から、マスクの着用については個人の判断に委ねることを基本とすることを決定</p> <p>3月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○令和5年5月8日以降の医療体制等の方針に係る「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」を決定</p> <p>3月13日 マスク着用緩和開始</p> <p>4月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○令和5年5月8日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を廃止することを決定            4月28日 令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止することを閣議決定</p> <p>5月8日 感染症法上の新型コロナの位置付けを5類感染症に変更            新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく政府対策本部廃止</p>	<p>令和5年</p> <p>1月24日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第65回本部員会議」(書面開催)            ○感染不安者に対する無料PCR等検査の受検要請の延長(2月28日まで)を決定</p> <p>1月31日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第66回本部員会議」(書面開催)            ○政府の方針に合わせ、イベント基本方針を見直し            ○認証基準の改正に合わせ、「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」から「お酌の自粛」を削除</p> <p>2月15日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第67回本部員会議」            ○令和5年3月13日からマスク着用については政府の方針どおりとすることを決定            ○マスク着用の考え方に係る見直しに合わせ、「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」等の見直し等を決定</p> <p>3月24日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第68回本部員会議」(書面開催)            ○感染不安者に対する無料PCR等検査の受検要請の延長(5月7日まで)及び事業終了を決定</p> <p>4月20日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第69回本部員会議」            ○感染症法上の位置づけ見直しに伴う医療提供体制の移行計画及び患者支援の見直し等を決定            ○感染症法上の位置づけ見直し後の感染対策については政府の方針どおりとすることを決定            ○政府対策本部廃止の日をもって、県の危機対策本部を廃止することを決定            ○政府の基本的対処方針等の終了の日をもって、「本県における新型コロナウイルス対策の目安」、「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」、「山形県『新・生活様式』宣言」、「イベント等の開催に関する基本方針」等を終了することを決定</p> <p>5月8日 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく対策本部廃止</p>

資料 6 山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部 組織体制図 (令和2年3月26日現在)



## 資料7 新型コロナウイルス感染症に係る会議の開催状況

### 1 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部本委員会

	開催年月日	協議内容
第1回	令和2年2月10日	新型コロナウイルス感染症の現状、県の対応
第2回	令和2年2月25日	新型コロナウイルス感染症の県内の状況と対応、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」
第3回	令和2年3月23日	新型コロナウイルス感染症の状況等、政府の専門家会議の提言及び県内外専門家委員会の意見、本県における対応（医療・相談体制、県内で感染者が確認された場合の対応、県立学校における春休み・新学期等の対応、県主催イベント等の開催に関する考え、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策、新型コロナウイルス感染症に関する予算対応）
第4回	令和2年3月27日	新型コロナウイルス感染症への対応（政府対策本部の設置、新型コロナウイルス感染症の状況、全国知事会の対応、山形県総合文化芸術館の開館事業、県職員への対応）
第5回	令和2年3月31日	県内における新型コロナウイルス感染症の確認事例、国内外の発生状況等
第6回	令和2年4月2日	県内における新型コロナウイルス感染症の確認事例、政府の専門家会議の提言（4月1日）、県立学校における新学期的の対応
第7回	令和2年4月11日	国内外の発生状況等、本県における対応（県立学校における感染防止対策及び体制整備の徹底、マスクの供給）、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
第8回	令和2年4月16日	ゴールデンウィーク期間中の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策（県境を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の実施、企業等に対する休業要請と新たな支援制度の創設）
第9回	令和2年4月24日	東北・新潟緊急共同宣言、県境を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の試行状況と本格実施、ゴールデンウィーク期間中の企業等に対する営業自粛（休業）等の要請、感染者の確認状況、政府の専門家会議の提言、本県の医療提供体制、マスクの確保及び提供状況、「新型コロナウイルスからみんなを守る県民リーダー」の実施、スーパー等における感染拡大防止と感染症等に対する偏見、差別防止の協力要請
第10回	令和2年5月8日	5月11日以降の本県の対応（新型コロナウイルス感染症の状況、県立学校における学校再開等に係る対応、企業等に対する要請、県境を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の取組み、イベント等の開催に関する基本方針、県施設の利用再開、山形県新型コロナウイルス対策応援金）、東北・新潟緊急共同メッセージ
第11回	令和2年5月14日	新型コロナウイルス感染症に関する対策の取組状況（県境を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の取組み、新型コロナウイルス関連事業継続相談窓口の設置、県民県内お出かけキャンペーン・県民泊まって応援キャンペーン）、新型コロナウイルス感染症の状況、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除、5月15日以降の本県の対応（営業自粛（休業）、外出の自粛要請、県立学校再開に係る対応）
第12回	令和2年5月26日	新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言、緊急事態解除宣言後の本県の対応（県をまたいだ移動の自粛、営業自粛（休業）等を再び協力依頼する場合の基準、イベント等の開催に関する基本方針）
第13回	令和2年7月29日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、山形県における新型コロナウイルス感染症注意・警戒レベルの見直し、イベント等の開催に関する基本方針の見直し
第14回	令和2年11月25日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、GoToキャンペーンの運用見直しに関する検討、山形県新型コロナウイルス安心お知らせシステム
第15回	令和2年11月29日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、医療専門家からの意見、検査、医療提供体制

## 資料7 新型コロナウイルス感染症に係る会議の開催状況

	開催年月日	協議内容
第16回	令和2年12月6日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、病院内の集団感染への対応、学校における対応状況
第17回	令和2年12月11日	新型コロナウイルス感染症の発生状況及び新型コロナウイルス対応の目安（注意・警戒レベル）、集団感染への対応状況
第18回	令和2年12月20日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、今後の感染拡大防止対策（県民及び事業者への取組み依頼、GoToEatキャンペーン事業等の対応、県民泊まって元氣キャンパーン、県民泊まって応援キャンペーン及び「バス・タク旅」やまがた巡り事業の対応）
第19回	令和3年1月8日	首都圏（1都3県）への緊急事態宣言の発出、県内における新型コロナウイルス感染症の発生状況等、緊急事態宣言の発出を踏まえた本県の対応（県外との往来に係る協力依頼、GoToEatキャンペーン事業及び山形県プレミアム付きクーポン券の対応、県民泊まって元氣キャンパーン等観光関係事業の対応）
第20回	令和3年1月19日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、山形県新型コロナウイルス接種総合本部等の設置
第21回	令和3年1月24日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、GoToEatキャンペーン事業及び山形県プレミアム付きクーポン券の対応、県民泊まって元氣キャンパーン等観光関係事業の対応
第22回	令和3年2月17日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、年度末に向けて行われる行事（卒業式等、謝恩会）等の対応、新型コロナウイルスワクチン接種
第23回	令和3年3月7日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、注意・警戒レベルを引き下げた場合の目安、注意・警戒レベルの引き下げ、県民及び事業者への取組み依頼、GoToEatキャンペーン事業及び山形県プレミアム付きクーポン券の対応、県民泊まって元氣キャンパーン等観光関係事業の対応、新型コロナウイルスワクチン接種への対応
第24回	令和3年3月19日	緊急事態宣言の解除、宮城県の独自の緊急事態宣言の発出、新型コロナウイルス感染症の発生状況等、感染拡大防止のための取組みの依頼、GoToEatキャンペーン事業及び山形県プレミアム付きクーポン券の対応
第25回	令和3年3月22日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、注意・警戒レベル、山形市と連携した感染拡大防止の取組み、県外と往来する方への啓発活動
第26回	令和3年3月24日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、営業時間短縮の要請、山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業
第27回	令和3年3月27日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、注意・警戒レベル、寒河江市と連携した感染拡大防止の取組み、山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業
第28回	令和3年4月9日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、山形市及び寒河江市との緊急事態宣言の取扱い（県独自の緊急事態宣言の取扱い、山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業）、県民の皆様及び事業者の皆様へお願い
第29回	令和3年4月23日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、山形市との緊急事態宣言の取扱い（宣言解除の可否、山形市における感染の再拡大防止策）、山形県新型コロナウイルス対策認証事業、大型連休に向けた感染防止対策の呼びかけについて（県と県内市町村における共同メッセージ）
第30回	令和3年4月26日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、鶴岡市と連携した感染拡大防止の取組み（鶴岡市の感染状況、県と鶴岡市の合同要請）
第31回	令和3年5月12日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、鶴岡市と連携した感染拡大防止の取組み（鶴岡市における感染状況、県と鶴岡市の合同要請の取扱い）
第32回	令和3年5月22日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、山形県における新型コロナウイルス対応の目安〔注意・警戒レベル〕の見直し、南陽市と連携した感染拡大防止の取組み（南陽市の感染状況、県と南陽市の合同要請）、県民の皆様及び事業者の皆様へお願い
第33回	令和3年6月2日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、南陽市と連携した感染拡大防止の取組み（南陽市の感染状況、県と南陽市の合同要請の取扱い）

## 資料7 新型コロナウイルス感染症に係る会議の開催状況

	開催年月日	協議内容
第34回	令和3年6月10日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、南陽市と連携した感染拡大防止の取組み（南陽市の感染状況、県と南陽市の合同要請の取扱い）
第35回	令和3年8月6日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、感染拡大防止の取組み（県境を跨ぐ移動に係る啓発活動、県と県内市町村との共同メッセージ、児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応）、自宅・宿泊療養支援体制、ワクチンの接種状況等
第36回	令和3年8月12日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、注意・警戒レベル、今後の感染拡大防止策
第37回	令和3年8月20日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、医療専門家からの意見、今後の感染拡大防止策について（感染拡大防止特別集中期間）
第38回	令和3年9月11日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、今後の感染拡大防止策等（医療専門家からの意見、感染拡大防止特別集中期間の取扱い、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い、今後の県の取組み）
第39回	令和3年10月9日	新型コロナウイルス感染症の発生状況及びワクチン接種状況、注意・警戒レベルの見直し、注意・警戒レベルの目安等の見直し、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願いの見直し、GoToEat及び山形県プレミアム付きクーポン券の今後の対応
第40回	令和3年12月17日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、新たな「注意・警戒レベル」の設定、次の感染拡大に備えた取組み（飲食店等におけるワクチン・検査パッケージ制度の登録、ワクチンの追加接種（3回目）、医療提供体制の充実強化、PCR検査体制の拡充）、年末年始における感染拡大防止に係る注意喚起
第41回	令和4年1月4日	〔書面開催〕県民の皆様に対する検査受検の協力要請
第42回	令和4年1月19日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、注意・警戒レベルの引上げ、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願いの見直し、県民の皆様に対する検査受検の協力要請の延長
第43回	令和4年1月24日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、政府に対するまん延防止等重点措置の適用要請、今後の対応
第44回	令和4年1月25日	まん延防止等重点措置
第45回	令和4年1月28日	〔書面開催〕まん延防止等重点措置の適用に伴う要請の一部変更
第46回	令和4年2月1日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、重点措置区域の追加、学校、保育所等における感染防止対策の強化、自宅療養者等支援体制
第47回	令和4年2月7日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、重点措置区域等における感染状況、重点措置区域の追加
第48回	令和4年2月16日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、まん延防止等重点措置の期間終了に伴う対応（重点措置区域の感染状況、政府への要請内容）
第49回	令和4年2月18日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、再拡大（リバウンド）防止特別対策期間、検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長、新型コロナウイルス追加接種（3回目接種）の促進
第50回	令和4年3月4日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、今後の感染拡大防止対策（再拡大（リバウンド）防止特別対策期間、クラスター抑制重点対策）
第51回	令和4年3月18日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、クラスター抑制重点対策の実施状況（3回目のワクチン接種の進捗状況、高齢者施設、保育施設等への訪問状況）、今後の感染拡大防止対策（クラスター抑制重点対策の取扱い、検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長、県立学校における春休み期間の取組み、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い）



## 資料7 新型コロナウイルス感染症に係る会議の開催状況

	開催年月日	協議内容
第52回	令和4年4月22日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、今後の感染拡大防止に向けた取り組み、県立学校におけるゴールデンウィーク以降当面の取り組み
第53回	令和4年5月17日	〔書面開催〕検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第54回	令和4年6月1日	〔書面開催〕県民の皆様及び事業者の皆様へのお願いの見直し
第55回	令和4年6月23日	〔書面開催〕検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第56回	令和4年7月19日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、現下の感染拡大における対策（自宅療養支援体制の強化、中小企業等の事業継続への支援）、今後の感染拡大防止に向けた取り組み、イベント等の開催に関する基本方針の見直し
第57回	令和4年8月12日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、県民の皆様へのお願い
第58回	令和4年8月19日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、現下の感染急拡大への対応
第59回	令和4年9月9日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、全数把握の見直し等、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い
第60回	令和4年9月20日	〔書面開催〕検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第61回	令和4年10月18日	〔書面開催〕検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第62回	令和4年11月24日	〔書面開催〕検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第63回	令和4年11月30日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、本県における新型コロナウイルス対応の目安、イベント等の開催に関する基本方針、当面の感染防止対策、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い
第64回	令和4年12月23日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、年末年始における医療ひっ迫回避に向けた取り組み
第65回	令和5年1月24日	〔書面開催〕検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第66回	令和5年1月31日	〔書面開催〕イベント等の開催に関する基本方針の見直し、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願いの見直し
第67回	令和5年2月15日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、今後のマスク着用に係る取扱い（令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願いの見直し、イベント等の開催に関する基本方針の見直し）、検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第68回	令和5年3月24日	〔書面開催〕検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第69回	令和5年4月20日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、5類移行後の医療提供体制等、感染症法上の位置づけ変更後の感染対策の考え方、山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の発止等

## 資料7 新型コロナウイルス感染症に係る会議の開催状況

### 2 新型コロナウイルス感染症に関する知事と医療専門家との意見交換会

	開催年月日	意見交換の内容
第1回	令和2年4月15日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本県独自の緊急事態宣言の発出基準、県境における検温の実施</li> <li>緊急事態宣言は早めに出したほうがよい。東北6県で連携して取り組んでもらいたい</li> <li>県境検温により、県独自の姿勢を見せていくことが大切</li> <li>軽症者用の受入施設を早期に整えてほしい</li> </ul>
第2回	令和2年5月7日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>患者動向及び医療提供体制、学校の再開、企業等に対する要請</li> <li>現在は外出制限・自粛の緩和の入口だが、引き続き県外との往来自粛、マスク着用、3密禁止のアナウンスは必要</li> <li>県内の学校は積極的に再開を</li> <li>山形県民になじむ生活スタイルを作ること</li> </ul>
第3回	令和2年5月25日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県境をまたいだ移動の自粛、休業要請等を判断する目安</li> <li>6月以降は移動自粛を解除することにより。第2波、第3波が来ると思うので、再制限がありうることを周知すべき</li> <li>休業要請等を判断する目安については、目標数値に厳密にこだわらなくとも、総合判断でよい</li> <li>イベント開催時の配慮については、各団体が作成しているガイドラインを参考にすることよい</li> </ul>
第4回	令和2年7月8日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症注意・警戒レベルの見直し、山形県版新型コロナウイルスの予防の手引きの作成</li> <li>新型コロナウイルスは死に至ることもある病気であるということを念頭に、いま一度、感染防止策を確認することが必要</li> <li>注意・警戒レベルについては、状況に応じ、随時見直しを行ってよいが、公表のタイミングを見極めること</li> <li>予防の手引きについては、広い世代に活用されるよう、挿絵や写真と文字とのバランスに配慮するとともに、様々な業種からも意見を聞くべき</li> </ul>
第5回	令和2年11月12日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の新型コロナウイルス感染症に対する評価と今後の対応のあり方、年末年始の過ごし方、市町村との連携</li> <li>県内の感染はマスクをしていない会食が大きな要因。マスク着用の徹底が必要</li> <li>現在は、レベル「3」の入り口が見える「2」。いつ上がってもおかしくない</li> <li>年末年始に帰省するときは、しっかり健康観察してもらい、新しい生活様式をしっかりと守ってもらおうのが大切</li> </ul>
第6回	令和2年12月18日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の新型コロナウイルス感染症に対する評価と今後の対策、忘・新年会及び帰省など年末年始における感染拡大防止対策、各種キャンペーン事業</li> <li>医療は逼迫状態にあり、県民に行動変容を求めなければならぬ</li> <li>忘新年会は開催しないことが望ましいが、開催するのであればアルコールなしで、国の指針に基づいたものにすべき</li> <li>GoToトラベルなど各種キャンペーンは慎重な判断が必要</li> </ul>
第7回	令和3年4月9日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の新型コロナウイルス感染症に対する評価と今後の対策、山形市及び寒河江市の緊急事態宣言等の取扱い</li> <li>寒河江市は新期感染者数も減ってきており、緊急事態宣言は解除の方向でよいが、山形市は解除すべきタイミングではない</li> <li>いつ重症化するかわからない患者も多く、自宅療養者や宿泊療養者の体調の急変も危惧される状況。</li> <li>重症者が増えてきたらICUを全てコロナ患者に使うこととなる</li> <li>高齢者施設等に特化した対策も必要ではないか</li> </ul>
第8回	令和3年8月19日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の新型コロナウイルス感染症に対する評価と今後の対策</li> <li>県独自の緊急事態宣言を出す場合は、具体的な目標値を設定するなど、わかりやすく厳しい表現にする必要がある</li> <li>学生や子どもなどの感染者が多いため、学童や部活動に制約を設けることも必要ではないか</li> <li>今後、自宅や宿泊療養者が増えることを想定して、医師の派遣や在宅医療について検討してはどうか</li> <li>県外からの流入を止めるのは山形県だけの取り組みでは難しい。</li> <li>山形県と隣県の知事が共同会見を開き、県外との往来自粛を呼びかけてはどうか。</li> </ul>

## 資料7 新型コロナウイルス感染症に係る会議の開催状況

### 3 新型コロナウイルス克服・創造山形県民会議

	開催年月日	説明・協議事項
第1回	令和2年5月13日	[説明] 新型コロナウイルス感染症の状況及び対応、山形県新型コロナウイルス対策応援金 [協議] 各界における現状及び提言
第2回	令和2年6月12日	[説明] PCR検査体制の充実強化と医療提供体制の整備、山形県「新・生活様式」宣言及び6月補正の概要、山形県新型コロナウイルス対策応援金 [協議] 新しい生活様式の定着と地域の経済活動の回復に向けた提言
第3回	令和2年7月10日	[説明] 6月補正予算の概要、新型コロナウイルス感染症注意・警戒レベルの見直し、新型コロナウイルス予防の手引き [協議] 感染拡大防止と経済活動の両立
第4回	令和2年9月4日	[説明] 新型コロナウイルス感染症に係る県の取組み、企業等への支援、山形県における新型コロナウイルス対応の目安、山形県版新型コロナウイルス予防の手引き、7月27日からの大雨災害における新型コロナウイルス感染防止対策 [協議] 感染拡大防止策と地域経済の回復に向けた取組み
第5回	令和2年10月22日	[説明] 新型コロナウイルス感染症に係る県の取組み、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた取組み、山形県プレミアム付きクーポン券による消費喚起、県民泊まって元気キャンペーンの実施状況 [協議] 感染拡大防止策と地域経済の両立に向けた取組み
第6回	令和2年12月24日	[説明] 県内における新型コロナウイルス感染症の現状、新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応（県民の皆様及び事業者の皆様への取組みのお願い、新型コロナウイルス感染防止対策推進運動）、GoToEat及び山形県プレミアム付きクーポン券の今後の利用、山形県飲食業等緊急支援給付金、県民泊まって元気キャンペーン、県民泊まって応援キャンペーン、及び「バス・タク旅」やまがた巡り事業の対応、「コロナ差別ノー！宣言」県民運動の展開について [協議] 今後の感染拡大防止対策
第7回	令和3年3月19日	[説明] 令和3年度当初予算における新型コロナウイルス対策、新型コロナウイルスワクチン接種への対応、山形県PCR自主検査センターの設置 [協議] ワクチン接種など感染防止対策の状況及び県内経済回復に向けた取組み
第8回	令和3年4月28日	[説明] 県内における新型コロナウイルス感染症の現状、新型コロナウイルス接種の状況、山形県PCR自主検査センターの設置・運営、令和3年度補正予算における新型コロナウイルス対策、山形県新型コロナウイルス対策認証事業、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い [協議] 感染拡大防止対策及び県内経済回復に向けた取組み
第9回	令和3年6月11日	[説明] 県内における新型コロナウイルス感染症の現状、新型コロナウイルス接種の状況等、令和3年度6月補正予算における新型コロナウイルス対策、山形県新型コロナウイルス対策認証制度の実施状況 [協議] 感染拡大防止対策及び県内経済回復に向けた取組み
第10回	令和3年8月27日	[説明] 県内における新型コロナウイルス感染症の現状、感染拡大防止特別集中期間、新型コロナウイルス感染症に係る自宅・宿泊療養者支援体制、新型コロナウイルス接種状況等、山形県新型コロナウイルス対策認証制度の実施状況 [協議] 今後の感染拡大防止対策
第11回	令和3年11月9日	[説明] 県内における新型コロナウイルス感染症の現状、新型コロナウイルス接種状況等、新型コロナウイルス接種の制限の緩和等 [協議] 感染拡大防止対策及び県内経済回復に向けた取組み
第12回	令和4年4月14日	[説明] 県内における新型コロナウイルス感染症の現状、新型コロナウイルス接種状況、令和4年度当初予算における新型コロナウイルス対策 [協議] 感染拡大防止対策と経済活動の両立等

# 資料 8 山形県における新型コロナウイルス対応の目安（注意・警戒レベル）

〔令和 2 年 5 月 26 日運用開始〕

## 山形県における新型コロナウイルス感染症注意・警戒レベル

レベル	目安となる指標	状態	対応策
<b>レベル 1</b> 【注意】	—	県内では確認されていないが、国内で感染者が確認されている状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新しい生活様式」の実践</li> <li>業種別の感染拡大予防ガイドラインの徹底</li> <li>感染が確認されている地域への移動は慎重に</li> </ul>
<b>レベル 2</b> 【警戒】	【新規感染者数】 1 人（直近 7 日間）	県内で感染者が確認されている状態（感染が広がっている状態）	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル 1 対応策に加え、</li> <li>県民の慎重な行動を依頼</li> </ul>
<b>レベル 3</b> 【特別警戒】	【新規感染者数】 5 人以上（直近 7 日間） 【感染経路不明者数】 1 人以上（直近 7 日間）	感染拡大のリスクが高まっている状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル 2 対応策に加え、</li> <li>不要不急の外出自粛、イベント開催の自粛を協力依頼</li> </ul>
<b>レベル 4</b> 【非常事態】	【新規感染者数】 10 人以上（直近 7 日間） 【感染経路不明者数】 2 人以上（直近 7 日間） 【入院患者数】 【病床稼働率】 【重症患者数】	感染が拡大している状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル 3 対応策に加え、</li> <li>県の非常事態宣言の発出</li> <li>営業の自粛（休業）を協力依頼</li> </ul>

※ 各レベルの適用にあたっては、上記内容に加え、県内における感染の具体的状況（地域分布、クラスター発生状況等）や、首都圏や近隣県の感染状況なども踏まえて、総合的に判断する。

〔令和 2 年 7 月 29 日見直し後〕

## 山形県における新型コロナウイルス対応の目安 〔注意・警戒レベル〕

レベル	状態	参考とする指標等	対応策
<b>レベル 1</b>	県内では確認されていないが、国内で感染者が確認されている状態	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民は「新・生活様式」の実践を心がける</li> <li>事業者は、業種別の感染拡大予防ガイドラインに取り組む</li> <li>感染が増加している地域への移動はできるだけ控えよう、県民に呼びかけ</li> <li>なお、必要に応じて移動する場合は、移動先での「新・生活様式」を徹底するよう、呼びかけ</li> </ul>
<b>レベル 2</b> 【注意】	県内での感染者の確認が限定的な状態	【1 週間あたりの新規感染者数】 1 人/週 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル 1 に加え、</li> <li>「新・生活様式」の実践及び業種別感染拡大予防ガイドラインの徹底を県民と事業者に呼びかけ</li> <li>〇 発熱等の症状がある方への早期受診相談の呼びかけ</li> <li>〇 業界団体に対し、ガイドライン実践の自主点検を依頼</li> </ul>
<b>レベル 3</b> 【警戒】	感染の広がりが懸念される状態	【感染経路不明者数】 1 人/週 以上 【重症入院患者数】 1 人以上 以下の指標も参照する。 【1 週間あたりの新規感染者数】 【60 歳以上の入院患者数】	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル 2 に加え、</li> <li>〇 感染発生の状況や特徴に応じた注意喚起や感染防止対策の徹底を協力依頼 【例：高齢者や基礎疾患のある重症化リスクの高い方に対し、より慎重な行動を呼びかけ ：感染者が発生した施設と同様の業態の業内団体及び事業者に対し、ガイドライン遵守の徹底を依頼 など】</li> </ul>
<b>レベル 4</b> 【特別警戒】	感染が拡大傾向にある状態	【感染経路不明者数】 2 人/週 以上 【重症入院患者数】 3 人以上 以下の指標も参照する。 【1 週間あたりの新規感染者数】 【60 歳以上の入院患者数】	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル 3 に加え、</li> <li>〇 感染発生の状況や特徴に応じた行動を協力依頼 【例：ガイドライン実践施設の利用を呼びかけ ：実践していない施設の利用を控えるよう呼びかけ】</li> </ul>
<b>レベル 5</b> 【非常事態】	感染が拡大し、医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	医療現場のひっ迫状況を踏まえて判断 以下の指標も参照する。 【重症入院患者数】 【1 週間あたりの新規感染者数】 【60 歳以上の入院患者数】	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇 県独自の非常事態宣言の発出</li> <li>〇 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき次の事項を協力要請 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要不急の外出自粛</li> <li>・ ガイドラインを実践しない施設の利用自粛</li> <li>・ ガイドラインを実践しない施設を営業自粛（休業）</li> </ul> </li> </ul>

◆ 各レベルの適用にあたっては、上記内容に加え、県内における感染の具体的状況（地域分布、クラスター発生状況等）や、首都圏や近隣県の感染状況なども踏まえ、全体的に判断する。

◆ この目安は、新型コロナウイルスに関する今後の状況変化に応じて随時見直すこととする。

# 資料 8 山形県における新型コロナウイルス対応の目安 (注意・警戒レベル)

## 〔令和3年12月10日見直し後〕

### 本県における新型コロナウイルス対応の目安 (注意・警戒レベル)

- 各レベルの適用 (引き上げ、引き下げ) にあたっては、「レベルの目安 (医療提供体制の負荷の状況) 割合、入院率、今週先週比等」のほか、県内における感染の具体状況 (地域分布、クラスター発生状況等)、首都圏や近隣県の感染状況も踏まえ、総合的に判断する。

- ※ 感染状況によっては、地域を指定した対策や適用レベルよりも高いレベルの対策を講ずる場合もある。
- ※ レベルの引き下げは、各レベルの目安を下回る状況が1週間程度継続するほか、各指標等を踏まえ、総合的に判断する。
- ※ この目安は、新型コロナウイルスに関する今後の状況変化に応じて随時見直すこととする。

レベル	状況	レベルの目安	主な対策	従前の分類との比較	
				県 (注意・警戒レベル)	政府 (ステージ)
0 維持	・新規陽性者数ゼロを維持	・病床使用率が5%以下 ・直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が1人未満 (直近1週間の新規陽性者数の累計が10人以下)	・ワクチン接種率の更なる向上、追加接種の実施 ・積極的疫学調査の徹底 ・総合的な感染対策の継続 (基本的な感染防止対策の徹底、第三者認証制度の促進等)	1	I
1 注意	・安定的に一般医療が確保され、コロナ医療も対応が可能 ・社会経済活動の段階的な回復が可能	・病床使用率が5%超 ・直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が1人以上 (直近1週間の新規陽性者数の累計が11人~161人)	(感染が拡大し、レベル2に到達するおそれがある場合) ・感染対策の強化 (感染拡大地域との往来に関する注意喚起等)	2 [注意]	II
		・病床使用率が20%超 ・重症病床使用率が20%超 ・直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が15人以上 (直近1週間の新規陽性者数の累計が162人以上9)	・会食時の人数制限、飲食店への時短要請、感染不安を感じる無症状者への検査要請等 ・政府へまん延防止等重点措置適用の要請を換討 (感染リスクの高い場所への外出自粛要請、飲食店への時短要請、イベントの開催制限等)	3 [警戒]	
2 警戒	・新規陽性者が増加傾向 ・一般医療やコロナ医療に負荷が生じ始めているが、適切な対応が可能	・新規陽性者が増加傾向 ・重症病床使用率が20%超 ・直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が15人以上 (直近1週間の新規陽性者数の累計が162人以上9)	・会食時の人数制限、飲食店への時短要請、感染不安を感じる無症状者への検査要請等 ・政府へまん延防止等重点措置適用の要請を換討 (感染リスクの高い場所への外出自粛要請、飲食店への時短要請、イベントの開催制限等)	4 [特別警戒]	III
		・病床使用率が50%超 ・重症病床使用率が50%超	・政府へ緊急事態宣言適用の要請を換討 (感染リスクの高い場所への外出自粛要請、飲食店への時短要請、イベントの開催制限、施設の使用制限等)	5 [非常事態]	
3 特別警戒	・一般医療を制限しなければ、コロナ医療への対応が困難 ・強い対策が必要	・予測ツールで3週間後に必要とされる病床数が確保病床数に到達 ・病床使用率が50%超 ・重症病床使用率が50%超	・政府へ緊急事態宣言適用の要請を換討 (感染リスクの高い場所への外出自粛要請、飲食店への時短要請、イベントの開催制限、施設の使用制限等)		IV 最甚局面
4 非常事態	・一般医療を大きく制限しても、コロナ医療への対応が困難 ・最大確保病床数を超えた数の入院が必要	・入院を必要とする患者の数が確保病床数を超過	・更なる一般医療の制限、積極的疫学調査の重点化 ・政府による災害医療的な広域支援・調整の実施		

## 〔令和4年11月30日見直し後〕

### 本県における新型コロナウイルス対応の目安 (注意・警戒レベル)

- 各レベルの適用 (引き上げ、引き下げ) にあたっては、「レベルの目安 (医療提供体制の負荷の状況) や様々な指標 (新規陽性者数の推移や今週先週比等) のほか、社会経済活動への影響、変異株の感染力や病原性、近隣県の感染状況等も踏まえ、総合的に判断する。

- ※ 感染状況によっては、適用レベルよりも高いレベルの対策を講ずる場合がある。
- ※ レベルの引き下げは、各レベルの目安を下回る状況が1週間程度継続するほか、各指標等を踏まえ、総合的に判断する。
- ※ この目安は、新型コロナウイルスに関する今後の状況変化に応じて随時見直す。

レベル	保健医療や社会経済活動の状況	レベルの目安 (医療提供体制の負荷の状況)	主な対策例
1 (注意)	【感染者】 ・感染者が低位で推移しているか、徐々に増加している状態 ・外来医療、入院医療とも負荷は小さい	・病床使用率が0%~30%	・基本的な感染防止対策の徹底 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ワクチン接種の推奨 ・第三者認証施設等の利用推奨 ・感染不安を感じる無症状者への検査要請 ・その他感染状況に応じた要請や注意喚起等
2 (警戒)	【感染拡大初期】 ・感染者が急激に増え始める ・発熱外来の患者数が急増し、負荷が高まり始める ・欠勤者が増加し、業務継続に支障が出る事業者も出始める	・病床使用率が概ね30%~50%	
3 (特別警戒)	【医療負荷増大期】 ・保健医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生 ・外来医療の負荷が高まり、発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到 ・欠勤者が多数発生し、業務継続が困難な事業者も多数発生	・病床使用率が概ね50%超 ・重症病床使用率が概ね50%超	・レベル1及び2の対策の再徹底 ・医療ひっ迫防止対策強化宣言における協力の喚起 (医療ひっ迫防止対策強化宣言における協力要請の例) ・普段と異なる応対がある場合の外出、出勤、登壇、登校の自粛 ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛 ・大人数の会食や大規模イベントへの参加自粛等
4 (非常事態) ※選きたいレベル	【医療機能不全期】 ・今冬の感染者の想定 (1日当たり全国で45万人、木県で3,700人程度) を超える膨大な数の感染者が発生 ・通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 ・欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性	・病床使用率が概ね80%超 ・重症病床使用率が概ね80%超	・レベル1~3の対策の再徹底 ・「医療ひっ迫防止対策強化宣言」発出の検討 (医療ひっ迫防止対策強化宣言の例) ・不要不急の外出自粛 (出勤・登壇・登校、旅行の自粛も要請) ・イベントの延期等の慎重な対応 ・部活動の大会や学校行事等に出席方法の変更等を念及し慎重な対応 (学校の授業は原則継続) 等 ※今後の変異株の状況によっては、更なる協力要請や行動制限を含む変更対応の高い措置を講ずる場合もある。

新型コロナウイルス感染症

山形県・山形市「緊急事態宣言」

◎緊急対策（期間延長）

期 間：令和3年4月12日（月）から4月25日（日）まで

※ 以下の対策は、**山形市**を対象として実施します。

1 山形市民等への呼びかけ

（1）実効性のある対策徹底の要請

- **山形市全域**で不要不急の外出や移動を自粛してください。
  - 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようしてください。
  - 多人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人などとの少人数の旅行も、今は慎重に判断してください。
  - 催物の開催基準に合致する場合も、集会・イベントの開催は慎重に判断してください。
  - 職場でのクラスターが発生していることを踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底してください。
  - **山形市**以外の方については、**山形市**との往来は可能な限り控えてください。
  - 特にまん延防止等重点措置の対象区域との往来は可能な限り控えてください。
- （2）飲食店への呼び掛け強化
- 民間企業・各関係団体の協力による広報の実施
  - 飲食店への個別通知の実施
  - 繁華街での呼び掛けの実施

2 山形県と山形市が連携した早期発見と感染拡大防止対策

（1）緊急拡大検査の実施

- 中心市街地において、飲食店従業員への集中的な検査を実施
- （2）高齢者施設における検査体制等の強化
  - 高齢者施設（通所系・訪問系）において、施設職員への幅広い検査を実施
- （3）保健所体制強化による感染の封じ込め
  - 山形市保健所への緊急応援
    - ・ 山形市保健所における業務状況を踏まえ、山形市が応援要請した場合、県は速やかに職員派遣などの緊急応援を継続

3 営業時間短縮要請

（1）感染拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請

- 対象期間 令和3年4月12日（月）から令和3年4月25日（日）まで
- 対象施設 食品衛生法上の営業許可を取得している次の施設
  - ① 接待を伴う飲食店
    - ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗
  - ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
    - 山形市全域**
- 対象区域
- 要請内容 午前5時から午後9時までの時間短縮営業
- 協 力 金 営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者に対し、「山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給

以上

## 新型コロナウイルス感染症

## 山形県・寒河江市「緊急事態宣言」

## ◎緊急対策

期間：令和3年3月27日（土）から4月11日（日）まで

※以下の対策は、**寒河江市**を対象として実施します。

## 1 感染抑制対策

(1) 実効性のある対策徹底の要請

- **寒河江市全域** で不要不急の外出や移動を自粛してください。
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようしてください。
- 多人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人などとの少人数の旅行も、今は慎重に判断してください。
- 催物の開催基準に合致する場合も、集会・イベントの開催は慎重に判断してください。
- 職場でも休憩時間を含めた感染防止対策を徹底してください。
- **寒河江市以外** の方は、**寒河江市** との往来は可能な限り控えてください。

(2) 飲食店への呼びかけ強化

- 民間企業・各関係団体の協力による広報の実施
- 飲食店への個別通知の実施
- 繁華街での呼びかけの実施

## 2 営業時間短縮要請

- (1) 感染拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請
- 対象期間 令和3年3月30日（火）から令和3年4月11日（日）まで
  - 対象施設 食品衛生法上の営業許可を取得している次の施設
    - ① 接待を伴う飲食店
      - ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗
    - ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
      - 寒河江市全域**
  - 対象区域 **寒河江市全域**
  - 要請内容 午前5時から午後9時までの時間短縮営業

令和3年4月26日

## 県と鶴岡市の合同要請について

鶴岡市内の高等学校におけるクラスターの発生等により、新規感染者数が急激に増加し、医療提供体制のひっ迫が懸念されることから、県と鶴岡市が鶴岡市民に対して合同で要請を行うもの。

## 1 基本的な感染拡大防止策の徹底

感染のリスクが常に身の回りにあるという意識を持ち、正しいマスクの着用や、こまめな手洗い、消毒、3つの密を避けるなど、基本的な感染防止対策を徹底してください。

## 2 外出・部活動・帰省等について

- ① 鶴岡市全域で不要不急の外出や移動は控えてください。
- ② 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは行かないでください。
- ③ 鶴岡市内に所在する中学校及び高等学校の部活動においては、他校等との交流や合宿等宿泊を伴う活動は控えてください。
- ④ 県境をまたぐ帰省や法事などの移動は、控えてください。
- ⑤ ご家族やご親族に、体調が悪い時の帰省や、感染が多い地域からの帰省は控え、電話やオンライン帰省を活用するようお願いください。
- ⑥ 仕事は、できる限りテレワークやオンラインを活用してください。

以上

## 資料9 緊急対策等における協力要請

### 山形県と南陽市の合同要請

南陽市内の飲食店で発生した新型コロナウイルス感染症のクラスターについては、家庭内や地域での新規感染者数は減少しているものの、いまだ収束には至っておらず、また、置賜地域の医療提供体制が逼迫していることから、南陽市との合同要請を6月4日から一週間程度延長します。つきましては、南陽市民や事業者の皆様は、改めて、以下のことについて御理解、御協力をお願いします。

#### 1. 南陽市民の皆様へ

- 南陽市全域で不要不急の外出や移動は控えてください。
- 発熱や咳などの症状があるときは、早目に「かかりつけ医」または「受診相談センター」にご相談ください。
- 感染力や重症化リスクが高いとされるN501Y変異株のリスクが常に身の回りにあるという意識を持ち、マスク（不織布製が望ましい）の正しい着用、消毒、三密の回避、換気の励行など基本的な感染防止対策をこれまで以上に徹底してください。
- 混雑する時間帯や混雑する場所など、人の集まるところ自体を避けてください。
- 県境をまたぐ移動は控えてください。とくに緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域との往来は控えてください。
- 仕事は、できる限りテレワークやオンラインを活用してください。

#### 2. 飲食店事業者の皆様へ

- 従業員の健康管理をはじめ、業種別ガイドラインの遵守を徹底してください。
- マスク（不織布製が望ましい）の正しい着用を徹底してください。フェイスシールド、マウスシールドはマスクの代用品にはなりません。
- カラオケのある飲食店では、飲酒を伴うカラオケを控えるよう呼びかけてください。

#### 3. 飲食店をご利用の皆様へ

- マスクを外した会話、飲食、カラオケが最大の感染リスクであるとの意識を持ってください。
- カラオケを利用する場合は、マスクの着用を徹底し、歌う人とそれ以外の人の距離をできるだけ離すとともに換気に努めてください。
- 飲食は、家族やいつも一緒にいる人と少人数短時間で行ってください。また、はしご酒・深酒などは控えてください。

令和3年6月2日

山形県知事 吉村 美栄子  
南陽市長 白岩 孝夫

令和3年8月20日  
山形県新型コロナウイルス  
感染症に係る危機対策本部

### 「感染拡大防止特別集中期間」に係る協力要請

県内では、7月下旬からの新規感染者数の急増により、8月中旬には、県全体の病床占有率が政府の示すステージⅣの指標である50%を超えました。このままでは、本県でも医療崩壊が現実のものになる恐れがあります。

県外との往来に起因する第5波の1日も早い収束を目指し、医療提供体制の崩壊を防ぐために、8月20日（金）から9月12日（日）までを「感染拡大防止特別集中期間」とし、県民を挙げて感染防止対策に取り組みます。

不織布マスクの着用やこまめな手洗い、消毒、三密の回避などの基本的な感染拡大防止対策の徹底に加え、県民・事業者・学校関係の皆様は、下記のことについて、ご協力をお願いします。

#### 1. 県民への協力要請

- ・ 県外との不要不急の往来は厳に控えてください。（通勤、通学などを除く）
- ・ 外出は普段の2分の1に減らし、買い物も短時間で済ませてください。
- ・ 会食は、いつも一緒にいる人と3人以内、1時間程度で。  
（お店を利用する場合は、できるだけ新型コロナウイルス対策認証店）
- ・ 県外との往来や家族以外の人との会食など、感染リスクが高い行動の後は、家庭内でも不織布マスクを着用してください。
- ・ ワクチンを2回接種した方も、引き続き不織布マスクを着用してください。

#### 2. 事業者への協力要請

- ・ 県外への出張は普段の2分の1に減らし、オンラインの活用などを検討してください。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務など、人と人の接触の機会を減らす取組みを進めてください。
- ・ ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、洗面所などの共用部分をこまめに消毒してください。
- ・ 体調が優れない人が、気兼ねなく休み、医療機関を受診できる環境を整備してください。

#### 3. 学校関係への協力要請

- ・ 夏休みが終わり、学校の授業が開始されるにあたり、児童生徒の健康観察を徹底してください。
- ・ 部活動は、自校内に限定してください。また、部活動前後での複数人による飲食は控えてください。
- ・ 文化祭、体育祭等の学校行事は、一般公開はせず、他校との交流は控えてください。
- ・ 県外への修学旅行は、延期・変更してください。

以上



# 山形県 まん延防止等重点措置の 適用に伴う要請

**令和4年1月25日**  
(令和4年1月28日一部変更)  
(令和4年2月1日一部変更)  
(令和4年2月7日一部変更)

県民の皆様へのお願い	
重点措置区域 (山形市、天童市、米沢市、高畠町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第31条の6第2項、第24条第9項)	重点措置区域以外 (特措法第24条第9項)
外出 移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不要不急の外出は控えてください。</li> <li>○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛してください。</li> <li>○営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店の利用は控えてください。</li> </ul>
県外との往来	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不要不急の往来は控えてください。 ※ビジネス、通学、通院、受験等は除く。</li> <li>○移動する場合は、移動先の感染状況の把握に努め、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後に無料のPCR等検査を活用するなど、「うつらない」、「うつさない」行動を徹底してください。</li> </ul>

※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用なし

県民の皆様へのお願い	
重点措置区域 (山形市、天童市、米沢市、高畠町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第31条の6第2項、第24条第9項)	重点措置区域以外 (特措法第24条第9項)
会食	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1テーブル4人以下、2時間以内で感染防止対策を徹底して行ってください。 ※結婚式など冠婚葬祭を含む</li> <li>○都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。</li> </ul>
感染防止対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不織布マスクの着用や、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、換気の励行など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。</li> <li>○ワクチンの効果は、時間が経過すると低下してきますので、ワクチン接種後も、マスクの着用など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。</li> <li>○発熱・咳など、少しでも体調が悪い場合は、外出や移動を控え、事前に医療機関に連絡し、受診してください。</li> <li>○無症状でも感染に対する不安を感じる場合は、無料のPCR等検査を受けてください。</li> </ul>

## 重点措置区域

山形市、天童市、米沢市、高畠町、  
鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、  
遊佐町 ※2月9日(水)から天童市を追加

## 実施期間

令和4年1月27日(木)から  
令和4年2月20日(日)まで

## 資料9 緊急対策等における協力要請

### 学校等へのお願い

重点措置区域		重点措置区域以外
(山形市、天童市、米沢市、高岡町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町)		(山形市、天童市、米沢市、高岡町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第24条第9項)
部活動	○活動停止 (全国大会出場を除く) ※スポーツ少年団活動についても活動停止を要請	○校内の活動とし、マスクを着用しても活動できる 負荷の内容に限定 ○他校等との交流、合宿等宿泊を伴う活動は停止 (全国大会出場を除く) ○活動前後のマスク着用等の感染防止対策の指導徹底 ○改めて実施の可否を慎重に判断 ○実施する場合でも、 ・基本的な感染防止対策(不織布マスクの常時着用、ゼロ密対策、換気の励行、健康観察)を徹底 ・重点措置区域への移動を自粛 ・指導者は当該校の教職員に限定
	○実施しない	○感染者・濃厚接触者が発生した際は、学校長が一時的に学校を閉鎖するなどした上で「新型コロナウイルス対策学校支援タスクフォース」等の助言を受け、速やかに休業等の対応を実施することともに、リモート学習等を推進して、児童生徒の学びの保障に配慮 ○登校前の健康観察の徹底を改めて周知(風邪症状等がある場合、登校を控え医療機関の受診を促す) ※特に、オミクロン株の特性を踏まえ、熱はなくとも咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある場合は、登校を控えることを徹底 ○換気対策の徹底(改めて室内のCO <sub>2</sub> 濃度・室温の変化を測定、換気方法を改善) ○受験等で県外に移動する場合、無料のPCR等検査の活用を推奨

※ 小中学校等市町村立学校や私立学校についても、同様の対応を要請する。<sup>5</sup>

### 保育所等へのお願い

保育所、認定こども園、幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染防止対策の徹底・強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等児童関係施設に配布した県独自「新型コロナウイルス対策」を参照し、感染防止対策を徹底してください。</li> <li>・保健衛生用品等の購入に係る補助を活用してください。</li> <li>・市町村においては、保育士等への3回目ワクチン優先接種に御配慮をお願いします。</li> </ul> </li> <li>○事業継続           <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会機能を維持するため、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所するようお願いいたします。</li> <li>・市町村が臨時休園の判断を行うに当たっては、保育の必要な方に対する保育が継続して実施されるような配慮(代替保育等)をお願いいたします。</li> <li>・感染の早期発見や事業継続に向けて、保育所等に配布している抗原簡易キットやPCR検査キットを活用してください。</li> <li>・濃厚接触者の待機期間については、最新の取扱いにより対応をお願いします。</li> </ul> </li> </ul>
-----------------	--

<sup>6</sup>

### 事業者の皆様へのお願い

重点措置区域		重点措置区域以外
(山形市、天童市、米沢市、高岡町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第24条第9項)		(山形市、天童市、米沢市、高岡町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第24条第9項)
感染防止対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業種別の感染拡大予防ガイドライン遵守を徹底してください。</li> <li>○就業前の健康チェックなど、従業員の健康管理を徹底してください。</li> <li>○テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減など、人との接触を低減する取組みを進めてください。</li> <li>○ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、洗面所などの共用部分をこまめに消毒してください。</li> <li>○体調が優れない方や、子どもの養育等が必要な方が気兼ねなく休める環境を整備してください。</li> <li>○従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社等のBCP(事業継続計画)の作成・点検を進めてください。</li> </ul>	

<sup>7</sup>

### 飲食店等の皆様へのお願い

重点措置区域(山形市、天童市、米沢市、高岡町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町)		重点措置区域以外
(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)		(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)
期間	山形市、庄内地域2市3町：1月27日(木)から2月20日(日)まで 米沢市、高岡町：2月3日(木)から2月20日(日)まで 天童市：2月9日(水)から2月20日(日)まで	
対象	①飲食店(宅配・テイクアウトサービスは除く) ②遊興施設(スナック、カラオケ店等)、結婚式場等 →①、②のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	
要請内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>営業時間の短縮要請 【認証施設】 営業時間を午前5時から午後9時まで(※)としてください。(酒類の提供は可) 協力金：4～11万円/日 ※通常の閉店時間が午後8時を超えて午後9時までの認証施設は、営業時間を午前5時から午後8時までとしてください。(1月28日(金)から) 【非認証施設】 営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類の提供を行わないでください。 (利用者の待込を含む。) 協力金：3～10万円/日 ※大企業の場合：1日当たりの売上減少額の40%(上限20万円) ※中小企業もこの計算方法を選択可</li> <li>利用者の人数制限(対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用なし) 1テーブル4人以内にしてください。</li> </ol>	

<sup>8</sup>

## 資料9 緊急対策等における協力要請

### イベント主催者等の皆様へのお願い (県内全域共通) (特措法第24条第9項)

次の人数上限に沿ったイベントの開催をお願いします。

収容定員	大声なし	大声あり
1万人超	5,000人まで ※ 感染防止安全計画を 策定した場合、2万人まで	収容定員の 半分まで (上限5,000人)
5,000人超 ～1万人	5,000人まで ※ 感染防止安全計画を策定 した場合、収容定員まで	
5,000人以下	収容定員まで	

※ 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること

※ 対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用なし

※ 1月28日までを周知期間とし、1月28日までに販売されたチケットに限り、上記要件を適用せず、キャンセルは不要

9

### 大規模集客施設(1,000m<sup>2</sup>超)へのお願い (重点措置区域) (特措法第31条の6第1項)

期間	1月27日(木)から2月20日(日)まで
対象施設	<p>次の施設のうち、<b>床面積1,000m<sup>2</sup>を超える施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>劇場等：劇場、観覧場、映画館等</li> <li>集会場等：集会場、公会堂、展示場、展示場、貴会議室、文化会館等</li> <li>ホテル等：ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る)</li> <li>運動施設及び遊技場：体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バドミントン練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スノーッククラブ、ヨカスタジオ、テーマパーク、遊園地等</li> <li>博物館等：博物館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等</li> <li>遊技場：マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等</li> <li>遊興施設：漫遊喫茶、個室ビデオ店等</li> <li>物品販売業を営む店舗：大規模小売店、ショッピングセンター等</li> <li>サービス業を営む店舗：スーパー銭湯、ネイルサロン等</li> </ul>
要請内容	<p>次の感染防止対策の徹底をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入場をする者の整理等</li> <li>入場をする者に対するマスクの着用の周知</li> <li>感染防止措置を実施しない者の入場の禁止</li> <li>会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul>

10

### その他

県有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点措置区域の県有施設の開館時間の短縮や休館等を実施</li> </ul>
やまがた冬割キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>山形県民は、重点措置区域の県民及び重点措置区域の宿泊割引のみ停止</li> <li>隣県の県民割については、県内での宿泊割引を停止</li> <li>いずれも1月27日以降予約停止、2月2日以降割引停止 (米沢市民、高畠町民及び同市町内の宿泊割引は、2月3日以降予約停止、2月9日以降割引停止)</li> <li>天童市民及び同市内の宿泊割引は、2月9日以降予約停止、2月15日以降割引停止)</li> </ul>

11

# 山形県 再拡大(リバウンド)防止 特別対策期間

令和4年2月21日(月)～3月6日(日)

## 再拡大(リバウンド)防止特別対策の基本的な考え方

- ✓ まん延防止等重点措置終了後の感染の再拡大(リバウンド)を防ぐため、県内全域で感染防止対策を実施
- ✓ 第6波でクラスターが多数確認された保育施設や学校、高齢者施設等の感染防止対策を補強
- ✓ 県内の感染状況・オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策を追加
- ✓ 感染状況を注視しながら、感染対策と経済回復の両立を図るため、経済活動の制限に係る要請内容等を見直し  
(飲食店への営業時間短縮要請終了、冬割キャンペーンの全県再開)
- ✓ 高齢者施設等における接種促進やエッセンシャルワーカーの優先接種など、ワクチンの3回目接種を加速

## 県民の皆様へのお願い

### 協力要請の内容 (特措法第24条第9項)

- |        |   |
|--------|---|
| 外出・移動  | ○ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は控えてください。   |
| 県外への往来 | ○ 不要不急の往来は控えてください。※ビジネス、通学、通院、受験等は除く。<br>○ 移動する場合は、移動先の感染状況の把握に努め、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後に無料のPCR等検査を活用するなど、「うつらない」、「うつさない」行動を徹底してください。   |
| 会食     | ○ 1グループの人数制限はありませんが、1テーブル4人以下で感染防止対策を徹底して行ってください。※結婚式など冠婚葬祭を含む<br>○ お酌はせず、長時間にならないようにしてください。<br>○ 職場での昼食や休憩中の飲食等を含め、黙食を基本とし、会話をする際は、マスクの着用を徹底してください。<br>○ 都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。 |

## 県民の皆様へのお願い

### 協力要請の内容 (特措法第24条第9項)

- |         |  |
|---------|--|
| 感染防止対策等 | ○ 不織布マスクの着用や、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密(密閉、密集、密接の全てを避ける)、換気の励行など基本的な感染防止対策を徹底してください。<br>○ 家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめな手洗いをを行い、家族間の感染防止対策を徹底してください。<br>○ ワクチンの効果は、時間の経過とともに低下してきます。ご自身のためにも、できるだけ早く3回目の接種を受けていただくようお願いいたします。<br>○ 発熱・咳など、少しでも体調が悪い場合は、外出や移動を控え、事前に医療機関に連絡し、受診してください。<br>○ 無症状でも感染に対する不安を感じる場合は、無料のPCR等検査を受けてください。 |
|---------|--|

## 資料9 緊急対策等における協力要請

<h3>学校等へのお願い</h3>	<p>協力要請の内容 (特措法第24条第9項)</p> <p><b>依然、若年層に感染者が多発していることから、「県内全域・短期集中」で感染防止対策を改めて徹底・強化</b></p> <p>○ <b>原則、活動を自粛</b> (全国大会出場を除く) ただし、各地域の感染状況によっては、学校医等の助言を得た上で、一定の制約のもと活動を可能とする。(自校内の活動、土日祝日の活動を停止、マスクを着用してできる活動に限定 など) (※ワクチン未接種の児童が多い小学校において、クラスターが多発していることから、スポーツ少年団活動については活動停止を要請)</p> <p>○ <b>校外活動を実施するにあたっては、感染防止対策を徹底</b> ※県外への移動は自粛</p> <p>○ <b>感染のリスクが高い学習活動は停止</b> (合唱やリコーダー演奏、近距離で組み合う運動 など)</p> <p>○ <b>登校前の健康観察の徹底を改めて周知</b> (風邪症状等がある場合、登校を控え医療機関の受診を促す) ※特に、オミクロン株の特性を踏まえ、熱はなくとも咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある場合は、登校を控えることを徹底</p>
<p>県立学校</p>	<p>部活動等</p> <p>学習活動</p>

<h3>学校等へのお願い</h3>	<p>協力要請の内容 (特措法第24条第9項)</p> <p>○ 学生や教職員等に対し、飲食を伴う行事等を開催する場合は、都道府県の認証施設などの感染防止対策が講じられた施設を利用し、短時間の開催とし、会話をする際はマスク着用を徹底するよう求めてください。</p> <p>○ 部活動やサークル活動、課外活動、学生寮における感染防止対策等について、学生や教職員等に注意喚起を徹底してください。特に、部活動等における感染リスクの高い活動については、制限又は自粛を検討してください。</p> <p>○ 学内での行事は、人と人との間隔を十分に確保するなど、適切な開催方法を検討してください。</p> <p>○ 感染防止対策の徹底と面接授業・遠隔授業の効果的活用等により、学生の学修機会を確保してください。</p> <p>○ 学生や職員の方は早めに3回目のワクチン接種を受けてください。</p>
<p>大学等</p>	<p>7</p>

<h3>学校等へのお願い</h3>	<p>協力要請の内容 (特措法第24条第9項)</p> <p>○ 登下校時もマスク着用を徹底</p> <p>○ 換気対策の徹底 (改めて室内のCO<sub>2</sub>濃度・室温の変化を測定、換気方法を改善)</p> <p>○ 学校等での給食や昼食は黙食を基本とし、会話をする時はマスク着用を徹底</p> <p>○ 地域の感染状況を踏まえ、時差登校やオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態の実施を検討</p> <p>○ 受験等で県外に移動する場合、無料のPCR等検査の活用を推奨</p> <p>○ 教職員の3回目のワクチン接種を積極的に促進</p> <p>○ 感染者・濃厚接触者が発生した際は、 ・ 学校長が一時的な学校閉鎖などをした上で「新型コロナウイルス対策学校等支援タスクフォース」等の助言を受け、速やかに休業等の対応を実施 ・ 児童生徒の学びの保障に配慮し、オンライン学習を推進、時差登校等 を検討</p> <p>※ 小中学校等市町村立学校や私立学校についても、同様の対応を要請</p>
<p>県立学校</p>	<p>保育所 認定こども園 幼稚園等</p>

<h3>保育所や保護者の皆様等へのお願い</h3>	<p>協力要請の内容 (特措法第24条第9項)</p> <p>○ 県独自の「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を参照し、感染防止対策を徹底してください。</p> <p>○ 保健衛生用品等の購入に係る補助を活用してください。</p> <p>○ 感染の早期発見や事業継続に向けて、保育所等に配布している抗原定性検査キットやPCR検査キットを活用してください。</p> <p>○ 感染リスクが高い活動避けるとともに、児童をできるだけ少数グループ一づつに分割するなど、感染を広げない形で保育等を実施してください。</p> <p>○ 保護者が参加する行事の延期等を含めて、大人数での行事は自粛してください。</p>
<p>8</p>	<p>8</p>

## 資料9 緊急対策等における協力要請

### 保育所や保護者の皆様等へのお願ひ

#### 協力要請の内容 (特措法第24条第9項)

- 毎日、登園前にお子さんの健康観察（発熱、のどの痛み、鼻水などの風邪症状の有無の確認）を必ず行ってください。
- 発熱等の症状がある場合は登園を避けてください。
- 家庭内や周囲の方の発熱や呼吸器症状など健康状態にも留意してください。
- お子さんや御家族に気になることがある場合は保育所等に連絡してください。
- 保育所等での感染拡大防止に向け、市町村や園からの感染防止対策の要請・依頼について、御理解と御協力をお願いします。
- 社会機能を維持するため、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所するようお願いします。
- 臨時休園の判断を行うにあたっては、保育の必要な方に対する保育が継続して実施されるよう配慮（代替保育等）をお願いします。
- 保育士等への3回目ワクチン優先接種に御配慮をお願いします。

保護者

市町村

### 高齢者施設・障がい者施設へのお願ひ

#### 協力要請の内容 (特措法第24条第9項)

- 換気、マスクの着用、消毒等、厚生労働省が策定した「介護現場における感染対策の手引き」、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等に基づく対応を徹底してください。  
※エチケットを提供しますので活用してください。
- 複合型施設では、施設入所者と通所サービス利用者の動線を可能な限り分離する、入所系職員と訪問・通所系職員とで休憩室利用時間を分離するなど、感染リスクを極力減らしてください。
- 利用者や従事者に感染者が発生した場合に備え、BCP（業務継続計画）及び初動対応を再確認するとともに、必要物資の備蓄に務めてください。
- 利用者や従事者の方は早めに3回目のワクチン接種を受けてください。

#### <施設内で感染者が確認された場合の支援>

- 抗原定性検査キット等による感染者の早期探知
- 感染症専門班（医師・認定看護師）の介入による感染拡大防止指導
- 職員が不足した場合の相互応援ネットワークの活用

高齢者施設・障がい者施設

### 事業者の皆様へのお願ひ

#### 協力要請の内容 (特措法第24条第9項)

- 業種別の感染拡大予防ガイドライン遵守を徹底してください。
- 就業前の健康チェックなど、従業員の健康管理を徹底してください。
- テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減など、人との接触を低減する取組みを進めてください。
- ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、洗面所などの共用部分をこまめに消毒してください。
- 体調が優れない方や、妊婦、子どもの養育等が必要な方への休暇取得や在宅勤務（テレワーク）、時差出勤などの就業上の配慮を行ってください。
- 従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社のBCP（事業継続計画）の作成・点検を進めてください。
- 厚生労働省の「小学校休業等対応助成金」を活用するなどして、子どもが登校・登園できない場合に従業員が安心して休暇を取得できる環境を整えてください。
- 従業員の方へ3回目のワクチン接種をできるだけ早く受けよう促してください。

感染防止対策等

### イベント主催者等の皆様へのお願ひ (特措法第24条第9項)

次の人数上限に沿ったイベントの開催をお願いします。

収容定員	大声なし	大声あり
1万人超	収容定員の半分以上 ※ 感染防止安全計画を策定した場合、収容定員まで	収容定員の半分以上
5,000人超 ～1万人	5,000人まで ※ 感染防止安全計画を策定した場合、収容定員まで	
5,000人以下	収容定員まで	

※ 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること

その他の対策

ワクチン接種 (一部再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村と連携し、高齢者施設等の利用者及び従事者に対するワクチンの3回目接種を速やかに実施</li> <li>○教職員、保育士、警察官、消防職員など、地域における社会機能を維持するために必要な事業に従事する者に対する優先的なワクチンの3回目接種を推進</li> </ul>
県有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県有施設の臨時休館や利用制限等を実施</li> </ul>
やまがた冬割 キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2月21日(月)以降は、全ての区域の宿泊割引を再開</li> <li>○なお、旅のイチョケットを守りながら、感染防止対策を徹底</li> <li>○隣県の県民割については、当面の間、停止</li> </ul>

13

# クラスター抑制 重点対策

実施期間 令和4年3月7日(月)～3月21日(月)

1

## 主な取組項目

- 1 ワクチン接種の加速
- 2 県で高齢者施設等を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認
- 3 県で保育施設等を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認
- 4 学校における手エクリストを活用した感染防止対策の実施状況の確認

2

## 資料9 緊急対策等における協力要請

### ワクチン接種の加速

- 大規模接種事業により、希望する方への3回目のワクチン接種を推進
- 市町村と連携し、高齢者施設等の利用者及び従事者に対するワクチンの3回目接種を速やかに実施
- 教職員、保育士、警察官、消防職員など、地域における社会機能を維持するために必要な事業に従事する者に対する優先的なワクチンの3回目接種を推進

### クラスター対策の強化

高齢者施設 障がい者施設	○県がいくつかの高齢者施設等を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認するとともに、併せて、現場における感染防止対策に関する課題の聞き取りを実施
保育所 認定こども園 幼稚園等	○県が保育施設等を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認するとともに、併せて、現場における感染防止対策に関する課題の聞き取りを実施
学校	○日々の感染防止対策の徹底を図るための体制を強化 ・毎日、担任教員がチェックリストにより対策の実施を確認、その結果を管理職に報告

### チラシを活用した職場・家庭内等での注意喚起

- 下記チラシを活用し、感染防止対策の徹底を周知



### 県民の皆様へのお願い

	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
外出 移動	○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は避けてください。 ○まん延防止等重点措置の対象地域などの感染拡大地域との不要不急の往来は慎重に判断してください。※ビジネス、通学、通院、受験等は除く。 ○移動する場合は、移動先の感染状況の把握に努め、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後に無料のPCR等検査を活用するなど、「うつらない」、「うつさない」行動を徹底してください。
県外との往来	○1グループの人数制限はありませんが、1テークブル4人以下で感染防止対策を徹底して行ってください。※結婚式など冠婚葬祭を含む
会食	○お酌はせず、長時間にならないようにしてください。 ○職場での昼食や休憩中の飲食等を含め、黙食を基本とし、会話をする際は、マスクの着用を徹底してください。 ○都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。

### 県民の皆様へのお願い

	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
感染防止対策等	○不織布マスクの着用や、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、換気の励行など基本的な感染防止対策を徹底してください。 ○家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめな手洗いや行い、家族間の感染防止対策を徹底してください。 ○ワクチンの効果は、時間の経過とともに低下してきます。ご自身のためにも、できるだけ早く3回目の接種を受けていただくようお願いいたします。また、5歳から11歳の子どものワクチン接種については、政府や自治体から発信される正しい情報をもとにご確認ください。 ○発熱・咳など、少しでも体調が悪い場合は、外出や移動を控え、事前に医療機関に連絡し、受診してください。 ○無症状でも感染に対する不安を感じる場合は、無料のPCR等検査を受けてください。



## 資料9 緊急対策等における協力要請

学校等へのお願い	
	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
	<b>依然、若年層に感染者が多発していることから、引き続き、日々の感染防止対策を徹底</b>
学習活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染のリスクが高い学習活動は停止 (合唱やリコーダー演奏、近距離で組み合う運動 など)</li> <li>○ 校外活動の実施の際は、感染防止対策を徹底 ※県外への移動は自粛</li> </ul>
部活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自校内で平日週4日、1日90分以内の活動、土日祝日の活動停止、マスクを着用してできる活動に限る</li> </ul>
県立学校	<p>ただし、5日間※感染者が確認されていない学校に限り活動可</p> <p>(ワクチン未接種の見直しが多い小学校において、クラスターが多発していることから、スポーツ少年団活動については活動停止の要請を継続)</p> <p>※文科省が目安とする学級閉鎖期間、土日を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登校前の健康観察の徹底 (風邪症状等がある場合、登校を控え医療機関の受診を促す)           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 特に、オミクロン株の特性を踏まえ、熱はなくとも咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある場合は、登校を控えることを徹底</li> </ul> </li> <li>○ 登下校時もマスク着用を徹底</li> </ul>

学校等へのお願い	
	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>毎日、担任教員がチエックリストで対策の実施を確認、管理職に報告</b></li> <li>○ 換気対策の徹底 (改めて室内のCO<sub>2</sub>濃度・室温の変化を測定、換気方法を改善)</li> <li>○ 学校等での給食や昼食は黙食を基本とし、会話をする時はマスク着用を徹底</li> <li>○ 地域の感染状況等を踏まえ、時差登校やオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態の実施を検討</li> <li>○ 受験等で県外に移動する場合、無料のPCR等検査の活用を推奨</li> <li>○ 教職員の3回目のワクチン接種を積極的に促進</li> <li>○ 感染者・濃厚接触者が発生した際は、           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校長が一時的な学校閉鎖などをして「新型コロナウイルス対策学校等支援タスクフォース」等の助言を受け、速やかに休業等の対応を実施</li> <li>・ 児童生徒の学びの保障に配慮し、オンライン学習を推進、時差登校等を検討</li> </ul> </li> </ul>
県立学校	<p>※ 小中学校等市町村立学校や私立学校についても、同様の対応を要請</p>

学校等へのお願い	
	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生や教職員等に対し、飲食を伴う行事等を開催する場合は、都道府県の認証施設などの感染防止対策が講じられた施設を利用し、短時間の開催とし、会話をする際はマスク着用を徹底するよう求めてください。</li> <li>○ 部活動やサークル活動、課外活動、学生寮における感染防止対策等について、学生や教職員等に注意喚起を徹底してください。特に、部活動等における感染リスクの高い活動については、制限又は自粛を検討してください。</li> <li>○ 学内での行事は、人と人との間隔を十分に確保するなど、適切な開催方法を検討してください。</li> <li>○ 感染防止対策の徹底と面接授業・遠隔授業の効果的活用等により、学生の学修機会を確保してください。</li> <li>○ 学生や職員の方は早めに3回目のワクチン接種を受けてください。</li> </ul>
大学等	

保育所や保護者の皆様等へのお願い	
	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県独自の「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を参照し、感染防止対策を徹底してください。</li> <li>○ 保健衛生用品等の購入に係る補助を活用してください。</li> <li>○ 感染の早期発見や事業継続に向けて、保育所等に配布している抗原定性検査キットやPCR検査キットを活用してください。</li> <li>○ 感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少数グループに分割するなど、感染を広げない形で保育等を実践してください。</li> <li>○ 保護者が参加する行事の延期等を含めて、大人数での行事は自粛してください。</li> </ul>
保育所 認定こども園 幼稚園等	

## 資料9 緊急対策等における協力要請

### 保育所や保護者の皆様等へのお願い

	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎日、登園前にお子さんの健康観察（発熱、のどの痛み、鼻水などの風邪症状の有無の確認）を必ず行ってください。</li> <li>○発熱等の症状がある場合は登園を避けてください。</li> <li>○家庭内や周囲の方の発熱や呼吸器症状など健康状態にも留意してください。</li> <li>○お子さんや御家族に気になることがある場合は保育所等に連絡してください。</li> <li>○保育所等での感染拡大防止に向け、市町村や園からの感染防止対策の要請・依頼について、御理解と御協力をお願いします。</li> <li>○社会機能を維持するため、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所するようお願いします。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○臨時休園の判断を行うにあたっては、保育の必要な方に対する保育が継続して実施されるよう配慮（代替保育等）をお願いします。</li> <li>○保育士等への3回目ワクチン優先接種に御配慮をお願いします。</li> </ul>

### 高齢者施設・障がい者施設へのお願い

	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
高齢者施設 障がい者施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○換気、マスクの着用、消毒等、厚生労働省が策定した「介護現場における感染対策の手引き」、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等に基づき対応を徹底してください。</li> <li>※<b>チェックリストを提供しますので活用してください。</b></li> <li>○複合型施設では、施設入所者と通所サービス利用者の動線を可能な限り分離する、入所系職員と訪問・通所系職員とで休憩室利用時間を分離するなど、感染リスクを極力減らしてください。</li> <li>○利用者や従事者に感染者が発生した場合に備え、BCP（業務継続計画）及び初動対応を再確認するとともに、必要物資の備蓄に務めてください。</li> <li>○利用者や従事者の方は早めに3回目のワクチン接種を受けてください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>&lt;施設内で感染者が確認された場合の支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○抗原定性検査キット等による感染者の早期探知</li> <li>○感染症専門班（医師・認定看護師）の介入による感染拡大防止指導</li> <li>○職員が不足した場合の相互応援ネットワークの活用</li> </ul> </div>

### 事業者の皆様へのお願い

	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
感染防止対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業種別の感染拡大予防ガイドライン遵守を徹底してください。</li> <li>○就業前の健康チェックなど、従業員の健康管理を徹底してください。</li> <li>○テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減など、人との接触を低減する取組みを進めてください。</li> <li>○ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、洗面所などの共用部分をこまめに消毒してください。</li> <li>○体調が優れない方や、妊婦、子どもの養育等が必要な方への休暇取得や在宅勤務（テレワーク）、時差出勤などの就業上の配慮を行ってください。</li> <li>○従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社のBCP（事業継続計画）の作成・点検を進めてください。</li> <li>○厚生労働省の「小学校休業等対応助成金」を活用するなどして、子どもが登校・登園できない場合に従業員が安心して休暇を取得できる環境を整えてください。</li> <li>○従業員の方へ3回目のワクチン接種をできるだけ早く受けるよう促してください。</li> </ul>

### その他の対策

県有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県有施設の臨時休館や利用制限等は<b>3月6日終了</b></li> </ul>
やまがた冬割 キャンペーン (3/31まで延長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旅のチケットを守りながら、感染防止対策を徹底</li> <li>○隣県の県民割については、当面の間、停止</li> </ul>

## 資料10 全国知事会を通じた政府への要望状況

No	年月日	要望内容
1	令和2年2月5日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言
2	令和2年2月21日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言
3	令和2年3月5日	新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言
4	令和2年3月5日	新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言
5	令和2年3月5日	新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言
6	令和2年3月18日	改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言
7	令和2年3月18日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言
8	令和2年3月18日	新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望
9	令和2年3月24日	新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について
10	令和2年3月25日	新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言
11	令和2年3月25日	新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について（地方三団体）
12	令和2年3月30日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定に向けた緊急要請
13	令和2年4月2日	全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部からの提言
14	令和2年4月8日	「緊急事態宣言」を受けての緊急提言
15	令和2年4月17日	全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けての緊急提言
16	令和2年4月23日	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言
17	令和2年4月30日	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言
18	令和2年5月5日	緊急事態宣言の期間延長を受けて（提言）
19	令和2年5月13日	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言
20	令和2年5月13日	雇用調整助成金等に係る緊急提言
21	令和2年5月20日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「飛躍的増額」に向けた緊急提言
22	令和2年5月22日	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言
23	令和2年5月25日	新型コロナウイルス感染症に伴う更なる地域経済対策に向けた緊急提言
24	令和2年5月28日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急申し入れ
25	令和2年7月19日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

## 資料10 全国知事会を通じた政府への要望状況

No	年月日	要望内容
26	令和2年8月8日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言
27	令和2年9月26日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言
28	令和2年11月5日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言
29	令和2年11月23日	新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言
30	令和2年12月20日	新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言
31	令和3年1月9日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言
32	令和3年1月14日	新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急提言
33	令和3年2月6日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長を受けた緊急提言
34	令和3年2月22日	「新型コロナウイルス」ワクチン接種の進め方について（緊急提言）
35	令和3年2月22日	「新型コロナウイルス」ワクチン接種の進め方について（緊急提言）（地方三団体）
36	令和3年2月27日	今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言
37	令和3年3月20日	緊急事態宣言解除を受けた今後の対策に係る緊急提言
38	令和3年4月4日	第4波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言
39	令和3年4月12日	第4波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言
40	令和3年4月19日	第4波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言
41	令和3年4月24日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言
42	令和3年5月10日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更・期間延長等を受けた緊急提言
43	令和3年5月29日	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長を受けた緊急提言
44	令和3年6月19日	9都道府県の緊急事態宣言の解除等を受けた緊急提言
45	令和3年7月11日	緊急事態宣言の再発出等を受けた緊急提言
46	令和3年8月1日	全国的な感染再拡大を受けた緊急提言
47	令和3年8月20日	全国的な爆発的感染拡大を突破するための緊急提言
48	令和3年9月11日	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長を受けた緊急提言
49	令和3年10月2日	緊急事態宣言等の解除を受けた緊急提言
50	令和3年11月21日	第6波への備えと日常生活の回復に向けた緊急提言
51	令和3年11月30日	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に係る子育て世帯への臨時特別給付（仮称）について（地方三団体）

## 資料10 全国知事会を通じた政府への要望状況

No	年月日	要望内容
52	令和3年12月27日	オミクロン株の感染拡大防止に向けた緊急提言
53	令和4年1月6日	全国的な感染再拡大の防止について
54	令和4年1月12日	全国的な感染急拡大を受けた緊急提言
55	令和4年1月21日	オミクロン株の特性を踏まえた感染対策の確立について
56	令和4年1月28日	爆発的感染拡大を抑え「暮らし」・「健康」を守るための緊急提言
57	令和4年2月15日	全国的な感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言
58	令和4年3月4日	全国的な感染拡大の長期化を受けた緊急提言
59	令和4年3月23日	まん延防止等重点措置の解除を受けた緊急提言
60	令和4年3月31日	12歳以上17歳以下の者への新型コロナウイルス3回目接種に向けたファイザー社製ワクチンの確保に関する緊急提言
61	令和4年4月26日	感染再拡大の抑制と社会経済活動の面立に向けた緊急提言
62	令和4年6月21日	次の感染症危機への備えについて
63	令和4年7月12日	新たな変異株の感染拡大防止に向けた緊急提言
64	令和4年7月28日	新たな変異株の感染急拡大に対する緊急建議
65	令和4年7月29日	新たな変異株の感染拡大防止に向けた緊急提言
66	令和4年8月2日	感染者の全数把握に代わる仕組みを求める緊急申し入れ（日本医師会と共同）
67	令和4年8月23日	現下の爆発的感染拡大に対応するための緊急声明
68	令和4年9月1日	BA.5系統等による感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言
69	令和4年9月30日	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の取扱いについて
70	令和4年11月17日	現在拡大しつつある感染の抑制に向けた緊急提言
71	令和4年12月23日	新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けについて
72	令和4年12月23日	第8波の感染拡大を早期に抑制するための緊急提言
73	令和5年1月24日	新型コロナウイルス感染症の位置付け見直しに向けた国と地方の協議について
74	令和5年2月8日	新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更について（日本医師会と共同）
75	令和5年3月14日	新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について
76	令和5年4月26日	新型コロナウイルス感染症の位置付け変更に係る対応に向けて
77	令和5年7月25日	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の課題等に関する提言
78	令和5年8月30日	10月以降の入院患者受入体制及び患者等に対する公費支援の取扱いについて

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

予算年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
予算額 (百万円)	107,938	124,824	114,385	91,349	438,496

※予算額は各年度の最終予算額のうちコロナ関係事業に要する額の総額を計上（令和5年度は6月補正後の額）

《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和2年度 4月補正	<p>県立病院等の資機材、医療機器等の整備                      医療機関、高齢者施設等に対する手指消毒用エタノールの供給                      PCR検査体制の強化（検査機器の設置及び保険適用自己負担分の公費負担）                      患者増に備えた病床等の確保や入院医療費の公費負担                      商工業振興資金の拡充（政府による全国一律の無利子融資制度の創設による利子補給の追加）                      山形牛等を小中学校等に無償提供                      県立学校への無線LANの整備等                      生活福祉資金の特例貸付への対応                      家計急変世帯の教育費負担の軽減                      住居を失うおそれのある生活困窮者等への家賃支援                      県管理施設への体表温度測定器の設置                      新型コロナウイルス受診相談センターの回線増設と一般相談用コールセンターの新設                      県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動・検温                      県内企業製布マスクの児童施設や妊婦（里帰り含む）等への配布（計20万枚）                      「県民総活躍で愛のマスク運動」の展開                      商工業振興資金の拡充（無利子融資枠の拡大）                      県内事業者に対する緊急経営改善支援金                      雇用調整助成金への県単独上乘せ                      社会保険労務士を活用した雇用調整助成金の申請手続きの支援                      観光消費喚起に向けたキャンペーン事業の展開（県民県内お出かけキャンペーン、県民泊まって応援キャンペーン）                      がんばる商店街緊急応援事業の展開（消費喚起策に積極的に取り組む商店街を支援）                      県産さくらんぼ・山形牛・花き等の需要喚起・販売促進に向けた支援</p>	427 219 81 5,519 297 270 367 312 18 10 9 167 既決予算対応 既決予算対応 1 19,812 1,111 1,917 10 368 93 16
令和2年度 6月補正	<p>医療従事者に対する特殊勤務手当の支給                      避難所における感染症対策物資の備蓄支援                      介護施設における感染症対策物資の備蓄</p>	224 98 3

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

予算区分	主な取組み	単位：百万円	予算(補正)額
令和2年度 6月補正	<p>感謝のガウン県民運動の展開</p> <p>新・生活様式の普及啓発（のぼり旗、新型コロナウイルス対策宣言店木製プレート設置）</p> <p>新・生活様式に対応する事業者の設備投資等への支援</p> <p>事業者の職場環境オンライン化支援</p> <p>事業者の空調設備等更新支援</p> <p>新・生活様式に対応した観光事業者向け研修の実施</p> <p>県立・私立高校のオンライン学習に向けた端末等整備</p> <p>県立・私立高校のエアコンの段階的な整備</p> <p>小学校における社会科見学の3密対策等への支援</p> <p>県庁における職場環境オンライン化推進</p> <p>雇用調整助成金の申請代行支援、相談窓口の延長</p> <p>県外からの移住等による事業承継・雇用継続奨励金</p> <p>さくらんぼ緊急価格安定対策</p> <p>花き農家の種苗経費補助</p> <p>肥育農家の経営安定支援（牛マルキンの上乗せ）</p> <p>漁業者支援（資材費補助、県産水産物を小中学校等給食に無償提供）</p> <p>飲食店、小売店、生活関連サービス等消費応援クーポン</p> <p>第2弾観光消費喚起に向けたキャンペーン事業（県民泊まって元気キャンペーン、「バス・タク旅」やまがた巡り事業）</p> <p>商工業振興資金の拡充（無利子融資枠の拡大）</p> <p>わくわく「やまがたの山」自然体験ツアーの展開</p> <p>山形空港及び庄内空港の利用回復・再生</p> <p>県内・県外の学生や県内留學生への支援</p> <p>医療従事者等への感謝と応援の気持ちを伝えるライトアップ、訪問演奏〔山形県新型コロナウイルス対策応援金活用〕</p> <p>生活困窮者への食の支援〔山形県新型コロナウイルス対策応援金活用〕</p> <p>解雇・雇止めされた労働者への生活支援〔山形県新型コロナウイルス対策応援金活用〕</p> <p>新型コロナウイルス対応従事者への慰労金給付（医療機関等・社会福祉施設等・児童関係施設）</p> <p>県からの空床確保要請対象医療機関への空床補償</p> <p>医療機関等における感染拡大防止対策等への支援</p> <p>県立病院等における新型コロナウイルスへの対応で生じた減収への支援</p> <p>帰宅困難な医療従事者のための宿泊支援</p> <p>県内医療機関でのオンライン診療導入への支援</p> <p>福祉事業所における感染症対策物品や事業継続支援</p> <p>保育所等への感染症対応支援（マスクや消毒液等の購入支援）</p> <p>「ひとり親世帯臨時特別給付金」の給付</p> <p>出産前（里帰り出産含む）のPCR検査費用等の支援</p>		<p>2</p> <p>既決予算対応</p> <p>2,076</p> <p>153</p> <p>15</p> <p>5</p> <p>151</p> <p>860</p> <p>20</p> <p>80</p> <p>51</p> <p>36</p> <p>501</p> <p>87</p> <p>45</p> <p>96</p> <p>1,563</p> <p>1,083</p> <p>28,377</p> <p>24</p> <p>20</p> <p>147</p> <p>6</p> <p>24</p> <p>14</p> <p>5,791</p> <p>4,064</p> <p>3,704</p> <p>2,694</p> <p>86</p> <p>20</p> <p>2,711</p> <p>453</p> <p>176</p> <p>111</p>

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和2年度 6月補正	生活福祉資金の特例貸付に係る資金増額 難病患者への県産マスク配布 児童養護施設の入所児童を対象とした農業体験 学習指導員の配置(全ての小・中・高) スクール・サポート・スタッフの配置(全ての小・中・特支) 学校における感染症対策、児童生徒の学習保障への支援 高校生等奨学給付金の追加給付(オンライン学習への支援) 県内大学生等を対象とした合同企業面接会の実施 県内企業のオンライン等を活用した採用活動支援 民間医療機関に対する支援金の給付	107 13 既決予算対応 1,093 464 189 33 3 3 434
令和2年度 9月補正	県からの空床確保要請医療機関への空床補償(単価の改正等) 陰性化した患者を受け入れる医療機関への空床補償 介護施設への簡易陰圧装置や介護ロボット等の導入の支援 QRコードを利用した感染者発生通知システムの導入 新・生活様式対応事業者への設備投資等支援の拡充 新・生活様式に対応する住宅リフォームへの支援 地域生活交通事業者への交通系ICカードの導入支援 海外の生産拠点を県内へ移転・整備する企業等への支援 地域の移動手段確保のための地域生活交通事業者(バス・タクシー)支援 移住者及びコロナ関連失業者の就業環境整備促進 県内市町村における地域おこし協力隊の円滑な着任に向けた支援 雇用調整助成金の特例措置の延長に伴う助成金利用促進に向けた支援(社会保険労務士による無料相談及び申請代行支援の延長、助成金への県単上乗せ) 商工業振興資金の融資枠(政府による全国一律の無利子融資)の拡充 農産物や県産品等のeコマースによる販路拡大への支援 住宅産業及び木材産業の活性化に向けた住宅の新築への支援 コロナに負けない!結婚・妊娠・子育てポジティブキャンペーン(結婚する者への応援、妊娠・出産に対する不安解消、新生児に対する応援金) ひとり親世帯に対する県単独自の応援金 就労継続支援B型事業所を利用する障がいのある方への支援金 難病患者や医療的ケア児、ひとり親世帯への県産マスクの配布 生活困窮者等に食料を提供するフードバンクの活動への支援(山形県新型コロナウイルス対策応援金活用) 解雇や止められた労働者への給付金の追加(山形県新型コロナウイルス対策応援金活用) 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた高齢者や妊婦等に対するインフルエンザワクチン接種費用の助成	2,844 27 315 2 198 51 570 500 133 99 5 47  4,762 10 51 318 225 16 31 2 11 260



## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和2年度 12月補正	解雇や雇止めされた労働者への給付金の追加〔山形県新型コロナウイルス対策応援金活用〕 売上が減少した夜間営業の飲食店等への給付金 「ひとり親世帯臨時特別給付金」の追加給付 自宅療養者に対する食事等の無料提供	35 710 106 1
令和2年度 2月補正	売上が減少した夜間営業の飲食店等への給付金の追加	370

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和3年度 当初予算	<p>出産費用軽減のための「出産支援給付金」の創設 0～2歳児の保育料の段階的な無償化(R3は世帯年収470万円未満まで) 女性非正規雇用労働者の賃金引上げ及び正社員化促進による女性の賃金向上 デジタル授業を効果的に実施するための県立高校におけるICT機器整備等 ホストタウン等での新型コロナウイルス感染症対策やオリンピック期間中「東北ハウス」での情報発信 新型コロナウイルス接種体制の整備（コールセンターの設置、ワクチン流通調整等） 「山形県PCR自主検査センター」（河北病院）の設置・運用 要請医療機関や回復後受入医療機関への空床補償など入院医療提供体制の整備 新型コロナウイルスのPCR検査（保険適用）の自己負担分への公費負担 SNSを活用した相談支援体制の構築など総合的な自殺対策の拡充 ポストコロナに向けた中小企業のデジタル化などイノベーション創出支援 商工会・商工会議所による新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業等の経営指導の強化 観光需要回復に向けた「県民泊まって元気キャンペーン」の更なる展開 漁業就業希望者に対する就業準備への支援、新規独立漁業者の所得補償 県立学校におけるエアコン整備 R2実施の地域経済変動対策資金の預託及び利子、R2～R3の新型コロナウイルス感染症対応資金の預託及び利子 R2実施の地域経済変動対策資金の保証料</p>	108 927 120 195 347 64 131 12,908 601 33 146 8 175 19 566 68,115 834
令和3年度 4月補正	<p>低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金 営業時間短縮要請協力事業者への協力金 雇用調整助成金の特例措置の延長に伴う助成金利用促進に向けた支援の継続（社会保険労務士による無料相談及び申請代行支援の延長、助成金への県上乗せの継続） 県民の県内宿泊・日帰り旅行割引等キャンペーン 飲食店等の感染防止対策への県の認証制度の創設・実施 飲食店、宿泊業者への感染防止対策設備投資等支援 新型コロナウイルス変異株の検査機器（次世代シーケンサー）及び検査試薬の購入</p>	118 1,570 26 564 131 219 23

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和3年度 6月補正	<p>県内事業者に対する事業継続応援給付金 雇用調整助成金の特例措置の段階的縮減に対応した事業者支援（県単上乘せの拡充や申請代行支援の継続） 地域の移動手段確保のための地域生活交通事業者（バス、タクシー）支援 「県民泊まってお出かけキャンペーン」の延長（令和3年12月31日まで） 宿泊事業者におけるポストコロナに向けた施設改修や感染症対策への支援 第2弾消費応援クーポン事業（認証飲食店・小売店・生活関連サービス、文化芸術、プロスポーツ等の消費喚起） やまがた結婚応援事業等の展開 県産米の消費拡大支援 子どもたちの自然体験学習の促進（日帰りバスツアーの実施） 生活福祉資金の特例貸付期間延長への対応（コロナの影響を受けて休業・失業した方等への貸付原資の増額） 生活困窮者（生活福祉資金の特例貸付を受ける方）への県産米の提供 新型コロナウイルス感染者生活困窮者自立支援金の給付 不安を抱える女性に対する支援体制の強化（相談窓口、女性用品の提供等） 県内外の高等教育機関の学生に対する県産米カクタロギフトの提供 低所得のひとり親世帯に対する県産品カクタロギフトの導入 県立特別支援学校等へのセンサー式自動水栓等の導入 感染拡大に備えた検査体制等の強化（大規模クラスター発生時のPCR検査外部委託、専門人材バンクの活用） 山形県新型コロナウイルス対策認証制度における認証業務体制の充実・強化 障がい福祉サービスの施設等職員を対象とした抗原検査の実施 新型コロナウイルスワクチン大規模接種事業 木材価格高騰「ウッドショック」への緊急対応</p>	<p>2,761 203 172 2,836 731 868 58 38 7 930 51 23 15 125 106 237 68 52 11 142 31</p>
令和3年度 9月補正	<p>飲食関連事業者（飲食業・飲食料品卸売業・運送代行業）への家賃等支援 雇用調整助成金の特例措置の延長に伴う助成金利用促進に向けた支援（助成金の県単上乘せ、申請代行支援の継続） 中小企業・小規模事業者や組合等が行うデジタル化対応への支援 観光立寄施設が行う誘客促進策への支援 地域の移動手段確保のための地域交通事業者（バス・タクシー）への支援 飲食店が行うテイクアウト・デリバリー等の新サービス展開への支援 料亭文化及びやまがた舞子・酒田舞娘文化の維持継承等への支援 就労継続支援B型事業所を利用する障がいのある方への支援金の給付 「やまがたGoToEatキャンペーン」の期間延長への対応 住宅産業の活性化等に向けた住宅リフォーム支援の拡充 「やまがた文化応援キャンペーン」の対象拡充（「料亭・料理屋」の追加）</p>	<p>724 303 309 282 167 149 34 18 59 44 23</p>

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和3年度 9月補正	<p>学校給食への県産水産物の無償提供 段階的なインバウンド復活に向けた誘客プロモーションの展開 県内高等教育機関への留学生受入拡大のための留学オンラインフェア等の実施 「山形ふるさと観光検定」の創設 生活福祉資金の特例貸付期間延長への対応 解雇・雇止めされた方への応援金の給付 医療的ケア児、生活困窮世帯への県産不織布マスクの配布 ワクチン接種の促進（接種回数に応じた医療機関への支援等） 急激な感染拡大による病床逼迫時における酸素ステーションの設置 県立高等学校・特別支援学校高等部における1人1台端末の整備 新米を活用した観光需要喚起キャンペーン コロナ禍におけるUIターン就職促進等に向けた合同企業説明会等の開催</p>	<p>16 13 8 5 386 51 10 1,862 589 730 39 15</p>
令和3年度 12月補正	<p>県立病院等の医療機器等の整備 「ワクチン・検査パッケージ制度」の導入 庄内地域への山形県PCR自主検査センターの設置・運用 自宅療養者向けオンライン診療体制の構築への支援 年末に帰省される方々等に対する抗原検査キットの配布 生活福祉資金の特例貸付期間延長への対応 新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金の期間延長等への対応 夜間営業の飲食店等に対する飲食業等緊急支援給付金 やまがた冬割キャンペーン事業の展開</p>	<p>589 972 32 29 4 1,429 3 806 1,284</p>
令和3年度 2月補正	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 新型コロナウイルスワクチン大規模接種の実施 地域の移動手段確保のための地域交通事業者（バス・タクシー）への支援 中小企業・小規模事業者の経営力強化のための支援 外国人技能実習生等受入事業者への支援 やまがた冬割キャンペーンの増額 県版GoToトラベルキャンペーンの実施 漁業者への漁業継続応援給付金の支給</p>	<p>3,187 61 162 456 68 1,343 8,222 40</p>

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和4年度 当初予算	<p>0～2歳児の保育料無償化に向けた段階的な負担軽減や保育士確保の緊急支援                      出産費用軽減のための出産支援給付金の給付                      特定不妊治療費の医療保険適用（R4.4～）により生じる自己負担の一部への支援                      無料で授乳室等を利用できる「赤ちゃんほっと♡ステーション」の登録、設置促進等                      SNSを活用した結婚・結婚式の素晴らしさのPRや結婚を祝福するお祝いの贈呈                      保育、幼児教育、看護、介護等の施設従事者の処遇改善                      女性の賃金向上と県内定着促進のため、非正規雇用労働者の賃上げや正社員化を支援等                      郷土愛を育む地域資源の見学・体験ツアーやふるさとの魅力を再発見する学びの推進                      要請医療機関への空床補償や軽症者等宿泊療養施設の確保など医療提供体制の整備                      病床逼迫時における酸素ステーションの設置                      感染拡大傾向時等における無料のPCR等検査の実施                      ワクチンコールセンターの設置やワクチンの接種回数に応じた医療機関への支援等                      SNSを活用した相談支援など総合的な自殺対策の実施                      マイナバーカードの取得促進に向けた市町村の取組み（コンビニ交付等）への支援                      県産品の更なる販路拡大のためのWEBアテンション等の開設・運営                      ものづくり分野での生産性向上に向けたロボット等利活用人材の育成                      観光資源の認知度向上と誘客促進のための「山形県版ふるさと観光検定」の実施                      フリーアドレスやICT技術の活用による県庁の業務効率化・生産性の向上                      市町村が取り組む消費喚起に資するプレミアム商品券等の発行事業への支援                      農業者の収入保険加入の促進に向けた市町村と連携した掛金助成、研修会開催支援                      米価下落を踏まえた米粉の利用拡大の推進、転換作物の生産拡大への支援                      R2実施の地域経済変動対策資金の預託及び利子、R2～R3の新型コロナウイルス感染症対策対応資金の預託及び利子                      R2実施の地域経済変動対策資金の保証料</p>	<p>689                      375                      113                      7                      41                      1,930                      67                      14                      18,497                      1,095                      1,875                      455                      42                      109                      31                      87                      11                      69                      1,055                      27                      36                      62,157                      817</p>
令和4年度 6月補正	<p>原油価格・物価高騰の影響を受ける事業者に対する緊急支援給付金                      運送事業者の燃油価格高騰への支援                      地域の移動手段確保のための地域交通事業者への支援                      漁業者の燃油価格高騰への支援                      漁業者の資材価格高騰への支援                      畜産農家の配合飼料価格高騰への支援                      さのこ生産者の資材価格高騰への支援                      野菜・花き用ハウスの再整備への支援                      低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金の支給                      生活福祉資金（特例貸付）を借り終えた世帯に対する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付                      生活困窮者等への県産米の提供</p>	<p>2,071                      670                      161                      40                      33                      540                      25                      116                      118                      4                      38</p>

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和4年度 6月補正	<p>低所得の子育て世帯への県産米の提供 県内外の高等機関の学生に対する県産米の提供 生活困窮者等に対して食料品を提供するフードバンク活動への支援 学校給食において県産水産物の無償提供(県産水産物の学校給食提供を無償化) 県立学校においてこれまでどおりの栄養バランスや量を保った給食が実施されるよう食材購入費を支援 市町村が取り組む消費喚起に資するブレミアム商品券等発行事業に対する支援の拡充 県産木材を使用する一般住宅及び民間施設の建築に対する支援の拡充 ウィズコロナでの国際チャーター便の受入支援(秋冬チャーター便) 空港の利用拡大に向けた航空会社による取組みへの支援 県内小規模事業者等が取り組むEコマースなどのウィズコロナ・ポストコロナ対策経費への支援 雇用調整助成金の県単独上乗せの延長(対象期間を6月末までに延長、補助率1/20) コロナ重点医療機関(＝入院医療機関)における高度医療向け設備の整備に対する助成 救急・周産期・小児医療病院におけるコロナ疑い患者受け入れのための院内感染防止資機材整備に対する助成 コロナ患者の外来隔離透析対応のための資機材整備に対する助成 透析医療機関・救急告示病院におけるPCR検査等機器の整備に対する助成 県内4地域でのワクチンの巡回接種 クラスターが発生した高齢者施設・障がい者施設へ提供する衛生用物品等の追加備蓄 民間病院における医師、看護師、臨床検査技師への特殊勤務手当支給に対する助成 衛生研究所における検査処理能力の向上のための機器整備及び試薬の追加購入 自宅療養者に貸与するパルスオキシメーターの追加購入等 高校部活動の県外遠征参加者、国民体育大会参加者等に係る抗原検査キットの追加購入 中小企業等において事業継続を判断した際の抗原検査キット活用の支援 保健所における新型コロナウイルス対応業務の効率化(人材派遣サービスの活用)</p>	77 80 5 27 7 527 7 148 15 54 35 129 76 60 27 48 7 107 28 12 38 38 21
	令和4年度 9月補正	<p>原油価格・物価高騰の影響を受ける事業者に対する緊急支援給付金 (令和4年8月3日からの大雨で被災した事業者に対しては、法人10万円・個人事業主5万円を上乗せ) 運送事業者の原油価格高騰への支援 地域の移動手段確保のための地域交通事業者への支援 肥料価格高騰への支援 施設園芸農業者の原油価格高騰への支援 畜産農家の配合飼料価格高騰への支援 農業水利施設の電気料金高騰への支援 社会福祉施設の原油価格・物価高騰への支援 低所得世帯への冬季の灯油購入費等の臨時的な支援 生活困窮者等への県産品カテゴリーギフト(食料品・日用品5,000円相当)の配布 児童手当を受給している多子世帯(高校生以下の子どもが3人以上いる世帯)へのチャエリカ(5,000円分)の配布</p>

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和4年度 9月補正	<p>家庭及び事業所における太陽光発電・蓄電池設備同時導入に対する支援</p> <p>県産木材を使用する一般住宅の建築に対する支援</p> <p>新たな移住・定住施策の推進（関西圏・中京圏における相談窓口の設置、やまがた体験ツアーの実施、テレワークの準備に要する経費の支援等）</p> <p>雇用調整助成金の県単独上乗せの延長（対象期間を9月末までに延長、補助率1/20）</p> <p>アジアの重点市場（台湾、中国、香港、韓国、タイ）におけるインバウンド復活に向けたプロモーションの強化</p> <p>県外空港を利用して本県を訪れる旅行商品造成に対する支援</p> <p>令和5年「やまがた紅王」本格デビュー及び令和7年「さくらんぼ栽培150周年」のPR並びにこれらを契機とする継続的な県産フルーツの情報発信に向けた計画の策定</p> <p>GIGAスクール構想に基づく県立学校のネットワークの強化（各学校からインターネットに直接接続する環境の整備）</p> <p>児童養護施設等における感染拡大防止のための衛生用物品等購入、施設改修の実施</p> <p>保険適用のPCR検査費用（自己負担分）に対する公費負担</p> <p>PCR検査（行政検査）の民間検査機関への委託</p> <p>宿泊・自宅療養中の医療費（自己負担分）に対する公費負担</p> <p>介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所等における感染者発生時のかかり増し経費（緊急人材確保、消毒、衛生用品費等）に対する支援</p> <p>中小企業等において事業継続を判断した際の抗原検査キット活用の支援</p>	<p>51</p> <p>5</p> <p>10</p> <p>31</p> <p>23</p> <p>80</p> <p>9</p> <p>228</p> <p>16</p> <p>379</p> <p>57</p> <p>346</p> <p>130</p> <p>199</p>
令和4年度 12月補正	<p>医療機関の原油価格・物価高騰への支援</p> <p>運送事業者の原油価格高騰への支援</p> <p>地域の移動手段確保のための地域交通事業者への支援</p> <p>畜産農家の飼料価格高騰への支援</p> <p>放流用種苗生産及び内水面養殖に係る生産費（飼料費・光熱費）高騰への支援</p> <p>さのこ生産施設の光熱費高騰への支援</p> <p>私立学校の原油価格・物価高騰への支援</p> <p>「やまがた旅割キャンペーン」の拡充</p> <p>観光施設が行う誘客促進策への支援</p> <p>オミクロン株対応ワクチンの接種開始等に伴うワクチン接種を行う医療機関に対する協力の追加</p> <p>新型コロナウイルス診療・検査医療機関に対する抗原検査キットの追加配布</p> <p>自宅療養者向けバルスオキシメーターの追加購入</p> <p>県立病院等における新型コロナウイルス対応医療従事者に係る特殊勤務手当相当分の負担金の増</p> <p>介護サービス事業所等における感染者発生時のかかり増し経費（緊急人材確保、消毒、衛生用品費等）に対する支援</p> <p>中小企業等において事業継続を判断した際の抗原検査キット活用の支援を令和5年3月まで延長</p> <p>県有施設・県立学校における感染防止対策の強化（エアコン・換気機能の整備、トイレ洋式化、自動水栓設置）</p> <p>さのこ生産施設における省エネ設備及び生産資材等の導入への支援</p> <p>県立学校における保健衛生用品や換気用備品の購入等</p>	<p>878</p> <p>642</p> <p>158</p> <p>600</p> <p>19</p> <p>37</p> <p>59</p> <p>3,130</p> <p>140</p> <p>519</p> <p>63</p> <p>9</p> <p>48</p> <p>232</p> <p>53</p> <p>87</p> <p>46</p> <p>153</p>

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和4年度 2月補正	地域の移動手段確保のための地域交通事業者への支援 運送事業者の燃油価格高騰への支援 中小企業・小規模事業者や観光事業者が行うDX・GX設備投資等への支援 畜産農家の飼料価格高騰への支援 施設園芸農業者の燃油価格高騰への支援 漁業者の燃油価格・資材価格高騰への支援 病床確保医療機関への空床補償 「やまがた旅割キャンペーン」経費の追加 生活福祉資金貸付事業に係る費用の交付	168 438 262 600 132 11 2,320 282 3,607
予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和5年度 当初予算	医療提供体制やワクチン接種体制の整備などの新型コロナウイルス感染症対策 放課後児童クラブにおける消毒・衛生用品の購入、施設改修 保健所業務対応等コロナに関する会計年度任用職員費 新型コロナウイルス感染拡大傾向時の無料のPCR等検査の実施 感染防止のための老人福祉施設の改修 介護サービス事業所における消毒・衛生用品の購入、緊急人材確保 第78回国民スポーツ大会冬季大会スキージャンプ競技会(本県開催)参加者のPCR検査の実施 R2実施の無利子・無保証料融資(地域経済変動対策資金等)に係る原資貸付及びび利子補給補助 R2実施の無利子・無保証料融資(地域経済変動対策資金)に係る保証料補給補助	25,333 120 392 1,035 150 395 79 58,360 764
令和5年度 5月補正	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給	106
令和5年度 6月補正	子ども食堂等の物価高騰等への支援 生活困窮者等に対して食料品等を提供するフードバンク活動への支援 県立学校においてこれまでどおり栄養バランスや量を保った給食が実施されるよう食材購入費を支援 市町村が取り組むLPガス料金の負担軽減(新規)及び地域経済活性化に資するプレミアム商品券等発行事業に対する支援 医療機関の物価高騰等への支援 社会福祉施設の物価高騰等への支援 施設園芸農業者の省エネ設備等の導入経費に対する支援 畜産農家の飼料価格高騰への支援 漁業者の燃油価格高騰への支援 漁業者の資材価格高騰への支援 放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者の飼料価格・電気料金高騰への支援 放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者の省エネ設備の導入等経費に対する支援	1 6 11 1,588 553 382 45 852 15 36 12 4

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和5年度 6月補正	<p>農業水利施設の電気料金高騰への支援                      さのこ生産施設の光熱費高騰への支援                      特別高圧で受電している県内中小企業等の電気料金高騰への支援                      地域の移動手段確保のための地域交通事業者(乗合バス)への支援                      地域の移動手段確保及び需要拡大のための地域交通事業者(タクシー)への支援                      バス及びタクシー事業者が負担する従業員の二種免許取得費用に対する支援                      空港の利用拡大及び県内の消費喚起に向けた航空会社の取組みへの支援                      海外(欧州・アジア)における県内の消費喚起に向けた航空会社の実施による県内工芸品製造・販売事業者の販路開拓支援                      県内宿泊施設における海外からのインタナーシップ受入促進支援                      貸切バス・タクシーを利用した新たな着地型オプショナルツアーや旅行者ニーズに合わせた手配型商品等に対する支援                      仙台空港を利用するインバウンドを県内に呼び込むための仙台空港～山形便・庄内便を運行するバス事業者への支援及び海外における広告展開等                      県内旅行会社と海外旅行会社が相互に利用するチャーター便を運行する場合の県内旅行会社に対する支援                      伝統芸能団体の利用促進への支援、文化芸術施設等の誘客促進に係る事業構築へのコンサルタント派遣                      魚価向上に向けた活イカ出荷体制整備(水槽、梱包機器等導入)及び飲食店における利用促進支援</p>	<p>86                      19                      213                      29                      65                      10                      20                      19                      2                      275                      97                        26                      6                      7</p>



「新型コロナウイルス感染症への対応の記録

～その時、山形県はいかに対応したか～」

発行日：令和5年12月

発行者：山形県防災くらし安心部防災危機管理課

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-2231